

第二期三重県子どもの貧困対策計画  
(最終案)

令和2(2020)年3月  
三 重 県

# 目 次

I	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	子どもの貧困のとらえ方	
II	子どもの貧困対策計画の取組状況	2
III	実態調査	7
1	調査の目的	
2	アンケート調査	
3	その他	
IV	子どもの貧困対策の検証	16
V	基本理念と基本方針	17
1	基本理念	
2	基本方針	
VI	具体的取組と計画目標	18
1	考え方	
2	具体的な取組	
(1)	教育の支援	
(2)	生活の支援	
(3)	保護者に対する就労の支援	
(4)	経済的支援	
(5)	身近な地域での支援体制の整備	
VII	計画の推進体制	33

## I 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

本県では、平成 26（2014）年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）および同年 8 月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）の趣旨をふまえて、平成 28（2016）年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

現計画の計画期間終了にあたり、今年度改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、子どもの現在および将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困の連鎖によって閉ざされることがないように、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、法第 9 条第 1 項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間に合わせて、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

### 4 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

## Ⅱ 子どもの貧困対策計画の取組状況

「三重県子どもの貧困対策計画（平成 28（2016）年度～令和元（2019）年度）」では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「包括的かつ一元的な支援」の 5 つの支援を柱として取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次の通りです。

### ①教育の支援

- ・教育相談体制を充実させるために、令和元（2019）年度は、スクールカウンセラーを全中学校区と、県立高等学校 37 校に配置しました。各中学校区では、小学校から中学校への途切れのない支援を行えるよう、配当時間数を柔軟に運用できる工夫をしています。スクールソーシャルワーカーについては、計画策定時の 8 人から増員して、令和元（2019）年度は 12 人体制としました。学校の要請に応じた派遣とともに、拠点となる県立高等学校から近隣中学校区への巡回を行い、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、課題の早期発見・早期対応に努めました。（教育委員会）
- ・家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていなかったりする子どもに対して、「地域未来塾」による学習支援を実施しました。（令和元（2019）年度は 10 市町 51 校（小学校 36 校、中学校 15 校）で実施）（教育委員会）
- ・新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について、平成 31（2019）年 3 月に小学校で 25 市町、中学校で 27 市町が実施しました。（教育委員会）
- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭等における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の 6 市町から平成 30（2018）年度は 28 市町に増加しました。（子ども・福祉部）
- ・県が所管する 14 町（多気町を除く郡部）における、生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代に拡大しました。また、学習支援に加えて、教育相談や生活習慣の改善に関する助言等にも取り組みました。（子ども・福祉部）

### 【目標とモニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6 市町 (H26)	28 市町 (H30)	29 市町
■ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26)	88.3% (H30)	98.8%
■ 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4% (H26)	100% (H30)	98.8%

■	放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校	22.7% (H27)	22.6% (H30)	27.0%
		中学校	13.7% (H27)	17.8% (H30)	18.0%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率		17,463人 11.61% (H25)	17,851人 12.38% (H28)	—
□	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合		90% (H26)	96.7% (H29)	—
□	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合		83.3% (H26)	100% (H29)	—
□	スクールソーシャルワーカーの配置人数		8人 (H27)	12人 (R1)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		2.6% (H26)	2.4% (H30)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		24.2% (H26)	28.2% (H30)	—
□	児童養護施設の子どもの大学等進学率		18.2% (H26)	22.6% (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## ②生活の支援

- ・ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業について9市町への経費助成を行いました。(子ども・福祉部)
- ・食の支援をはじめ、子どもの居場所や世代間の交流、地域のコミュニティづくりなどの場となっている子ども食堂の充実に向け、平成30(2018)年度に運営ノウハウの提供を目的とする「子ども食堂開設ハンドブック」を作成するとともに、「子ども食堂開設準備講座」を開催しました。県が把握する子ども食堂は、平成29(2017)年度の26か所から令和元(2019)年5月には40か所に増加しました。(子ども・福祉部)
- ・社会的養護の子どもへの自立支援として、平成30(2018)年度に「児童養護施設退所後の進学を考えるワークショップ&交流会」を開催し、児童養護施設出身の大学生および高校生を招き、発表やパネルディスカッション、県内の施設入所児童との交流会を行いました。また児童養護施設入所児童を対象に「児童養護施設退所後の仕事を考える勉強会」を開催し、施設出身者を積極的に雇用している経営者による仕事の内容や就職に向けた準備などについての説明と、意見交換を行いました。(子ども・福祉部)
- ・令和元(2019)年9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。(医療保健部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)	
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8 市町 (H26)	9 市町 (H30)	29 市町	
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	233 件 (H26)	332 件 (H30)	—	
□	生活保護世帯に属する 子どもの就職率	中学校卒業後	1.4% (H26)	3.9% (H30)	—
		高等学校等卒業後	57.9% (H26)	66.7% (H30)	—
□	児童養護施設の子どもの 就職率	中学校卒業後	5.7% (H26)	0% (H30)	—
		高等学校等卒業後	72.7% (H26)	77.4% (H30)	—
□	妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が整備されている市町数	24 市町 (H26)	29 市町 (H30)	—	
□	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携した市町数	10 市町 (H26)	29 市町 (H30)	—	

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

③保護者に対する就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコンや簿記等の就業支援講習を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、ひとり親の就業を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方には、福祉事務所の就労支援員、生活困窮家庭の方においては、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し実施しました。(雇用経済部)
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施しました。(雇用経済部)

【目標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	—	321人 (H30)	540人
■	三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	3件 (H26)	10件 (H30)	40件
■	高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79% (H25)	92.3% (H30)	90%

注) 目標は■で表記

④経済的支援

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、「児童扶養手当」を支給しました。支給額の増額と支給回数を含めた支払方法の改善検討等を早期に実施するよう国に提言を行った結果、平成30（2018）年8月には、全部支給に係る所得制限限度額の引き上げが行われ、令和元（2019）年11月からは支給回数が、年3回から6回に増加しました。また障がい児の福祉増進を図るため「特別児童扶養手当」を支給しました。（子ども・福祉部）
- ・経済的支援が必要なひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付を実施しました。（子ども・福祉部）
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による養育費に関する相談などの各種相談支援を実施しました。（子ども・福祉部）

【目標とモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	母子家庭で養育費を受給している割合	45% (H26)	60.0% (R1)	60%
□	母子世帯の年間世帯収入額（中央値の階層）	200～250万円未満 (H26)	200～400万円未満 (R1)	—
□	児童扶養手当の受給者数	14,428人 (H26)	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

⑤包括的かつ一元的な支援

- ・ひとり親施策の相談窓口と生活困窮者自立支援相談事業との連携や、福祉総合窓口の設置による相談者への制度紹介や支援の実施等、地域の実情に応じた包括的

かつ一元的な支援が行える体制を構築するため、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の場等における県内外の好事例の提供や、各種施策の共有等、市町をはじめとする関係機関との連携強化を行いました。平成 30（2018）年度末時点では、17 市町において包括的かつ一元的な支援が行える体制が整いました。（子ども・福祉部）

- 子どもの貧困問題を周知し、現に支援を行っている活動団体の課題や貧困家庭の子どもの生活実態など現場の声を聞きながら、参加者一人ひとりがそれぞれの立場で何ができるか考え、支援活動に踏み出すきっかけをつくるため、「子どもの貧困を考えるシンポジウム」を平成 30（2018）年 1 月に開催しました。また同年 9 月には「子どもの貧困対策 全国 47 都道府県キャラバン in 三重」、12 月には「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー in みえ」のイベントを実施し、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた県民意識の醸成に取り組みました。（子ども・福祉部）

### 【目標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■	子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	—	17 市町 (H30)	29 市町

注) 目標は■で表記

### 全体に係る指標

- 平成 28（2016）年度の「国民生活基礎調査」において、子どもの貧困率（全国）は、13.9%（子どもの約 7 人に 1 人が貧困状態にある状態）となっています。

### 【モニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
□	生活保護世帯における子どもの数（人）とその割合	2,137 人 0.72% (H26)	1,501 人 0.54% (H31.3 時点)	—
□	子どもの貧困率（全国）	16.3% (H24)	13.9% (H27)	—
□	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（全国）	54.6% (H24)	50.8% (H27)	—

注) モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標



### Ⅲ 実態調査

#### 1 調査の目的

子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握し、効果的な支援のあり方を検討するため、保護者および子ども本人への調査を実施しました。

#### 2 アンケート調査

##### (1) 調査対象

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ 学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・ 子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・ 父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

##### (2) 調査方法

令和元（2019）年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

##### (3) 調査事項

保護者用調査票	子ども用調査票
<ul style="list-style-type: none"><li>・ ご本人とご家族のことについて</li><li>・ お子さまのことについて</li><li>・ 生活の状況について</li><li>・ 就労状況について</li><li>・ 公的な支援について</li><li>・ ひとり親家庭の状況について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食事について</li><li>・ 放課後の過ごし方について</li><li>・ あなたについて</li></ul>

##### (4) 回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
合計	4,162	1,048	25.2%

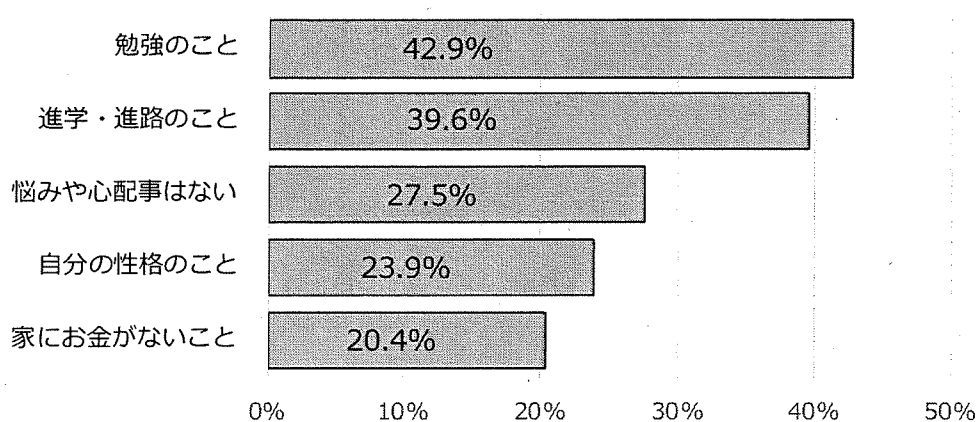
## (5)調査結果(抜粋)

### ①悩みや心配なことなどについて

- ・保護者が抱える子どもについての悩みや心配なことは、「子どもの成績や進学」、「教育費」「子どもの友だち関係」の順となりました。
- ・一方、子ども自身が抱える自分や家族についての悩みも「勉強のこと」、「進学・進路のこと」が多く、保護者・子ども共に勉強や進学に関する悩みが多いという結果になりました。

### ○自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか(子ども)

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



### ○お子さまについてどのような不安や悩みがありますか(保護者)

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

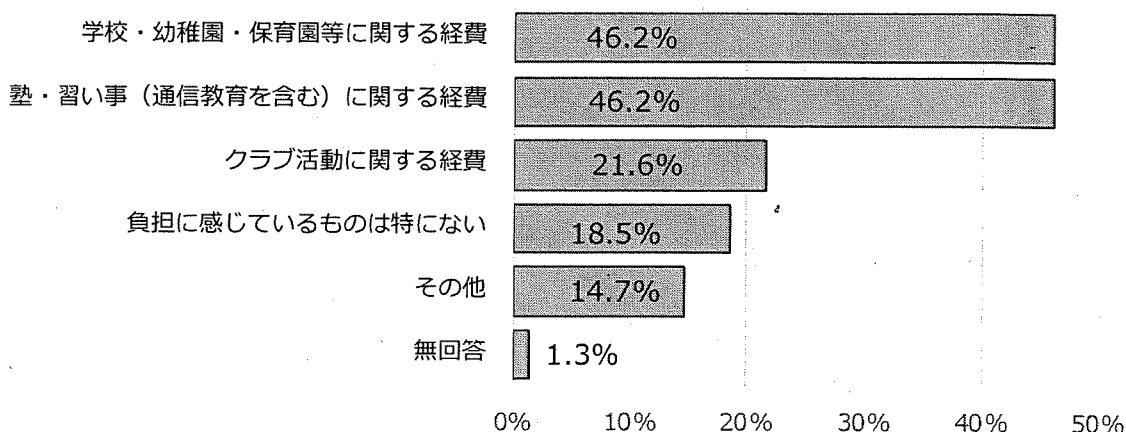


## ②教育費に関する負担について

・約半数の保護者が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に感じています。

## ○教育に係る経費について負担に感じているものはありますか（保護者）

※複数回答可

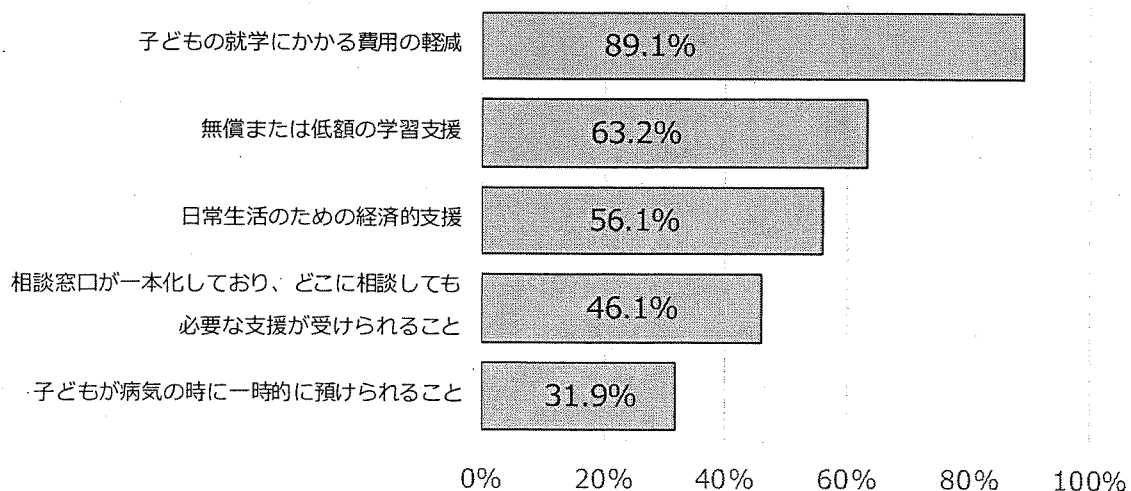


## ③充実を望む支援について

・子どもの就学費用の軽減が89.1%、無償または低額の学習支援が63.2%と、教育に係る費用に対する支援の充実が求められています。

## ○子育てをする上でどのような支援が充実するとよいと思いますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

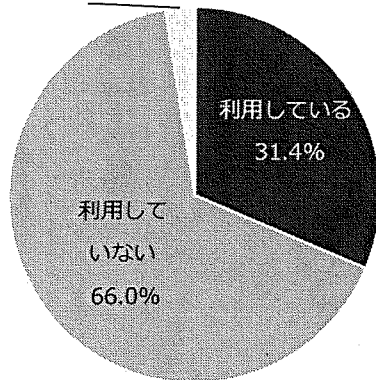


#### ④学習塾の利用について

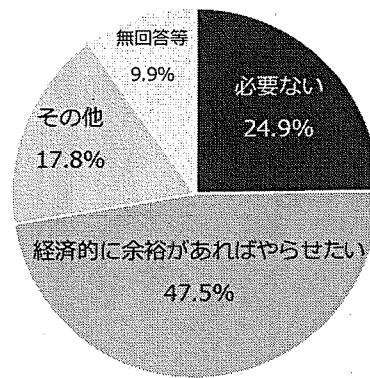
- ・過去1年間に子どもが学習塾を利用していないと回答した保護者のうち、約半数は経済的に余裕があれば塾を利用したいと考えています。
- ・約8割の保護者が、無料の学習支援教室を利用したい、または自宅近くにあれば利用したいと考えています。

#### ○過去1年間において、お子さまは学習塾を利用していますか（保護者）

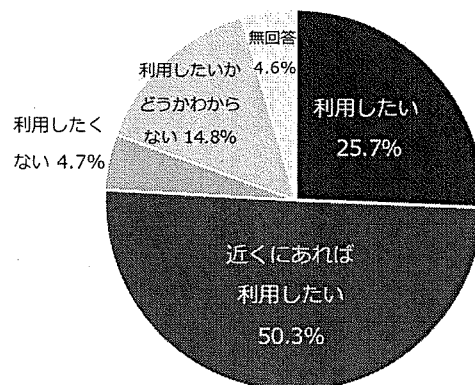
学習塾の利用状況  
無回答等 2.6%



(利用していない家庭)  
学習塾を利用していない理由



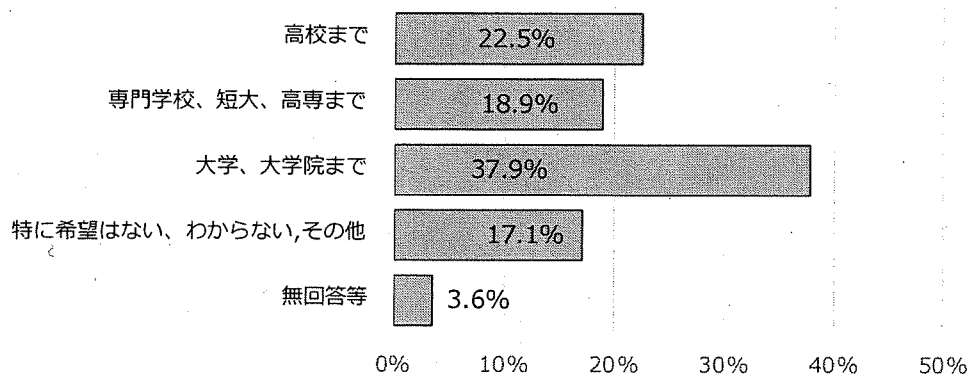
#### ○無料の学習支援教室を利用したいと思いますか（保護者）



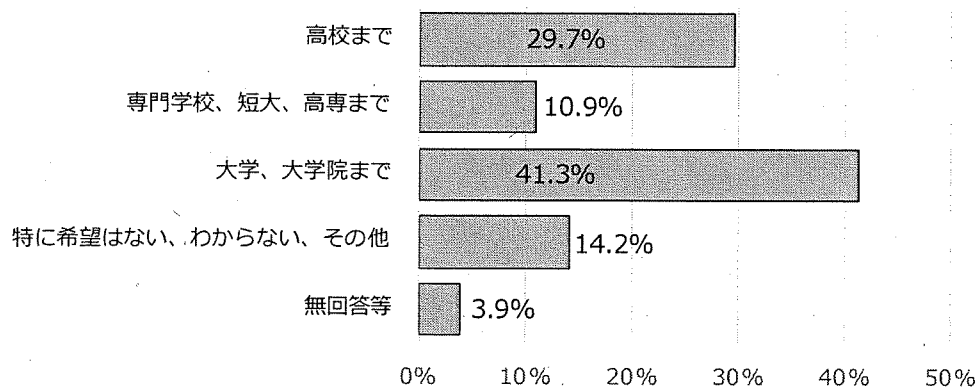
### ⑤進学について

- ・子ども、保護者とも半数以上が、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）への進学を希望しています。
- ・また、高等教育機関への進学を希望しないと回答した保護者のうち 55.8%の方は、令和2（2020）年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度や給付型奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しています。

#### ○将来どの学校まで行きたいと思いますか（子ども）

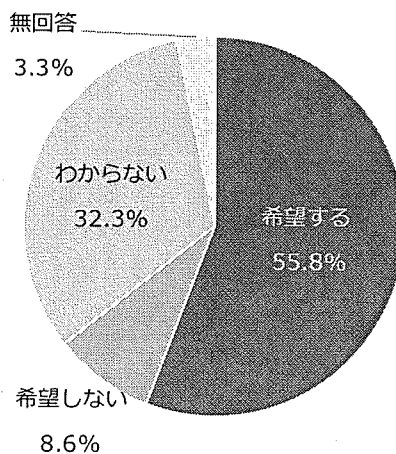


#### ○お子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか（保護者）



（上記設問で、高等教育機関への進学を希望しないと回答された方）

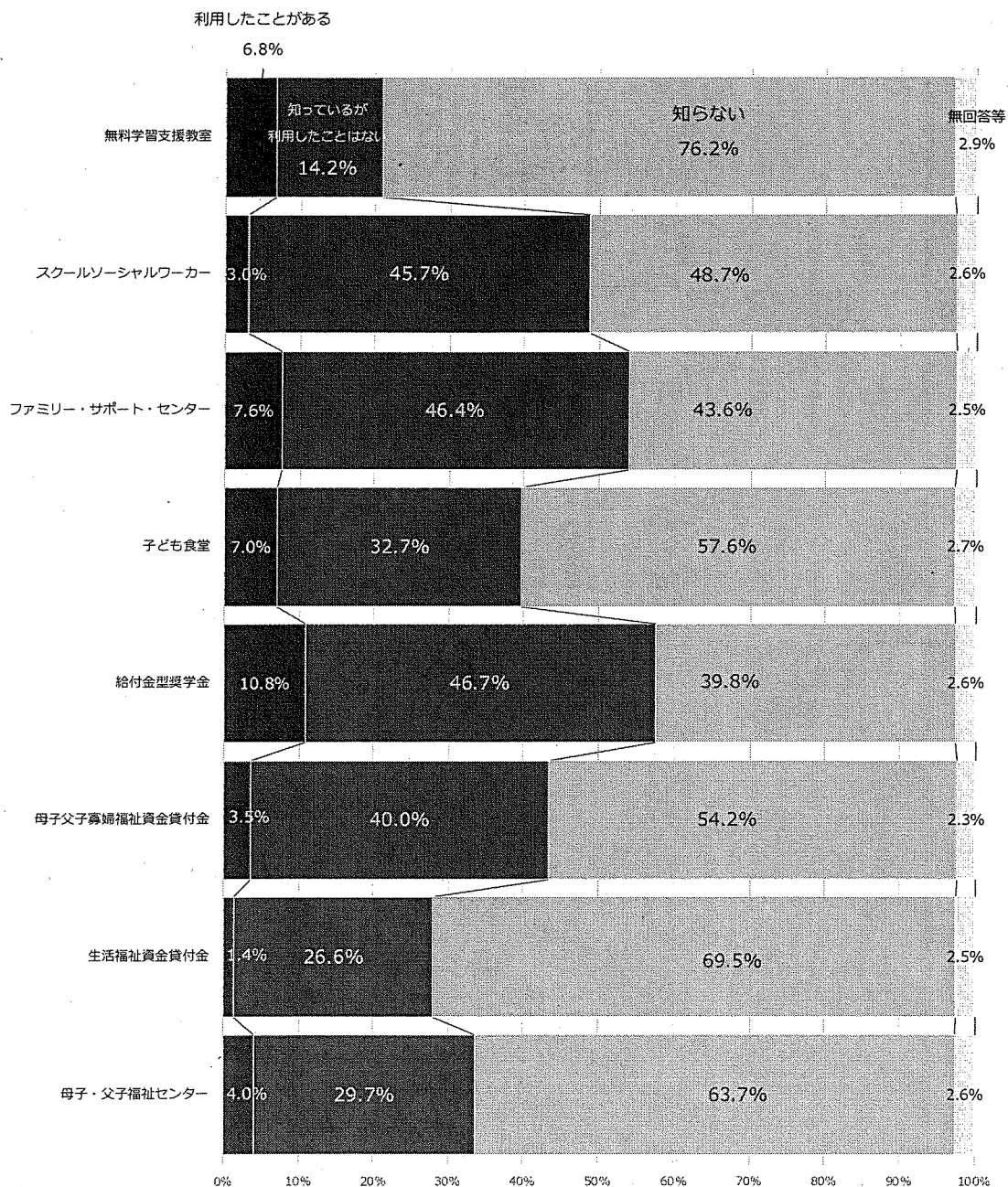
○令和2（2020）年度以降拡充が図られる授業料の減免や給付型奨学金の利用が可能であれば、高等教育機関への進学を希望されますか。



⑥各種支援制度の認知度について

- ・子育て世代が利用できる様々な支援について「知らない」という回答した方が多くありました。
- ・学習支援教室については、前述の通り、利用を希望される方が多いにも関わらず、76.2%の方が知らないという結果でした。

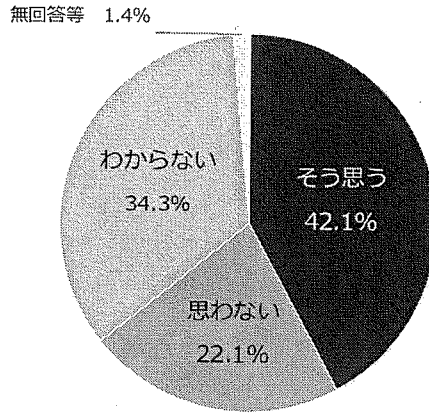
○下記の支援について、それぞれ「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」、「知らない」のうちから当てはまるものを選んでください。



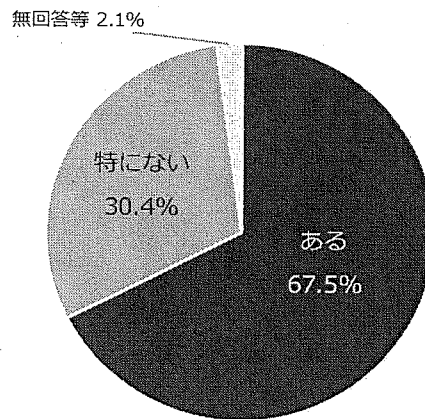
⑦子どもの自己肯定感および将来の夢について

- ・自分のことを好きだと回答した子どもは、42.1%でした。
- ・将来の夢については、67.5%の子があると答えました。そのうち93.7%は、自分が一生懸命努力すればその夢は叶うと考えています。

○自分のことが好きですか(子ども)

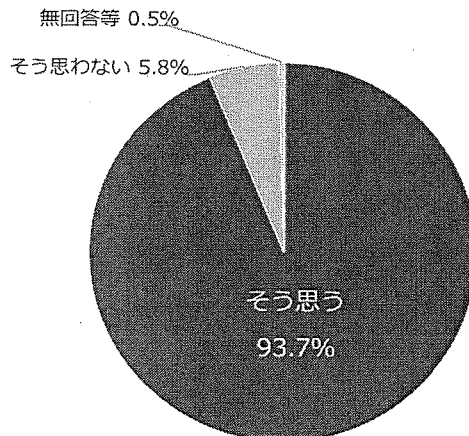


○将来の夢はありますか(子ども)



(上記設問で、将来の夢があると回答された方)

○その夢は、自分が一生懸命努力すれば叶うと思いますか(子ども)



⑧自由意見について

・制度や支援策への要望や意見等に関する自由意見に、273名（全回答者数の35.5%）の方から回答をいただきました。  
 ・内容としては、「生活の支援」、「経済的な支援」、「教育の支援」などに関する意見が多く見られました。

○暮らしやお仕事、お子さまについてなど制度や支援策へのご要望や意見があればお書きください（保護者）。

生活支援関係 32.8%	経済的支援関係 22.8%	教育支援関係 20.8%	就労支援 関係 9.4%	支援体制 関係 8.3%	その他 6.0%
-----------------	------------------	-----------------	--------------------	--------------------	-------------

（主な意見）

生活支援関係

- ・保育所、学童保育について改善してほしい（利用できない、預かり時間、経済的負担等）。
- ・放課後や長期休暇中等に子どもが安心して過ごせる居場所を作ってほしい。
- ・病児保育を充実させてほしい。
- ・医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大してほしい。
- ・日常の家事等について支援してほしい。
- ・ファミリー・サポート・センター利用に係る経済的負担を減らしてほしい。
- ・家賃の補助や公営住宅を増やすなど、住居について支援してほしい。

経済的支援関係

- ・児童扶養手当について改善してほしい（所得制限の見直し等）。
- ・児童手当の支給がなくなる高校入学以降に経済的な支援をしてほしい。
- ・養育費の支払いを徹底させてほしい。
- ・光熱水費等、生活上の必要経費を補助してほしい。

教育支援関係

- ・教育（学習塾、部活動等含む。）に係る負担を減らしてほしい。
- ・進学費用に係る負担を減らしてほしい。
- ・無料の学習支援教室を充実させてほしい。
- ・障がいのある子どもへの教育・就業等の支援を充実させてほしい。

就労関係

- ・企業の子育て家庭に対する理解を高め、子育てしやすい職場環境づくりを進めてほしい（必要な休暇を取得できる、時間に制約があっても働ける等）。
- ・保護者が資格を取得する際に支援してほしい。

支援体制関係

- ・窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供や相談しやすい体制づくりを進めてほしい。



### 3 その他

上記調査のほか、ひとり親家庭・外国人家庭の支援や、無料の学習支援・子ども食堂の運営に関わる方、貧困対策に積極的に取り組んでいる小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行うとともに、生活保護家庭およびひとり親家庭の高校生、児童養護施設・里親家庭出身者への聴取調査を行いました。

#### (懇話会の主な意見)

- ・支援を必要とする当事者と、様々な支援制度を繋げるコーディネーターが必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーについては、中学校区に1人以上の配置が望ましい。また機能を発揮するために、その地域の状況をよく知って活動する必要がある。
- ・子ども食堂のニーズが高まり、新たに立ち上げるとすぐに大勢の参加者が集まり、資金も人手も足りなくなってしまう。
- ・市民団体をしっかりとサポートし、力を発揮できる状態にする事が重要である。
- ・健診の受診状況など、各自治体が持つ情報を活用し、行政が家庭へ定期的に入るきっかけを作ることが必要である。
- ・普段会えない人でも食料を持っていくと会えることがあるので、食料配布はアウトリーチのきっかけになる。
- ・子どもが病気になったとき安心して頼れる病児保育の充実が必要である。
- ・子どもの医療費の窓口無料化について、対象年齢を拡大してほしい。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金や生活福祉資金貸付金を利用しやすくなるよう、先進自治体の事例などを参考にしてほしい。
- ・住んでいる地域によらず、県内どこにいても等しく必要とするサービスを受けることができるよう取り組んでほしい。
- ・外国籍の人は情報が少なく、問題が深刻になってから相談に来ることが多いので、トータルでサポートする人が必要である。

#### (聴取調査の主な意見)

- ・母親が病気になったあと、父親が仕事や家事を一人で担うのを見て、支えたいと思っている。
- ・高校生になるとスマホなど授業以外の出費が増えるので大変である。
- ・就職のために資格や運転免許を取得するための費用の負担が大きい。
- ・お金がかかるという理由で、遊びに行ったり、服を買ったりするのを我慢することがあった。
- ・父親が毎日深夜まで働く状況を改善してほしい。
- ・進学、就職などで一人暮らしの際の経済的な支援がほしい。
- ・一人で暮らす中でわからないことを相談できるところがほしい。

## IV 子どもの貧困対策の検証

第二期三重県子どもの貧困対策計画の策定に向け、これまでの施策の取組状況や、実態調査の結果等を元に整理した課題は次の通りです。

### (教育の支援)

- ・スクールソーシャルワーカーの増員や地域の状況をふまえた支援を望む声があり、多様な課題を抱える子どもに対する学校を窓口とした教育相談を充実していく必要があります。
- ・学習支援のニーズは高いものの、無料の学習支援の認知度は高くないことがわかりました。生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町の数も28まで増えており、今後は実施箇所数を増やすなど取組を充実させていく必要があります。
- ・令和2（2020）年4月から、高等教育機関の就学支援新制度が実施されます。家庭の経済状況に関わらず進学が確保されるよう、高校生世代を対象とする学習支援を充実させる必要があります。また施設や里親家庭で生活する子どもの進学支援も行う必要があります。

### (生活の支援)

- ・子育てや家事の支援など生活の援助を望む声があります。必要なサービスを受けられるよう、制度の充実や利用料の助成等を拡充していく必要があります。
- ・子どもの貧困対策を進めるにあたり、家庭の経済状況に左右されずに子どもが健やかに育てられるよう、親の妊娠出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握する必要があります。

### (保護者に対する就労の支援)

- ・生活困窮家庭の保護者に対し、関係機関と連携し、個々の状況に応じて、就労支援を行う必要があります。
- ・三重県母子・父子福祉センターの広報を強化するとともに、ハローワークとの連携を進め、就労支援の充実を図る必要があります。

### (経済的な支援)

- ・養育費を受給する割合が低い状況にあることから、経済的に安定するためにも養育費の取り決めをし、確実な受給につなげる必要があります。
- ・各種手当等の支給や貸付金の貸付など、引き続き子どもに対する経済的な支援を行う必要があります。

### (包括的かつ一元的な支援)

- ・市町における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。今後は子どもや家庭により身近な地域において、支援体制を充実させる必要があります。
- ・子どもの貧困対策について、ワンストップ窓口や、庁内外の関係部署が連携して取り組んでいる市町が増えました。更なる充実に加えて、支援を必要とする人にとってわかりやすい情報提供や、支援が届きにくい家庭の早期発見とともに、アウトリーチの取組を行う必要があります。
- ・各機関において子どもの貧困対策の取組が進むなかで、様々な支援制度を把握してコーディネートできる機能が重要です。人材養成等に取り組み、安定的・継続的に活動できる体制を作る必要があります。

## V 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

三重県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもが、安心して生きることができ、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られ、自らの力を発揮して成長でき、そして思いや意見が尊重されることにより、一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざしています。

子どもの貧困対策においては、「三重県子ども条例」の基本理念(※)の通り、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

※「三重県子ども条例」の基本理念(第3条)

- ◆子どもを権利の主体として尊重すること。
- ◆子どもの最善の利益を尊重すること。
- ◆子どもの力を信頼すること。

### 2 基本方針

#### (1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築

子どもの心身の健全な成長を確保するため、既存の子ども関連施策を基本に、親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立が確立されるまで、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ることで、問題発見と支援を切れ目なくつなげるよう取り組みます。

#### (2) 支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進

必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しながらない子どもや家庭を早期に発見し、対策を講じるため、窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めます。また困窮層は多様であることに留意し、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労および生活等の各種支援を講じるよう配慮します。

#### (3) 市町における取組の支援

住民にとって最も身近で、個別の子どもに関する情報も多く保有する市町の取組充実を支援するため、関係機関の連携や効果的な取組の広域展開等を進めるよう取り組みます。

#### (4) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、苦しい状況にある子どもを早期に把握し支援につなげる体制づくりを進め、就学支援・学習支援など関係機関と連携した総合的かつ多面的な支援を行います。

## VI 具体的取組と計画目標

### 1 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に身近な地域での支援体制の整備を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの支援の柱全てに令和6（2024）年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより、基本理念の実現に向けて対策を推進していきます。

なお、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（令和2（2020）年度～令和5（2023）年度）、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2（2020）年度～令和5（2023）年度）、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」および「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を含む：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）、「三重県社会的養育推進計画」（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）等、子どもの貧困対策に係る取組が含まれている関連計画もふまえて取組を進めます。

### 2 具体的な取組

#### （1）教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

#### ① 「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開

##### ア 学校教育による学力保障

- ・家庭の経済状況に関わらず、基礎的・基本的な知識・技能の定着や思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上が図られるよう、小中学校において、授業での繰り返し指導やつまづきに応じた指導など、子ども一人ひとりの理解と定着を図る取組を推進します。（教育委員会）
- ・小中学校において、子ども一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現するため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料を活用し、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の違いに応じた学習など、きめ細かく行き届いた指導を充実させます。（教育委員会）
- ・子どもに「知識および技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、

人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施します。(教育委員会)

#### イ 学校を窓口とした関係機関等との連携

- ・多様な課題を抱える子どもに対する教育相談を充実させるため、市町と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣します。また、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携した支援を行います。(教育委員会)
- ・ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・全ての子どもにとって学校が安心して学べる居場所となるように環境を整えるとともに、社会との関わりが持てていない子どもが社会的自立に向けた多様な学びを進められるよう支援します。(教育委員会)
- ・不登校の子どもや保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、通所している子どもの支援に加え、通所できない子どもに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校の子どもに対する支援の中核となるよう機能強化を促進します。(教育委員会)
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修およびスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。(教育委員会)
- ・校長をはじめ教職員を対象として、貧困問題等の現状について理解を深めるために、児童相談所等の関係機関と連携した研修を実施します。(教育委員会)

#### ウ 地域による学習支援

- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・「地域未来塾」の取組の普及に向けて、市町関係者や地域住民等を対象にした会議で好事例を共有するとともに、学校を通じて子どもや家庭への情報提供を進めます。(教育委員会)
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高め、人権尊重の地域づくりが促進されるよう、学校・家庭・地域が連携して、学習支援や子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動などを行う「子ども支援ネットワーク」の取組を推進します。(教育委員会)
- ・地域で子どもの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習支援を推進します。(教育委員会)
- ・貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成を

行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

- ・地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。(子ども・福祉部)

#### エ 外国人児童生徒・保護者への支援

- ・小中学校において、外国人児童生徒(※)が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等を行い、学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。(教育委員会)
- ・外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。(教育委員会)
- ・保護者が学校生活等に関する学校からの連絡内容を正確に把握できるよう、市町等や学校に対し、連絡・案内文書例(ポルトガル語やタガログ語等6言語)の提供や翻訳支援を行います。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒が地域で社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談、日本語習得の支援等の業務を行う外国人生徒支援員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等)を県立学校の拠点校に配置します。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりできるよう、NPO法人等と連携し、進路セミナーを開催します。(教育委員会)
- ・就学前の外国につながる子どもが早期に学校生活に適応できるように、学校生活に必要な日本語やルールを身につけてもらうプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組みます。(環境生活部)

※外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもを含む。

#### オ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、仕事に対する子どもの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。(教育委員会)
- ・学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会として、編入学制度を適切に活用した生徒の進路選択を支援します。また、関係機関との連携を図り、社会参画につながるよう支援します。(教育委員会)
- ・県立高等学校および私立高等学校等中退者が、県立高等学校および私立高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(教育委員会、環境生活部)

## カ 特別支援教育に関する教育の支援

- ・発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。(教育委員会)
- ・特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)
- ・発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざし、市町における専門人材の育成、発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List in Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進や家族支援等を行います。(子ども・福祉部)

## キ その他の教育支援

- ・市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図ります。また、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう取り組んでいきます。(教育委員会)
- ・様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に係る検討を進めます。(教育委員会)

## ② 教育に係る経済的負担の軽減

### ア 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・令和元(2019)年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳～5歳の全ての子どもと、0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて(※)、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図っていきます。(子ども・福祉部)

(※)無償化の対象とならない世帯についても、ひとり親家庭に対する減免措置は継続されます。

### イ 義務教育に係る経済的負担の軽減

- ・生活保護制度の「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる生活保護世帯に、義務教育に必要な教科書その他学用品、給食費など、修学にかかる費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援を推進します。(子ども・福祉部)
- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給が全市町で実施されるよう支援を行います。(教育委員会)

### ウ 高等学校等就学に係る経済的負担の軽減

- ・県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、地方税の課税所得により計算した額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。(教育委員会、環境生活部)

- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。(教育委員会、環境生活部)
- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収入基準の見直しにより支援の充実を図ります。(教育委員会)
- ・生活保護法に基づく保護を受けている者等の授業料の全部または一部を減免します。(教育委員会)
- ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、生活保護費の「生業扶助」により、入学料、入学考査料、教材代等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用に係る経費に充てられる場合については、自立更生に充てられることから収入として認定しない取扱いとします。(子ども・福祉部)
- ・保護者の失職などによる家計急変世帯や高等学校等就学支援金の非該当者への支援を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
- ・保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、入学料の減免等を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
- ・資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用にかかる利子の一部を助成します。(環境生活部)
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に修学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯の子どもが、高等学校等に修学するために必要な授業料等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)

#### エ 特別支援学校就学に係る経済的負担の軽減

- ・特別支援学校に就学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。(教育委員会)

#### オ 大学等進学に係る経済的負担の軽減

- ・意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県が設置運営する大学などの授業料免除等を行います。(医療保健部、農林水産部)
- ・養成施設卒業後、三重県内で看護職員や保育士等として就業する意思のある方で、貸与を希望される方に返還猶予や返還免除付きの修学資金の貸付を行います。(医療保健部、子ども・福祉部)
- ・国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする人に対して修学資金の貸与を行います。(医療保健部)
- ・機関要件の確認を受けた私立専修学校(専門課程)に在籍し、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学校法



- 人等に助成します。(環境生活部)
- ・ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
  - ・低所得世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
  - ・大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として「進学準備給付金」を支給します。(子ども・福祉部)
  - ・ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(子ども・福祉部)
  - ・大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(子ども・福祉部)
  - ・県内の高校生に対し、令和2(2020)年4月から実施される高等教育の修学支援新制度の実施に係る制度について周知を行います。(子ども・福祉部、教育委員会、環境生活部)

③ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯(生活保護世帯を含む。)の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。(子ども・福祉部)
- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもの学習を支援します。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町 (R1)	29 市町
■	施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	25.9% (H30)	38.3%
■	家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% (H30)	84.4%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851 人 12.38% (H28)	—

<input type="checkbox"/>	就学援助制度に関する周知状況（入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	25 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	27 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	22.7% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	22.1% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子どもの高等学校中退者数	710 名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## (2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

### ① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援

#### ア 妊娠・出産期の支援

- ・家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを「出産・育児まるっ

- とサポートみえ（三重県版ネウボラ）」により推進します。（子ども・福祉部）
- ・関係機関が主体的に連携し、若年層の予期せぬ妊娠に対する相談や育児不安を解消する取組を支援します。（子ども・福祉部）
- ・特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握し支援するため、平成 26（2014）年度に県内で統一した妊娠届出時アンケートを活用した医療機関と市町との連携、市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの取組を支援します。（子ども・福祉部）
- ・産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、医師会等関係機関と連携し、アンケート情報や妊婦健診情報の評価検討およびマニュアルの作成などを通して産前産後の支援体制の強化を図ります。さらに支援が必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大を図ります。（子ども・福祉部）

#### イ 子育ての支援

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。（子ども・福祉部）
- ・「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等を着実に進めるよう支援します。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の利用料減免を行う市町を支援します。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭等の母、父および寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の助成または減免についても、市町と連携しながら拡充を図ります。（子ども・福祉部）
- ・保育士等を対象とした人権保育専門講座により、子どもの貧困に関する保育士等の理解を深めるよう努めます。（子ども・福祉部）
- ・家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。（子ども・福祉部）
- ・子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができるよう、病児・病後児保育施設の整備や運営に対して支援していきます。（子ども・福祉部）

#### ウ 保護者の自立支援

- ・生活困窮家庭の方においては、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業により、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。（子ども・

福祉部)

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。(子ども・福祉部)
- ・母子生活支援施設において、配偶者のない女性またはこれに準ずる事情にある女性およびその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)
- ・女性相談所において、配偶者等からの暴力(DV)被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の自立のための相談、支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・婦人保護施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)

エ 保護者の健康確保

- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)
- ・生活保護世帯の方が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、生活保護制度の「医療扶助」によって必要な支援を行います。(子ども・福祉部)

② 子どもの生活支援

ア 児童虐待への対応

- ・児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。(子ども・福祉部)

イ 社会的養育の充実

- ・保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設のもとで安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。(子ども・福祉部)
- ・社会的養育を必要とする子どもが、家庭や家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、市町の子ども家庭支援体制の構築や、施設の小規模化・多機能化、里親委託率の向上等の推進を図ります。(子ども・福祉部)

ウ 子どもの健康確保

- ・子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査

を支援します。(子ども・福祉部)

- ・令和元(2019)年9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。子どもに必要な医療を安心して受けさせることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)
- ・学校における給食後の歯みがき指導やフッ化物洗口の実施など、子どものむし歯予防のための取組を推進します。また、歯科健康診断結果に基づき、子どもたちがもれなく治療するよう、適切な勧奨の方法について情報提供するなど、積極的な受診に努めます。(教育委員会)

#### エ 子ども向け相談の運営

- ・子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「子どもSNS相談みえ」、「少年相談110番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。(子ども・福祉部、教育委員会、三重県警察本部)

#### ③ 子どもの安心できる居場所づくり

- ・放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(子ども・福祉部)
- ・子ども食堂の関係者で構成される「三重こども食堂ネットワーク」と連携し、子ども食堂の充実に向けた取組を支援します。また関係部局との協力による食材提供等の支援についても検討を行います。(子ども・福祉部、環境生活部)

#### ④ 子どもの自立支援

##### ア 社会的養護の子どもへの自立支援

- ・年齢制限による児童養護施設等退所者のうち、必要に応じ、将来の自立に向けて児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、施設退所後の進学や仕事について考える機会を提供します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。さらに、施設に自立支援員を配置するとともに、施設や企業、NPO等が連携・協力し、施設入所中から退所後までの切れ目のない支援体制を整備します。(子ども・福祉部)

##### イ 若者への就労支援

- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係

情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

- ・若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。

(雇用経済部)

- ・地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。(雇用経済部)
- ・生活困窮世帯等に属する若者が、経済状況によって技能習得の機会を逸失することがないように、三重県が設置運営する津高等技術学校の授業料の免除等を行います。(雇用経済部)

#### ⑤ 住宅支援

- ・子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。(県土整備部)
- ・住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県および関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。(県土整備部)

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある方に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として支給します。

(子ども・福祉部)

- ・ひとり親家庭に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯に対して生活福祉資金(住居の移転に必要な資金等)の貸付を行います。(子ども・福祉部)

#### 【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町 (R1)	29市町
■	産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19市町 (H30)	29市町
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件 (H30)	—
□	保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	調査中	—

<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25 人 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	県内で活動する子ども食堂の数	40 箇所 (R1.5 時点)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

### (3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

#### ① 親の就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭の父母等の就業、就労等に関する相談支援、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座受講費用の支給（自立支援教育訓練給付金）や修学期間中の経済的支援（高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業）を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し実施します。（雇用経済部）
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。（雇用経済部）
- ・就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。（雇用経済部）
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。（雇用経済部）
- ・就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組みます。（雇用経済部）

- ・生活困窮家庭の方を対象に、自立相談支援事業による就労支援員等が、対象者の個々の状況に応じた就労支援を行います。ハローワーク等の関係機関と連携し、就業相談、職業紹介等の支援、求職活動の支援としてハローワークへの同行、履歴書作成についての助言、面接対策等を行います。また、本人の希望等をふまえた個別の求人開拓などの支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方については、福祉事務所において、「就労支援プログラム」に基づきケースワーカーおよび就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行います。就労による自立となった場合、一定の要件を満たす方には、就労自立給付金を支給します。(子ども・福祉部)

## ② 親の学び直しの支援

- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

### 【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	321人 (H30)	540人
■	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9% (H30)	90%
□	ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名 (H30)	—
□	ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## (4) 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

### ① 手当の支給等による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(子ども・福祉部)



- ・ひとり親家庭に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)

② 養育費の確保に関する支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	養育費を受給している割合	36.9% (R1)	50%
□	児童扶養手当の受給者数	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(5) 身近な地域での支援体制の整備

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

① 行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築

- ・県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。(子ども・福祉部)

② 相談機能の強化

- ・県の相談窓口（県福祉事務所、三重県生活相談支援センター、児童相談所、女性相談所、三重県母子・父子福祉センター）において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を必要な支援に確実につなぐことができるよう体制整備を図ります。(子ども・福祉部)
- ・生活困窮家庭（生活保護世帯も含む。）の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。(子ども・福祉部)

- ・地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。(子ども・福祉部)
- ・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。(子ども・福祉部)
- ・「三重県生活相談支援センター」に新たにアウトリーチ支援員を配置し、生きづらさを抱えている人等の複合的な課題にも幅広く対応するなど、関係機関と連携し、訪問支援などの相談支援体制を強化します。(子ども・福祉部)
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称M i e C o)を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。(環境生活部)
- ・多様な課題を抱える子どもに対する教育相談を充実させるため、市町と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣します。また、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携した支援を行います。【再掲】(教育委員会)
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修およびスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。【再掲】(教育委員会)

③ 県内の各地域における支援の充実と理解の促進

- ・市町の子どもの貧困対策計画の策定支援や人材育成等により、県内の各地域における支援の充実を図るとともに、社会全体の子どもの貧困に対する理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町 (H30)	29市町
■	子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (H30)	29市町

注) 目標は■で表記

## Ⅶ 計画の推進体制

### 1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに、全庁的な推進体制により計画の進行管理を行います。また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。

#### (1) 県の役割

関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組めます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策が講じられるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

また、学校、関係機関・団体や企業、県民に対する広報、周知啓発などを通じて、子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。

#### (2) 市町の役割

子どもの貧困対策計画の策定に努めるとともに、住民に最も身近な行政機関として、児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策に取り組めます。

#### (3) 関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困対策に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

### 2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

○「Ⅵ 具体的取組と計画目標」に記載した達成（数値）目標および各支援ごとの取組について、前年度の進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにした上で、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。

○改善方策をまとめ、以降の取組に反映させるとともに、県ホームページ等を利用して県民へ情報提供します。

○国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、子どもの貧困の実態把握や取組の改善に努めます。

## —参考資料—

### ○三重県子どもの生活実態調査アンケート

#### 1. 調査の概要について

##### (1) 調査対象

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ 学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・ 子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・ 父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

##### (2) 調査方法

令和元（2019）年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

##### (3) 回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
合計	4,162	1,048	25.2%

#### 2. 調査の結果

調査票及び集計結果は次頁以降のとおりです。

## 三重県子どもの生活実態に関する調査票 【保護者用】

1 ページ目の「三重県子どもの生活実態調査について」をお読みいただき、ご回答をお願いいたします。  
なおご回答いただいた方のうち抽選で500名の方に、全国のイオン等で使用できる「みえ子育てWAON」(500ポイント(500円分)チャージ済)をお送りします。詳細は本調査票の最後をご確認ください。

■ **あなたご本人とご家族のことについておたずねします。**

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

問2 あなたの年齢を教えてください。

- |                |                |       |       |
|----------------|----------------|-------|-------|
| 1 10代以下(19歳以下) | 2 20代          | 3 30代 | 4 40代 |
| 5 50代          | 6 60代以上(60歳以上) |       |       |

問3 あなたの性別を教えてください。

問4 あなたと暮らしているご家族について教えてください。

(仕事の都合などにより、一時的に別居されている家族も含めてください。)

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 配偶者(夫または妻)  | ( 有 . 無 )                                |
| 2 子           | ( ) 人 【子の年齢: ]                           |
| 3 その他同居している方: | ( ) 人<br>(結婚していないパートナー、あなたの父母、祖父母、兄弟姉妹等) |

問5 あなたのご家族の世帯収入について、下記のうち当てはまるものを選んでください。

※税金や社会保険料を除いた手取金額でご記入ください。金額は大まかで結構です。  
※問4で回答いただいたご家族全員分の合計をご記入ください。  
※収入には児童扶養手当等の手当額も含まれます。

- |                    |                 |               |
|--------------------|-----------------|---------------|
| 1 200万円未満          | 2 200~400万円未満   | 3 400~600万円未満 |
| 4 600~800万円未満      | 5 800~1,000万円未満 | 6 1,000万円以上   |
| 7 わからない または 答えられない |                 |               |

■ **お子さまのことについておたずねします。**

問6 お子さまとはよく会話をしますか。当てはまるものを1つ選んでください。

- 1 よく会話する    2 時々会話する    3 あまり会話はしない    4 会話はしない  
5 その他( )

問7 休日はお子さまと一緒に過ごしますか。当てはまるものを1つ選んでください。

- 1 よく一緒に過ごす    2 時々一緒に過ごす    3 あまり一緒に過ごさない    4 一緒に過ごさない  
5 その他( )

問8 あなたの日常において、以下のようなことはありますか。当てはまるものをすべて選んでください。

- 1 つい子どもにあたってしまうことがある(あった)  
2 感情的になり、つい子どもを叩いてしまうことがある(あった)  
3 しつけのため、厳しく叱ることがよくある(あった)  
4 子どもの言動に対してイライラすることがある(あった)  
5 育児から解放されたいと思うことがある(あった)  
6 子どもを育てるために、色々なことを我慢していると思うことがある(あった)  
7 子どもの世話に関心がない  
8 特になし

問9 あなたはお子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか。保護者の希望として当てはまる番号を1つ選んでください。

- 1 中学校まで    2 高等学校まで    3 専門学校まで  
4 短期大学・高等専門学校(高専)まで    5 大学まで    6 大学院まで  
7 その他( )  
8 特に希望はない、わからない

問10 問9で1, 2, 7, 8を選ばれた方にお聞きします。

令和2年4月より、大学等の授業料の減免や給付型奨学金の拡充が図られます。利用が可能であれば、短大、専門学校、大学等高等教育機関への進学を希望されますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

- 1 希望する    2 希望しない    3 わからない

問11 お子さまに次のことをされていますか。過去一年間について当てはまるものを選んでください。

- 1 学習塾 ( ①利用している ②利用していない )  
→【②の理由】 a 必要ない b 経済的に余裕があればやラセたい c その他 ( )
- 2 スポーツ、芸術等の習い事 ( ①利用している ②利用していない )  
→【②の理由】 a 必要ない b 経済的に余裕があればやラセたい c その他 ( )
- 3 放課後児童クラブ ( ①利用している ②利用していない )  
→【②の理由】 a 必要ない b 経済的に余裕があればやラセたい c その他 ( )
- 4 年に1回程度家族旅行に行く ( ①行った ②行っていない )  
→【②の理由】 a 必要ない b 経済的に余裕があればしたい c その他 ( )
- 5 毎月お小遣いをわたす ( ①渡した ②渡していない )  
→【②の理由】 a 必要ない b 経済的に余裕があればしたい c その他 ( )
- 6 誕生日のお祝いをする ( ①した ②していない )  
→【②の理由】 a 必要ない b 経済的に余裕があればしたい c その他 ( )
- 7 クリスマスプレゼントやお年玉をあげる ( ①渡した ②渡していない )  
→【②の理由】 a 必要ない b 経済的に余裕があればしたい c その他 ( )

問12 お子さまの教育にかかる経費について、日ごろ負担に感じているものはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 学校・幼稚園・保育園等に関する経費  
(例) 授業料、保育料、学用品費(制服、靴、ノートなど身の回りのもの)、材費、給食費 など
- 2 クラブ活動に関する経費
- 3 塾・習い事(通信教育を含む)に関する経費
- 4 その他(具体的に記入してください) ( )
- 5 負担に感じているものは特にない

問13 あなたは、次のところを利用したいと思いますか。当てはまるものを選んでください

- 1 無料の学習教室  
(利用したい、 近くがあれば利用したい、 利用したくない、 利用したいかどうかわからない)
- 2 子ども食堂※  
(利用したい、 近くがあれば利用したい、 利用したくない、 利用したいかどうかわからない)

※子ども食堂：子どもが一人でも安心して来られる、無料または低額の食堂

■ あなたの生活の状況についておたずねします。

問14 あなたはお子さまについて、どのような不安や悩みがありますか。特に思っていることを3つ選んでください。

- 1 子どもの健康 2 子どもの成績や進学 3 子どもの友だち関係 4 子どもの生活態度  
5 子どもの就職 6 子どもの育て方やしつけ 7 子どもとあなたとの関係  
8 子どもと配偶者との関係 9 子どもと先生との関係 10 教育費  
11 その他( ) 12 特に不安や悩みはない

問15 あなたには子育てや生活で困ったときに、相談できる人・機関はありますか。当てはまるものをすべて選んでください。

- 1 家族・親せき 2 友人・知人 3 職場の同僚、上司  
4 学校、幼稚園、保育園等の先生（スクールカウンセラーなども含む）  
5 行政の窓口（県、市、町の福祉等の窓口、児童相談所など）  
6 地域の民生・児童委員 7 母子・父子自立支援員などの行政の相談員  
8 行政や民間団体が行っている電話相談 10 インターネットのサイト  
12 相談できる人はいない 13 その他（具体的に )

問16 あなたは、となり近所とのつきあいを、どの程度されていますか。当てはまる番号を選んでください。

- 1 よくつきあっている 2 ある程度つきあっている 3 あまりつきあっていない  
4 つきあっていない

■ 就労状況についておたずねします。

問17 あなたの現在の雇用形態は次のどれですか。当てはまる番号を選んでください。

- 1 正規雇用 2 非正規雇用（契約社員、パート、アルバイトなど） 3 自営業  
4 その他( ) 5 就業していない → 問18へ

問18 問17で5を選んだ方にお聞きします。その理由は何ですか。当てはまる番号を1つ選んでください。

- 1 子どもの世話をしてくれる人がいない 2 体調面の理由から働けない  
3 現在職業訓練を受けているなど、技能習得中  
4 条件のあう仕事がない（収入、時間、年齢など）  
5 その他( )



■ 公的な支援についておたずねします。

問19 子育て世代が利用する可能性のある下記の公的支援について、それぞれ「①利用したことがある」、「②知っているが利用したことはない」、「③知らない」のうちからあなたにあてはまる番号を選んでください。

また、それぞれの項目で①または②を選んだ方はどこで知りましたか。選択肢から選んでください。

※①～③から選択

※①、②を選択した方はどこから知りましたか。1つ選んでください。

1 地域で行う無料の学習教室		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
2 放課後児童クラブ（学童保育）		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
3 ファミリーサポートセンター※		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
4 子ども食堂		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
5 児童扶養手当		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
6 生活保護制度		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
7 児童相談所		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
8 スクールソーシャルワーカー 学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
9 スクールカウンセラー 学校に配置され、子どもの悩みの相談や、保護者や教師に対して助言を行う。		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
10 給付型奨学金		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
11 母子父子寡婦福祉資金貸付金		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
12 生活福祉資金貸付金		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）
13 母子・父子福祉センター ひとり親家庭への相談や就労支援を行う。（津市桜橋 社会福祉会館内）		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に）

※ファミリーサポートセンター：保育所などの送り迎えや急な用事の時などに、子どもを預かってもらう育児援助の事業。市町または、市町から委託を受けた法人等が運営。

問20 子育てをするうえで、どのような支援が充実するとよいと思いますか。特にあてはまるものを5つ選んでください。

- 1 子どもの就学にかかる費用が軽減されること
- 2 子どものことや生活のことを相談できること
- 3 相談窓口が一本化しており、どこに相談しても必要な支援が受けられること
- 4 子どもが病気の時に一時的に預けられること
- 5 病気や障害のことなど専門的な支援を受けられること
- 6 就業支援を受けられること
- 7 地域の人たちが助け合えること
- 8 日常生活のための経済的支援
- 9 無償または低額の学習支援
- 10 子どもが無料または安価で食事ができる場所
- 11 地域での子どもの居場所
- 12 その他（具体的に

■ **ひとり親の方におきぎします。**

問21 ひとり親になられた理由として、あてはまる番号を選んでください。

- 1 死別
- 2 離婚
- 3 未婚
- 4 その他

問22 あなたがひとり親家庭になる前の雇用形態は次のどれですか。当てはまる番号を選んでください。

- 1 正規雇用
- 2 非正規雇用（契約社員、パート、アルバイトなど）
- 3 自営業
- 4 その他（
- 5 就業していない

問23 ひとり親家庭になる前に就業していた方（問17で5以外の方）におたずねします。

ひとり親家庭になったことを契機として転職しましたか。

- 1 転職した
- 2 転職していない

▶ 問23-1. 1を選ばれた方へ。  
差し支えなければ理由を教えてください

問24 問21で2と答えられた方へ

あなたは、離婚の際またはその後、子どもの養育費のことで誰か（どこか）に相談しましたか。  
あてはまる番号をすべて選んでください。

- 1 親族
- 2 知人、友人
- 3 県、市町窓口、母子自立支援員
- 4 母子寡婦福祉団体
- 5 母子・父子福祉センター
- 6 弁護士
- 7 家庭裁判所
- 8 その他
- 9 相談していない

問25 あなたは、離婚された夫（妻）との間で子どもの養育費に関する取り決めがありましたか。

- 1 取り決めがあった（公正証書等公的なもので）      2 取り決めがあった（公的なもの以外）  
3 取り決めはなかった      → 問28へ

問26 養育費に関する取り決めのあった人のおたずねします。養育費の受給状況について、あてはまる番号を1つ選んでください。

- 1 現在も受けている  
2 受けたことがあるが、現在は受けていない  
3 受けたことがない

問27 問26で「1 現在も受けている」「2 受けたことがあるが、現在は受けていない」と答えた方のみ、養育費の額を記入してください。

- 1 月額 約 \_\_\_\_\_ 円  
2 決まっていない

問28 養育費に関する取り決めのなかった人のおたずねします。あなたが養育費の取り決めをしなかった理由のうち最も近いものを1つ選んでください。

- 1 自分の収入等で経済的に問題ないから      2 取り決めの交渉がわずらわしいから  
3 相手に支払う意思や能力がないと思ったから      4 相手に養育費を請求できると思わなかった  
5 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから  
6 取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから      7 現在交渉中または交渉予定であるから  
8 相手と関わりたくないから      9 相手が拒否したため  
10 その他（ \_\_\_\_\_ ）

問29 あなたは、離別された夫（妻）との間に面会交流に関する取り決めがありましたか。あてはまる番号を選んでください。

- 1 取り決めがあった（文書合意あり）  
2 取り決めがあった（文書合意なし）  
3 取り決めがなかった      → 問31へ

問30 あなたの離別した夫（妻）とお子さまの面会交流の実施状況について、あてはまる番号を1つ選んでください。

- 1 現在面会交流を行っている  
2 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない  
3 面会交流を行ったことはない

問31 充実が望まれる施策は、次のうちどれですか。あてはまる番号を3つまで選んでください。

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 1 職業訓練の場や就業機会の提供     | 2 養育費の確保対策の充実            |
| 3 児童扶養手当等の経済的支援の充実   | 4 公営住宅の優先入居              |
| 5 家事等の日常生活支援の充実      | 6 企業における子育てしやすい労働環境づくり   |
| 7 保育サービスや放課後児童クラブの充実 | 8 技能、資格取得等を取得するための講習会の充実 |
| 9 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実  | 10 子どもに対する個別指導等の学習支援の充実  |
| 11 母子寡婦福祉資金貸付金の充実    | 12 母子寡婦福祉団体の育成強化         |
| 13 結婚相談やあっせん         | 14 その他（具体的に )            |

※これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

最後に暮らしやお仕事、お子さまについてなど、制度や支援策へのご要望やご意見があれば、下に自由にお書きください。

最後に記入漏れがないかをご確認のうえ、本用紙を提出用封筒に入れ、9月6日（金）までにご返送をお願いします。切手は不要です。

三重県子どもの生活実態調査 調査票 【子ども用】

1 ページ目の「三重県子どもの生活実態調査について」を読んで、あなたの生活や考えについて教えてください。

なお回答いただいた方のうち抽選で500名の方に、全国のイオン等で使用できる「みえ子育てWAON」(500ポイント(500円分)チャージ済)をお送りします。詳しくは最後のページをご確認ください。

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

問2 あなたについて教えてください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1 小学生(1年生～3年生)     | 2 小学生(4年生～6年生) |
| 3 中学生              | 4 高校生          |
| 5 その他(くわしく教えてください) |                |

■ あなたの食事について教えてください。

問3 あなたは、平日(月曜日～金曜日)の朝ごはんはだれと一緒に食べていますか。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- |             |                    |               |
|-------------|--------------------|---------------|
| 1 親         | 2 きょうだい            | 3 おじいさん、おばあさん |
| 4 その他の家族    | 5 ひとりで食べる          |               |
| 6 朝ごはんは食べない | 7 その他(くわしく教えてください) |               |

問4 あなたは、平日(月曜日～金曜日)の夕ごはんはだれと一緒に食べていますか。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- |             |                    |               |
|-------------|--------------------|---------------|
| 1 親         | 2 きょうだい            | 3 おじいさん、おばあさん |
| 4 その他の家族    | 5 ひとりで食べる          |               |
| 6 夕ごはんは食べない | 7 その他(くわしく教えてください) |               |

■ あなたの放課後の過ごし方について教えてください。

問5 あなたは放課後いつもどのように過ごしていますか。また本当はどのように過ごしたいですか。

時間ごとにそれぞれ以下の1～8から1つずつ選んで書いてください。

時間	普通の過ごし方	理想の過ごし方
学校終了後 ～18時 (午後6時)		
18時 (午後6時) ～20時 (午後8時)		
20時 (午後8時) ～ 寝るまで		

(以下から選んでください)

1 友達と遊ぶ      2 家族と過ごす      3 ひとりで過ごす  
 4 学童 (放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学童保育所など) へ行く  
 5 学習塾へ行く      6 習い事へ行く      7 クラブ活動をする  
 8 その他 (くわしく教えてください)

問6 あなたは、平日 (月曜日～金曜日) に、学校の授業以外でどれくらいの時間、勉強しますか。

1日の勉強時間について、あてはまる番号に○をつけてください。

1 30分より少ない      2 30分以上2時間より少ない      3 2時間以上

問7 あなたは将来どの学校まで行きたいと思いますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

1 中学校まで      2 高等学校まで      3 専門学校まで  
 4 短期大学・高等専門学校 (高専) まで      5 大学まで      6 大学院まで  
 7 その他 ( )  
 8 特に希望はない、わからない

■ あなたについて教えてください。

問8 あなたは、親や家族から褒められることがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1 よくある      2 時々ある      3 あまりない      4 ない

問9 あなたの思いや気持ちを聞かせてください。次のうち、当てはまる番号に○をつけてください。

- |   |                |                             |
|---|----------------|-----------------------------|
| 1 | 自分のことが好きだ      | ( 1 そう思う、 2 思わない、 3 わからない ) |
| 2 | 自分は家族に大事にされている | ( 1 そう思う、 2 思わない、 3 わからない ) |
| 3 | がんばれば何でもできると思う | ( 1 そう思う、 2 思わない、 3 わからない ) |
| 4 | 自分がひとりぼっちだと思う  | ( 1 そう思う、 2 思わない、 3 わからない ) |

問10 あなたには、将来の夢(なりたいものや、やりたいこと)がありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

- |   |    |   |      |
|---|----|---|------|
| 1 | ある | 2 | 特にない |
|---|----|---|------|

問11 問10で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

その夢は、自分が一生懸命努力すればかなうと思いますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- |   |        |
|---|--------|
| 1 | そう思う   |
| 2 | そう思わない |
- (2を選んだ方) あなたの夢をかなえるために、何が必要だと思いますか。  
(くわしく教えてください)

問12 あなたは、自分や家族のことでなやみや心配なことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |    |                   |    |                     |
|----|-------------------|----|---------------------|
| 1  | 友達との関係            | 2  | 勉強のこと               |
| 3  | 進学・進路のこと          | 4  | クラブ活動のこと            |
| 5  | 自分の性格のこと          | 6  | 自分の容姿(顔だちや体つき)のこと   |
| 7  | 家族で楽しく過ごすことが少ないこと | 8  | 親が自分の気持ちをわかってくれないこと |
| 9  | 親同士の仲が良くないこと      | 10 | 弟や妹の世話や家族の介護が大変なこと  |
| 11 | 着られる服が少ないこと       | 12 | ご飯を十分食べられないことがあること  |
| 13 | 家の中が散らかっていること     | 14 | 家にお金がないこと           |
| 15 | その他(くわしく教えてください)  |    |                     |
| 16 | 悩みや心配事はない         |    |                     |

問13 あなたは、悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 親      2 きょうだい      3 おじいさん、おばあさん
- 4 親せきのおじさん、おばさんなど      5 いとこ
- 6 学校の友達      7 塾や習い事の友達      8 クラブ活動の友達      9 その他の友達
- 10 学校の先生      11 塾や習い事の先生      12 クラブ活動の先生      13 近所の人
- 14 子ども専用の電話相談      15 インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人
- 16 その他（くわしく教えてください）
- 17 だれにも相談できない      18 だれにも相談したくない
- 19 わからない

※これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

最後にこのアンケートについて思ったことや、大人に伝えたいことがあれば、自由に書いてください。

書き忘れがないか確認して、この紙を提出用封筒に入れ、9月6日（金）までにポストに入れるか、郵便局へ出してください。封筒に切手を貼る必要はありません。



## 三重県子どもの生活実態に関する調査（保護者） 結果

■あなたご本人とご家族のことについておたずねします。

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

項目	回答数
津市	149
鈴鹿市	112
松阪市	85
伊勢市	64
桑名市	54
四日市市	43
名張市	39
亀山市	24
尾鷲市	23
伊賀市	23
志摩市	22
菰野町	18
東員町	17
朝日町	10
玉城町	10
川越町	9
多気町	9
明和町	8
御浜町	8
鳥羽市	7
南伊勢町	6
紀宝町	6
大台町	5
木曾岬町	3
大紀町	3
紀北町	2
度会町	1
県外	2
無回答	6
<b>総計</b>	<b>768</b>

問2 あなたの年齢を教えてください。

項目	回答数	%
10代以下（19歳以下）	1	0.1%
20代	51	6.6%
30代	282	36.7%
40代	347	45.2%
50代	78	10.2%
60代以上（60歳以上）	5	0.7%
無回答	4	0.5%
<b>総計</b>	<b>768</b>	

問3 あなたの性別を教えてください。

項目	回答数	%
男性	20	2.6%
女性	744	96.9%
無効回答	2	0.3%
無回答	2	0.3%
<b>総計</b>	<b>768</b>	

問4 あなたと暮らしているご家族について教えてください。(仕事の都合などにより、一時的に別居されている家族も含めてください)。

1\_配偶者の有無

項目	回答数	%
有	46	6.0%
無	644	83.9%
無回答	78	10.2%
総計	768	

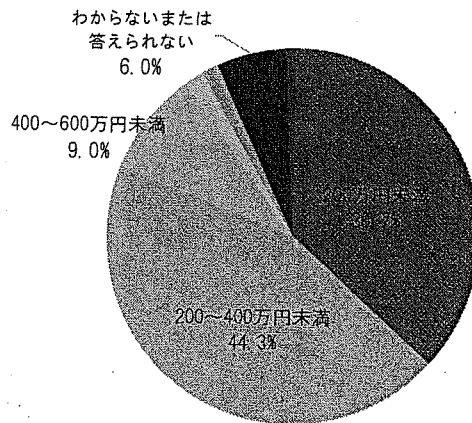
2\_子どもの人数

(N=768)

項目	回答数	%
1人	354	46.1%
2人	292	38.0%
3人	95	12.4%
4人	14	1.8%
5人	1	0.1%
6人	1	0.1%
無回答	11	1.4%
総計	768	

問5 あなたのご家族の世帯収入について当てはまるものを選んでください。

項目	回答数	%
200万円未満	282	36.7%
200~400万円未満	340	44.3%
400~600万円未満	69	9.0%
600~800万円未満	13	1.7%
800~1000万円未満	8	1.0%
1000万円以上	3	0.4%
わからないまたは答えられない	46	6.0%
無効回答	1	0.1%
無回答	6	0.8%
総計	768	



世帯年収「200万円未満」、「200~400万円未満」という回答が、全体の8割以上となりました。

■お子さまのことについておたずねします。

問6 お子さまとはよく会話をしますか。

項目	回答数	%
よく会話をする	624	81.3%
時々会話する	117	15.2%
あまり会話はしない	15	2.0%
会話はしない	2	0.3%
その他	3	0.4%
無効回答	1	0.1%
無回答	6	0.8%
総計	768	

「よく会話をする」という回答が最も多くなりました。

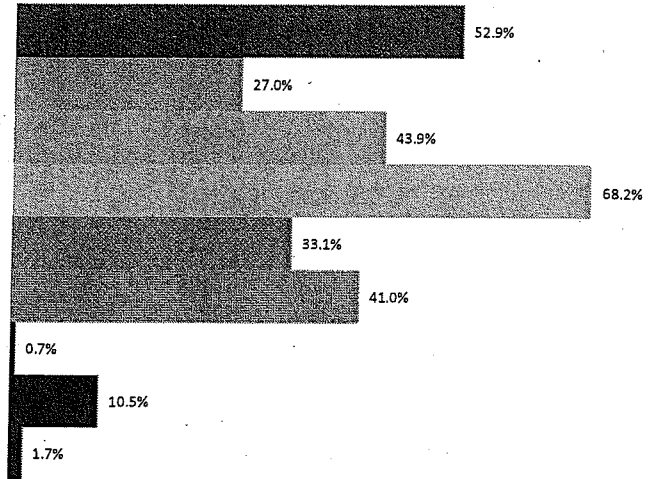
問7 休日はお子さまと一緒に過ごしますか。

項目	回答数	%
よく一緒に過ごす	509	66.3%
時々一緒に過ごす	175	22.8%
あまり一緒に過ごさない	60	7.8%
一緒に過ごさない	8	1.0%
その他	10	1.3%
無回答	6	0.8%
総計	768	

「よく一緒に過ごす」という回答が最も多くなりました。

問8 あなたの日常において、以下のようなことはありますか(複数回答可)。

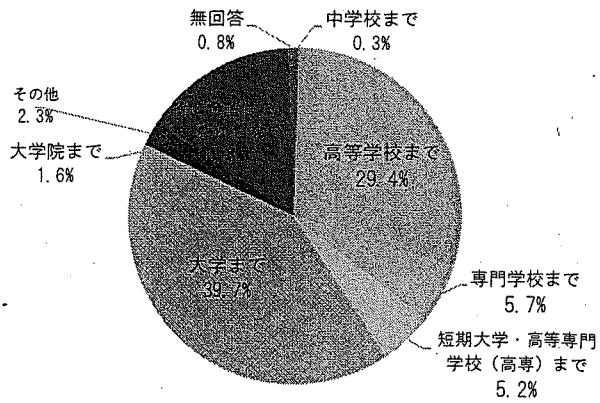
項目	回答数	%
つい子どもにあたってしまうことがある(あった)	406	52.9%
感情的になり、つい子どもを叩いてしまうことがある(あった)	207	27.0%
しつけのため、厳しく叱ることがよくある(あった)	337	43.9%
子どもの言動に対してイライラすることがある(あった)	524	68.2%
育児から解放されたいと思うことがある(あった)	254	33.1%
子どもを育てるために、色々なことを我慢していると思うことがある(あった)	315	41.0%
子どもの世話に関心がない	5	0.7%
特になし	81	10.5%
無回答	13	1.7%
総計	2142	



半数以上の方が、「子どもの言動に対してイライラすることがある(あった)」、「つい子どもにあたってしまうことがある(あった)」と回答しました。

問9 あなたはお子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか。

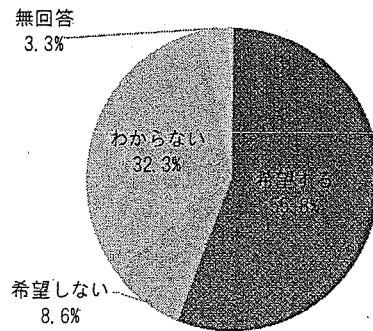
項目	回答数	%
中学校まで	2	0.3%
高等学校まで	226	29.4%
専門学校まで	44	5.7%
短期大学・高等専門学校(高専)まで	40	5.2%
大学まで	305	39.7%
大学院まで	12	1.6%
その他	18	2.3%
特に希望はない、わからない	91	11.8%
無効回答	24	3.1%
無回答	6	0.8%
総計	768	



半数以上の方が、子どもが高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)へ進学することを希望しています。

問10 (問9で「中学校まで」、「高校まで」、「その他」、「特に希望はない、わからない」を選択した方への設問)  
令和2年4月より、大学等の授業料の減免や給付型奨学金の拡充が図られます。利用が可能であれば、短大、専門学校、大学等高等教育機関への進学を希望されますか

項目	回答数	%
希望する	188	55.8%
希望しない	29	8.6%
わからない	109	32.3%
無回答	11	3.3%
総計	337	



高等教育機関への進学を希望しないと回答した方のうち、半数以上は、令和2年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度や給付型奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しました。

問11 お子さまに次のことをされていますか。過去一年間について当てはまるものを選んでください。

1 学習塾

項目	回答数	%
利用している	241	31.4%
利用していない	507	66.0%
無効回答	1	0.1%
無回答	19	2.5%
総計	768	

学習塾を利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	126	24.9%
経済的に余裕があればやさせたい	241	47.5%
その他	90	17.8%
無効回答	9	1.8%
無回答	41	8.1%
総計	507	

2 スポーツ、芸術等の習い事

項目	回答数	%
利用している	300	39.1%
利用していない	443	57.7%
無回答	25	3.3%
総計	768	

習い事を利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	76	17.2%
経済的に余裕があればやさせたい	222	50.2%
その他	84	19.0%
無効回答	6	1.4%
無回答	55	12.4%
総計	443	

3 放課後児童クラブ

項目	回答数	%
利用している	132	17.2%
利用していない	594	77.3%
無回答	42	5.5%
総計	768	

放課後児童クラブを利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	337	56.7%
経済的に余裕があればやさせたい	47	7.9%
その他	106	17.8%
無効回答	2	0.3%
無回答	102	17.2%
総計	594	

4 年に1回程度家族旅行に行く

項目	回答数	%
行った	369	48.0%
行っていない	377	49.1%
無効回答	1	0.1%
無回答	21	2.7%
総計	768	

家族旅行に行かない理由

項目	回答数	%
必要ない	8	2.1%
経済的に余裕があればやさせたい	306	81.2%
その他	32	8.5%
無効回答	3	0.8%
無回答	28	7.4%
総計	377	

5 毎月お小遣いをわたす

項目	回答数	%
渡した	246	32.0%
渡していない	506	65.9%
無回答	16	2.1%
総計	768	

毎月お小遣いをわたしていない理由

項目	回答数	%
必要ない	173	34.2%
経済的に余裕があればやさせたい	163	32.5%
その他	114	22.5%
無効回答	1	0.2%
無回答	55	10.9%
総計	506	

6 誕生日のお祝いをする

項目	回答数	%
した	724	94.3%
していない	35	4.6%
無回答	9	1.2%
総計	768	

誕生日のお祝いをしていない理由

項目	回答数	%
必要ない	1	2.9%
経済的に余裕があればやさせたい	24	68.6%
その他	8	22.9%
無回答	2	5.7%
総計	35	

7 クリスマスプレゼントやお年玉をあげる

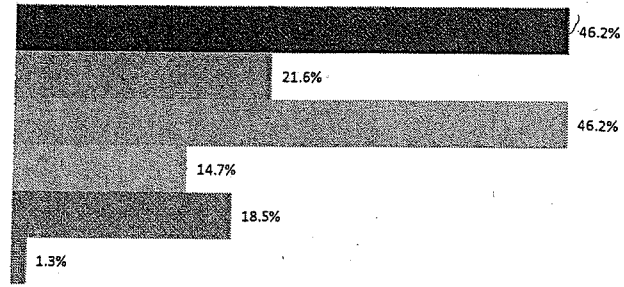
項目	回答数	%
渡した	671	87.4%
渡していない	88	11.5%
無回答	9	1.2%
総計	768	

クリスマスプレゼントやお年玉をあげていない理由

項目	回答数	%
必要ない	7	8.0%
経済的に余裕があればやさせたい	69	78.4%
その他	7	8.0%
無回答	5	5.7%
総計	88	

問12 お子さまの教育にかかる経費について、日ごろ負担に感じているものはありますか（複数回答可）。

項目	回答数	%
学校・幼稚園・保育園等に関する経費	355	46.2%
クラブ活動に関する経費	166	21.6%
塾・習い事（通信教育を含む）に関する経費	355	46.2%
その他	113	14.7%
負担に感じているものは特になし	142	18.5%
無回答	10	1.3%
総計	1141	



約半数の方が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園・保育園等に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に感じています。

問13 あなたは、次のところを利用したいと思いますか。

1 無料の学習教室

項目	回答数	%
利用したい	197	25.7%
近くにあれば利用したい	386	50.3%
利用したくない	36	4.7%
利用したいかどうかわからない	114	14.8%
無回答	35	4.6%
総計	768	

約8割の保護者が、無料の学習支援教室を「利用したい」、または「自宅近くにあれば利用したい」と考えています。

2 子ども食堂

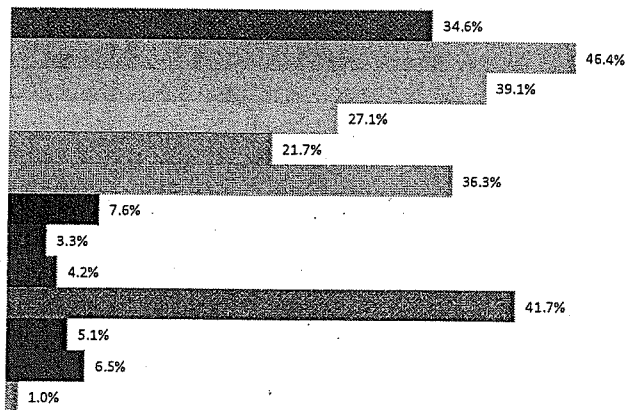
項目	回答数	%
利用したい	120	15.6%
近くにあれば利用したい	281	36.6%
利用したくない	101	13.2%
利用したいかどうかわからない	177	23.0%
無回答	89	11.6%
総計	768	

約半数の保護者が、子ども食堂を「利用したい」、または「自宅近くにあれば利用したい」と考えています。

■あなたの生活の状況についてお尋ねします。

問14 あなたはお子さまについて、どのような不安や悩みがありますか（3つまで回答可）。

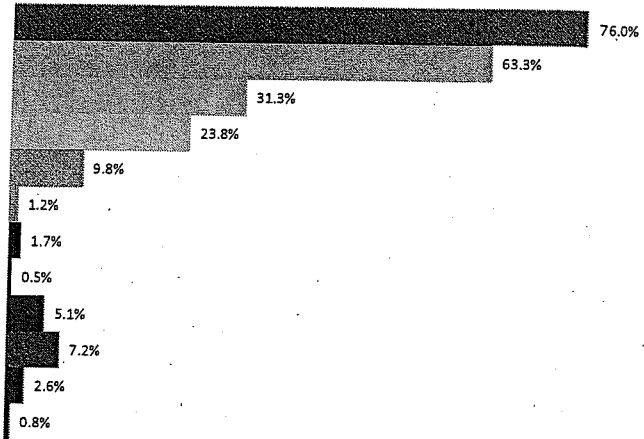
項目	回答数	%
子どもの健康	266	34.6%
子どもの成績や進学	356	46.4%
子どもの友だち関係	300	39.1%
子どもの生活態度	208	27.1%
子どもの就職	167	21.7%
子どもの育て方やしつけ	279	36.3%
子どもとあなたの関係	58	7.6%
子どもの配偶者との関係	25	3.3%
子どもと先生との関係	32	4.2%
教育費	320	41.7%
その他	39	5.1%
特に不安や悩みはない	50	6.5%
無回答	8	1.0%
総計	2108	



子どもについての悩みや心配なことは、多いものから「子どもの成績や進学」、「教育費」、「子どもの友だち関係」の順となっています。

問15 あなたには子育てや生活で困ったときに、相談できる人・機関はありますか（複数回答可）。

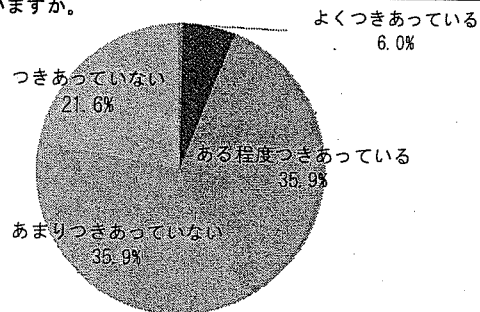
項目	回答数	%
家族・親せき	584	76.0%
友人・知人	486	63.3%
職場の同僚、上司	240	31.3%
学校、幼稚園、保育園等の先生	183	23.8%
行政の窓口	75	9.8%
地域の民生・児童委員	9	1.2%
母子・父子自立支援員などの行政の相談員	13	1.7%
行政や民間団体が行っている電話相談	4	0.5%
インターネットのサイト	39	5.1%
相談できる人はいない	55	7.2%
その他	20	2.6%
無回答	6	0.8%
総計	1714	



子育てや生活で困った時は、家族・親せき、友人・知人に相談するという回答が多い一方、誰にも相談できないと回答した方が約7%ありました。

問16 あなたは、となり近所とのおつきあいを、どの程度されていますか。

項目	回答数	%
よくつきあっている	46	6.0%
ある程度つきあっている	276	35.9%
あまりつきあっていない	276	35.9%
つきあっていない	166	21.6%
無回答	4	0.5%
総計	768	

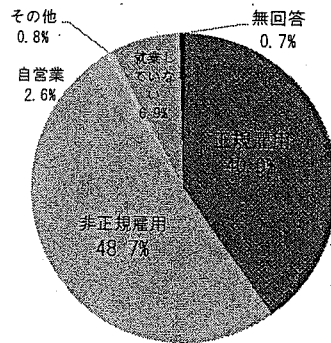


半数以上の方が、となり近所と「あまりつきあっていない」「あまりつきあっていない」と回答しています。

■ 就労状況についておたずねします。

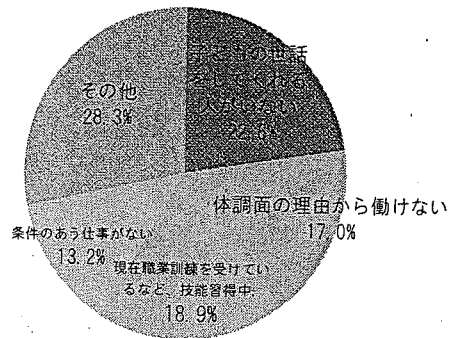
問17 あなたの現在の雇用形態は次のどれですか。

項目	回答数	%
正規雇用	307	40.0%
非正規雇用	374	48.7%
自営業	20	2.6%
その他	6	0.8%
就業していない	53	6.9%
無効回答	3	0.4%
無回答	5	0.7%
総計	768	



問18（問17で「就業していない」を選んだ方への設問）  
就業していない理由は何ですか。

項目	回答数	%
子どもの世話をしてくれる人がいない	12	22.6%
体調面の理由から働けない	9	17.0%
現在職業訓練を受けているなど、技能習得中	10	18.9%
条件のあう仕事がない	7	13.2%
その他	15	28.3%
総計	53	



9割以上の方が就業しています。また全体の約半数は非正規雇用です。

■ 公的な支援についておたずねします。

問19 子育て世代が利用する可能性のある下記の支援について、あなたに当てはまるものを選んでください。また、それぞれの項目で「利用したことがある」または「知っているが利用したことはない」を選んだ方はどこで知りましたか。

1 地域で行う無料の学習教室

項目	回答数	%
利用したことがある	52	6.8%
知っているが利用したことはない	109	14.2%
知らない	585	76.2%
無効回答	3	0.4%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	21	13.0%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	74	31.7%
行政の相談員	12	7.5%
行政以外のウェブサイトなど	9	5.6%
その他	49	30.4%
無効回答	3	1.9%
無回答	16	9.9%
総計	161	

2 放課後児童クラブ(学童保育)

項目	回答数	%
利用したことがある	299	38.9%
知っているが利用したことはない	394	51.3%
知らない	56	7.3%
無効回答	1	0.1%
無回答	18	2.3%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	29	42.3%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	123	17.7%
行政の相談員	14	2.0%
行政以外のウェブサイトなど	9	1.3%
その他	154	22.2%
無効回答	24	3.5%
無回答	76	11.0%
総計	693	

3 ファミリー・サポート・センター

項目	回答数	%
利用したことがある	58	7.6%
知っているが利用したことはない	356	46.4%
知らない	335	43.6%
無効回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	72	17.4%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	179	43.2%
行政の相談員	41	9.9%
行政以外のウェブサイトなど	14	3.4%
その他	45	10.9%
無効回答	9	2.2%
無回答	54	13.0%
総計	414	

4 子ども食堂

項目	回答数	%
利用したことがある	54	7.0%
知っているが利用したことはない	251	32.7%
知らない	442	57.6%
無効回答	2	0.3%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	70	23.0%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	44	14.4%
行政の相談員	2	0.7%
行政以外のウェブサイトなど	48	15.7%
その他	99	31.1%
無効回答	3	1.0%
無回答	43	14.1%
総計	305	

5 児童扶養手当

項目	回答数	%
利用したことがある	710	92.4%
知っているが利用したことはない	31	4.0%
知らない	12	1.6%
無回答	15	2.0%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	110	14.8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	266	35.9%
行政の相談員	182	24.6%
行政以外のウェブサイトなど	20	2.7%
その他	36	4.9%
無効回答	36	4.9%
無回答	91	12.3%
総計	741	

6 生活保護制度

項目	回答数	%
利用したことがある	46	6.0%
知っているが利用したことはない	634	82.6%
知らない	68	8.9%
無効回答	1	0.1%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	135	19.9%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	256	37.6%
行政の相談員	63	9.3%
行政以外のウェブサイトなど	33	4.9%
その他	60	8.8%
無効回答	17	2.5%
無回答	116	17.1%
総計	680	

7 児童相談所

項目	回答数	%
利用したことがある	65	8.5%
知っているが利用したことはない	586	76.3%
知らない	97	12.6%
無回答	20	2.6%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	103	15.8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	247	37.9%
行政の相談員	49	7.5%
行政以外のウェブサイトなど	38	5.8%
その他	76	11.7%
無効回答	16	2.5%
無回答	122	18.7%
総計	651	

8 スクールソーシャルワーカー

項目	回答数	%
利用したことがある	23	3.0%
知っているが利用したことはない	351	45.7%
知らない	374	48.7%
無効回答	1	0.1%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	49	13.1%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	100	28.3%
行政の相談員	17	4.5%
行政以外のウェブサイトなど	22	5.9%
その他	108	28.3%
無効回答	7	1.9%
無回答	67	17.9%
総計	374	

9 スクールカウンセラー

項目	回答数	%
利用したことがある	99	12.9%
知っているが利用したことはない	509	66.3%
知らない	139	18.1%
無回答	21	2.7%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	76	12.5%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	110	18.1%
行政の相談員	16	2.6%
行政以外のウェブサイトなど	18	3.0%
その他	286	47.0%
無効回答	9	1.5%
無回答	93	15.3%
総計	608	

10 給付金型奨学金

項目	回答数	%
利用したことがある	83	10.8%
知っているが利用したことはない	359	46.7%
知らない	306	39.8%
無回答	20	2.6%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	59	13.3%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	161	36.4%
行政の相談員	24	5.4%
行政以外のウェブサイトなど	41	9.3%
その他	84	19.0%
無効回答	12	2.7%
無回答	61	13.8%
総計	442	

11 母子父子寡婦福祉資金貸付金

項目	回答数	%
利用したことがある	27	3.5%
知っているが利用したことはない	307	40.0%
知らない	416	54.2%
無回答	18	2.3%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	34	10.2%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	141	42.2%
行政の相談員	55	16.5%
行政以外のウェブサイトなど	16	4.8%
その他	31	9.3%
無効回答	11	3.3%
無回答	46	13.8%
総計	334	

12 生活福祉資金貸付金

項目	回答数	%
利用したことがある	11	1.4%
知っているが利用したことはない	204	26.6%
知らない	534	69.5%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	23	10.7%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	89	41.4%
行政の相談員	37	17.2%
行政以外のウェブサイトなど	13	6.0%
その他	15	7.0%
無効回答	6	2.8%
無回答	32	14.9%
総計	215	

13 母子・父子福祉センター

項目	回答数	%
利用したことがある	31	4.0%
知っているが利用したことはない	228	29.7%
知らない	489	63.7%
無回答	20	2.6%
総計	768	

どこから知りましたか。

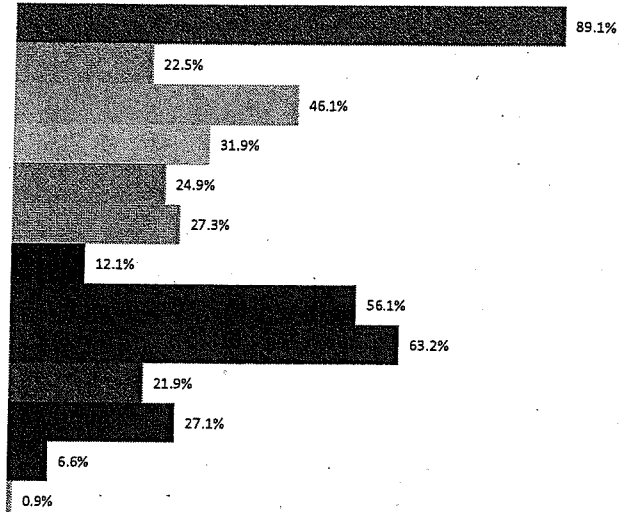
項目	回答数	%
親族・友人・知人	28	10.8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	129	48.3%
行政の相談員	34	13.1%
行政以外のウェブサイトなど	8	3.1%
その他	20	7.7%
無効回答	8	3.1%
無回答	36	13.9%
総計	259	

「地域で行う無料の学習教室」、「子ども食堂」、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「生活福祉資金貸付金」、「母子・父子福祉センター」を知らないと回答した方は、半数を超えています。



問20 子育てをするうえで、どのような支援が充実するとよいと思いますか（5つまで回答可）。

項目	回答数	%
子どもの就学にかかる費用が軽減されること	684	89.1%
子どものことや生活のことを相談できること	173	22.5%
相談窓口が一本化しており、どこに相談しても必要な支援が受けられること	354	46.1%
子どもが病気の時に一時的に預けられること	245	31.9%
病気や障害のことなど専門的な支援を受けられること	191	24.9%
就業支援が受けられること	210	27.3%
地域の人達が助け合えること	93	12.1%
日常生活のための経済的支援	431	56.1%
無償または低額の学習支援	485	63.2%
子供が無料または安価で食事ができる場所	168	21.9%
地域での子どもの居場所	208	27.1%
その他	51	6.6%
無回答	7	0.9%
総計	3300	

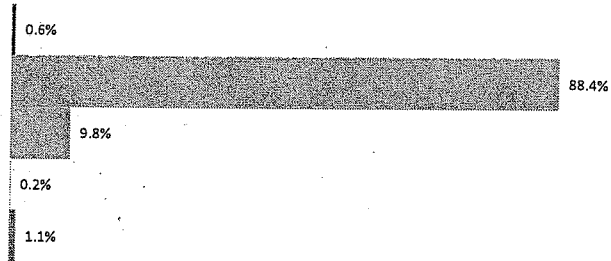


「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」、「無償または低額の学習支援」、「日常生活のための経済的支援」など、子育てに係る経済的支援の充実が強く求められています。

■ ひとり親の方にお聞きします（以降ひとり親の方への設問）。

問21 ひとり親になられた理由を選んでください。

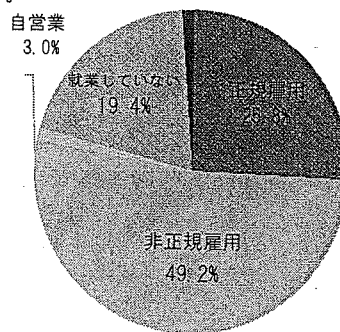
項目	回答数	%
死別	4	0.6%
離婚	569	88.4%
未婚	63	9.8%
その他	1	0.2%
無回答	7	1.1%
総計	644	



ひとり親になった理由は、「離婚」が約9割、「未婚」が約1割となっています。

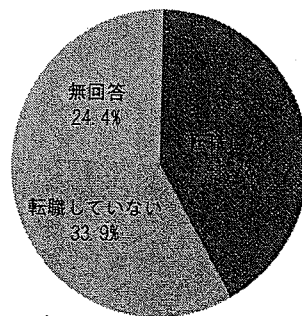
問22 あなたがひとり親家庭になる前の雇用形態は次のどれですか。

項目	回答数	%
正規雇用	166	25.8%
非正規雇用	317	49.2%
自営業	19	3.0%
その他	8	1.2%
就業していない	125	19.4%
無効回答	1	0.2%
無回答	8	1.2%
総計	644	



問 2 3 (問 1 7 で「就業していない」以外を選んだ方への設問)  
ひとり親家庭になったことを契機として転職しましたか。

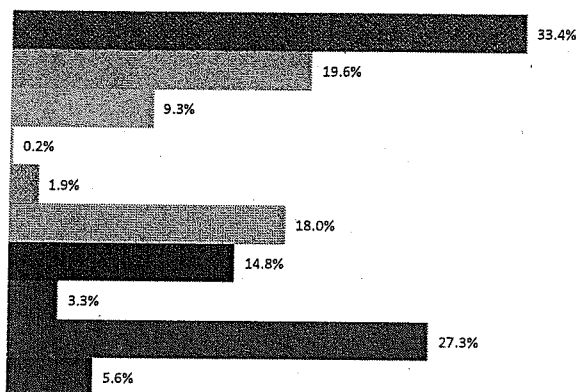
項目	回答数	%
転職した	251	41.7%
転職していない	204	33.9%
無回答	147	24.4%
総計	602	



約4割の方が、ひとり親になったことを契機に転職したと回答しました。  
転職理由には、より収入を得るため、転居のため、時間的な都合などの回答が多くなっています。

問 2 4 (問 2 1 で「離婚」を選択した方への設問)  
あなたは、離婚の際またはその後、子どもの養育費のことで誰か(どこか)に相談しましたか(複数回答可)。

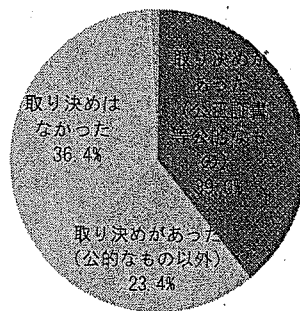
項目	回答数	%
親族	215	33.4%
知人、友人	126	19.6%
県、市町窓口、母子自立支援員	60	9.3%
母子寡婦福祉団体	1	0.2%
母子・父子福祉センター	12	1.9%
弁護士	116	18.0%
家庭裁判所	95	14.8%
その他	21	3.3%
相談していない	176	27.3%
無回答	36	5.6%
総計	858	



養育費について親族に相談したと回答した方が最も多くなりました。約3割の方は誰にも相談していないと回答しています。

問 2 5 あなたは、離婚された夫(妻)との間で子どもの養育費に関する取り決めがありましたか。

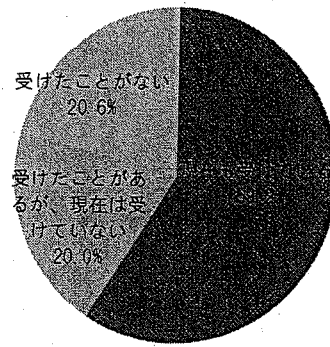
項目	回答数	%
取り決めがあった (公正証書等公的なもの)	222	39.0%
取り決めがあった (公的なもの以外)	133	23.4%
取り決めはなかった	207	36.4%
無効回答	2	0.4%
無回答	5	0.9%
総計	569	



約6割の方が、離婚された夫(妻)との間で子どもの養育費に関する取り決めがあったと回答しました。

問26 (問25で養育費に関する取り決めがあったと回答した方への設問)  
 養育費の受給状況について選んでください。

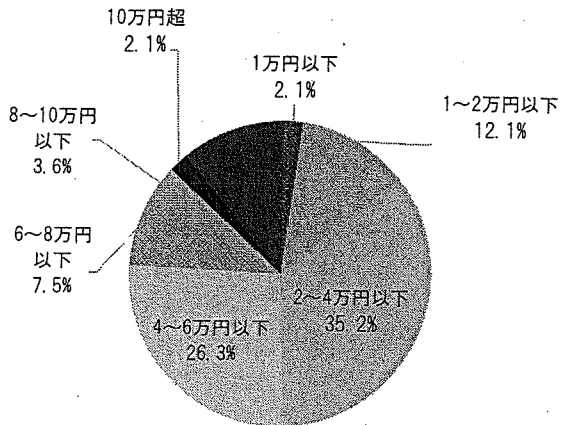
項目	回答数	%
現在も受けている	210	59.2%
受けたことがあるが、現在は受けていない	71	20.0%
受けたことがない	73	20.6%
無回答	1	0.3%
総計	355	



約4割の方が、現在養育費を受給していないと回答しました。

問27 (問26で「現在も受けている」「受けたことがあるが、現在は受けていない」と回答した方への設問)  
 養育費の額を記入してください。

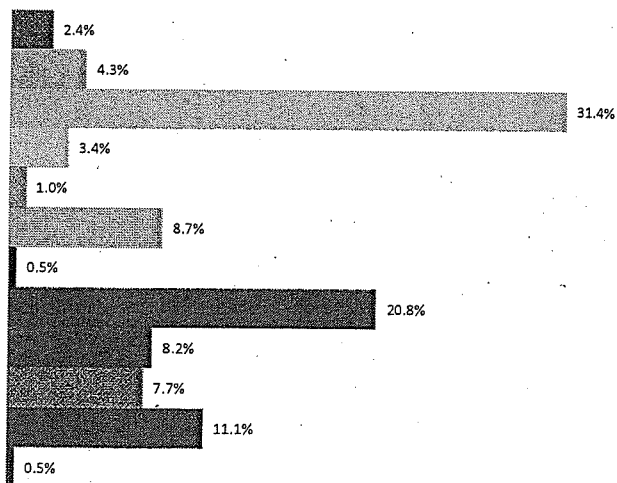
項目	回答数	%
1万円以下	6	2.1%
1~2万円以下	34	12.1%
2~4万円以下	99	35.2%
4~6万円以下	74	26.3%
6~8万円以下	21	7.5%
8~10万円以下	10	3.6%
10万円超	6	2.1%
無効回答・不明	16	5.7%
無回答	15	5.3%
総計	281	



養育費の月額額は「2~4万円以下」という回答が最も多くなりました。

問28 (問25で養育費に関する取り決めがなかったと回答した方への設問)  
 あなたが養育費の取り決めをしなかった理由のうち最も近いものを1つ選んでください。

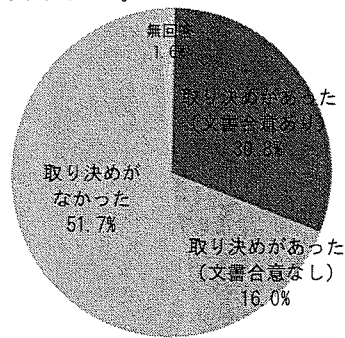
項目	回答数	%
自分の収入等で経済的に問題ないから	5	2.4%
取り決めの交渉がわずらわしいから	9	4.3%
相手に支払う意思や能力がないと思ったから	65	31.4%
相手に養育費を請求できると思わなかった	7	3.4%
子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから	2	1.0%
取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから	18	8.7%
現在交渉中または交渉予定であるから	1	0.5%
相手と関わりたくないから	43	20.8%
相手が拒否したため	17	8.2%
その他	16	7.7%
無効回答	23	11.1%
無回答	1	0.5%
総計	207	



養育費の取り決めをしなかった理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」、「相手と関わりたくないから」という回答が多くなりました。

問 2 9 あなたは、離別された夫（妻）との間に面会交流に関する取り決めがありましたか。

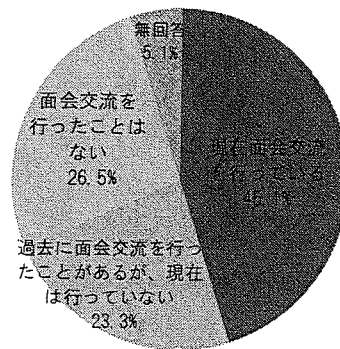
項目	回答数	%
取り決めがあった（文書合意あり）	175	30.8%
取り決めがあった（文書合意なし）	91	16.0%
取り決めがなかった	294	51.7%
無回答	9	1.6%
総計	569	



面会交流に関する取り決めがあったと回答した方と、なかったと回答した方がほぼ半数ずつでした。

問 3 0 あなたの離別した夫（妻）とお子さまの面会交流の実施状況について選んでください。

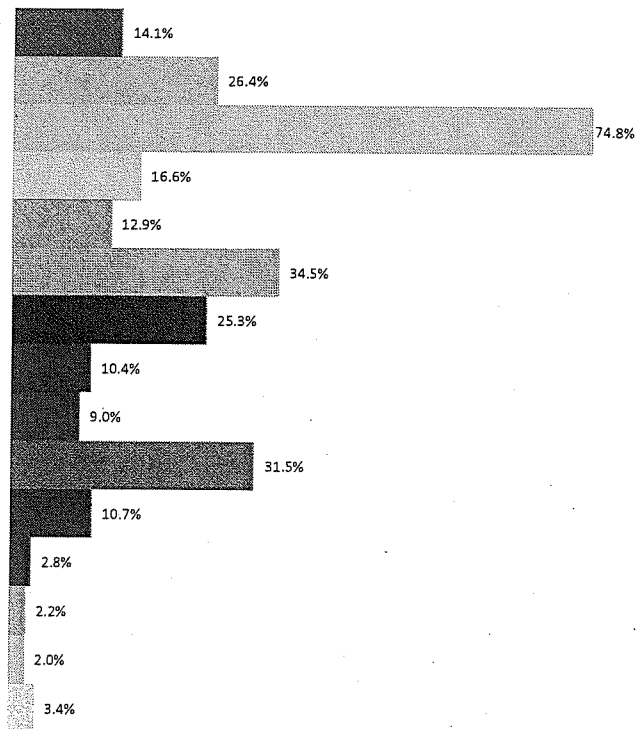
項目	回答数	%
現在面会交流を行っている	124	45.1%
過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	64	23.3%
面会交流を行ったことはない	73	26.5%
無効回答	0	0.0%
無回答	14	5.1%
総計	275	



現在も面会交流を行っていると回答した方と、行っていないと回答した方はほぼ半数ずつでした。一度も面会交流を行ったことがないという回答も約3割ありました。

問 3 1 充実が望まれる施策は、次のうちどれですか（3つまで回答可）。

項目	回答数	%
職業訓練の場や就業機会の提供	91	14.1%
養育費の確保対策の充実	170	26.4%
児童扶養手当等の経済的支援の充実	482	74.8%
公営住宅の優先入居	107	16.6%
家事等の日常生活支援の充実	83	12.9%
企業における子育てしやすい労働環境づくり	222	34.5%
保育サービスや放課後児童クラブの充実	163	25.3%
技能、資格取得等を取得するための講習会の充実	67	10.4%
生活上の不安や悩みの相談窓口の充実	58	9.0%
子どもに対する個別指導等の学習支援の充実	203	31.5%
母子寡婦福祉資金貸付金の充実	69	10.7%
母子寡婦福祉団体の育成強化	18	2.8%
結婚相談やあっせん	14	2.2%
その他	13	2.0%
無回答	22	3.4%
総計	1782	



「児童扶養手当等の経済的支援の充実」、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」、「子どもに対する個別指導等の学習支援の充実」など多岐にわたる施策の充実が望まれています。

## 三重県子どもの生活実態に関する調査（子ども） 結果

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

項目	回答数
津市	51
鈴鹿市	43
伊勢市	34
松阪市	31
桑名市	23
四日市市	19
名張市	10
伊賀市	9
明和町	5
東員町	5
志摩市	5
菟野町	5
南伊勢町	4
鳥羽市	4
亀山市	4
木曽岬町	3
朝日町	3
大台町	3
大紀町	3
川越町	3
多気町	2
御浜町	2
紀宝町	2
尾鷲市	1
度会町	1
不明	1
無回答	4
総計	280

問2 あなたについて教えてください（学年）。

項目	回答数	%
小学生（1年生～3年生）	36	12.9%
小学生（4年生～6年生）	59	21.1%
中学生	103	36.8%
高校生	73	26.1%
その他	7	2.5%
無回答	2	0.7%
総計	280	

■あなたの食事について教えてください。

問3 あなたは、平日の朝ごはんはだれと一緒に食べていますか（複数回答可）。

項目	回答数	%
親	83	65.4%
きょうだい	105	37.5%
ひとりで食べる	75	26.8%
おじいさん、おばあさん	52	18.6%
朝ごはんは食べない	14	5.0%
その他	7	2.5%
その他の家族	6	2.1%
総計	442	

問4 あなたは、平日の夕ごはんはだれと一緒に食べていますか（複数回答可）。

項目	回答数	%
親	238	85.0%
きょうだい	130	46.4%
おじいさん、おばあさん	93	33.2%
ひとりで食べる	30	10.7%
その他	10	3.6%
その他の家族	8	2.9%
夕ごはんは食べない	2	0.7%
総計	511	

朝食または夕食を家族と食べているという回答が多い一方、ひとりで食べるまたは食べないという回答もありました。

■あなたの放課後の過ごし方について教えてください。

問5 あなたは放課後いつもどのように過ごしていますか。また本当はどのように過ごしたいですか。

学校終了後～18時の過ごし方\_普段

項目	回答数	%
クラブ活動をする	80	28.6%
友達と遊ぶ	39	13.9%
家族と過ごす	34	12.1%
ひとりで過ごす	34	12.1%
その他	23	8.2%
学童へ行く	20	7.1%
習い事へ行く	17	6.1%
学習塾へ行く	7	2.5%
無効回答	6	5.7%
無回答	10	3.6%
総計	280	

18時～20時の過ごし方\_普段 (N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	58	56.4%
その他	35	12.5%
学習塾へ行く	22	7.9%
ひとりで過ごす	18	6.4%
習い事へ行く	12	4.3%
クラブ活動をする	10	3.6%
友達と遊ぶ	4	1.4%
学童へ行く	2	0.7%
無効回答	9	3.2%
無回答	10	3.6%
総計	280	

20時～寝るまでの過ごし方\_普段 (N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	67	59.6%
その他	45	16.1%
ひとりで過ごす	43	15.4%
学習塾へ行く	5	1.8%
友達と遊ぶ	2	0.7%
習い事へ行く	1	0.4%
学童へ行く	0	0.0%
クラブ活動をする	0	0.0%
無効回答	4	1.4%
無回答	13	4.6%
総計	280	

学校終了後～18時の過ごし方\_理想

項目	回答数	%
友達と遊ぶ	86	30.7%
クラブ活動をする	54	19.3%
家族と過ごす	30	10.7%
ひとりで過ごす	28	10.0%
その他	23	8.2%
学童へ行く	8	2.9%
学習塾へ行く	8	2.9%
習い事へ行く	8	2.9%
無効回答	11	3.9%
無回答	24	8.6%
総計	280	

18時～20時の過ごし方\_理想 (N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	33	47.5%
その他	34	12.1%
ひとりで過ごす	25	8.9%
学習塾へ行く	19	6.8%
友達と遊ぶ	17	6.1%
習い事へ行く	14	5.0%
クラブ活動をする	3	1.1%
学童へ行く	1	0.4%
無効回答	4	1.4%
無回答	30	10.7%
総計	280	

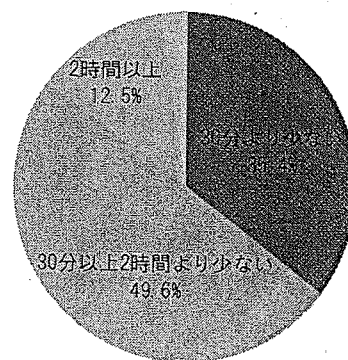
20時～寝るまでの過ごし方\_理想 (N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	48	52.9%
ひとりで過ごす	52	18.6%
その他	35	12.5%
友達と遊ぶ	4	1.4%
学習塾へ行く	2	0.7%
習い事へ行く	1	0.4%
クラブ活動をする	1	0.4%
学童へ行く	0	0.0%
無効回答	4	1.4%
無回答	33	11.8%
総計	280	

放課後の過ごし方としては、18時まではクラブ活動、18時以降は家族と過ごすという回答が最も多くなりました。

問6 あなたは、平日に、学校の授業以外でどれくらいの時間、勉強しますか。

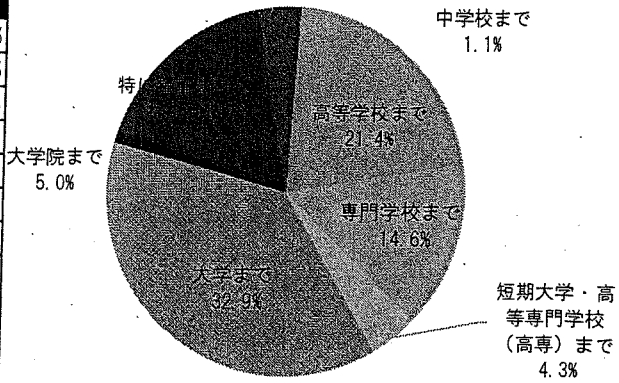
項目	回答数	%
30分より少ない	99	35.4%
30分以上2時間より少ない	139	49.6%
2時間以上	35	12.5%
無回答	7	2.5%
総計	280	



平日の学校の授業を除く勉強時間は、「30分以上2時間より少ない」が最も多く、約半数でした。

問7 あなたは将来どの学校まで行きたいと思いますか。

項目	回答数	%
中学校まで	3	1.1%
高等学校まで	60	21.4%
専門学校まで	41	14.6%
短期大学・高等専門学校(高専)まで	12	4.3%
大学まで	92	32.9%
大学院まで	14	5.0%
その他	3	1.1%
特に希望はない、わからない	45	16.1%
無効回答	2	0.7%
無回答	8	2.9%
総計	280	

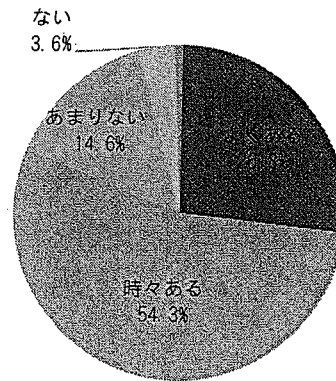


半数以上が、将来高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)へ進学することを希望しています。

■あなたについて教えてください。

問8 親や家族から褒められることがありますか。

項目	回答数	%
よくある	75	26.8%
時々ある	152	54.3%
あまりない	41	14.6%
ない	10	3.6%
無回答	2	0.7%
総計	280	

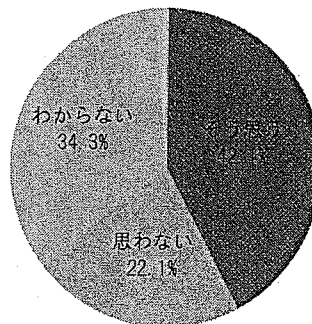


約9割の方が、親や家族から褒められることがあると回答しました。

問9 あなたの思いや気持ちを聞かせてください。

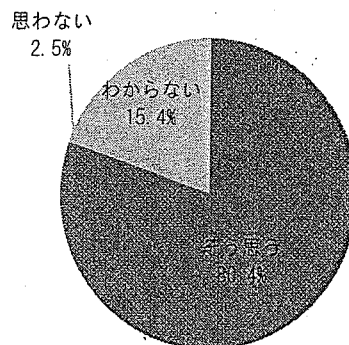
1 自分の事が好きだ

項目	回答数	%
そう思う	118	42.1%
思わない	62	22.1%
わからない	96	34.3%
無回答	4	1.4%
総計	280	



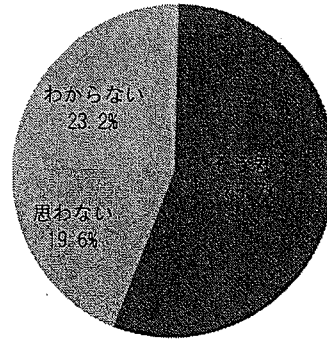
2 自分は家族に大切にされている

項目	回答数	%
そう思う	225	80.4%
思わない	7	2.5%
わからない	43	15.4%
無回答	5	1.8%
総計	280	



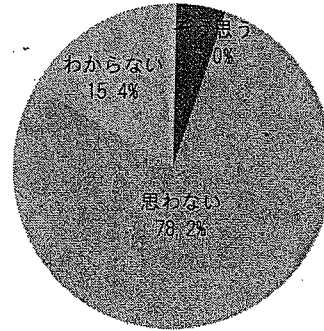
3 がんばれば何でもできると思う

項目	回答数	%
そう思う	156	55.7%
思わない	55	19.6%
わからない	65	23.2%
無回答	4	1.4%
総計	280	



4 自分がひとりぼっちだと思う

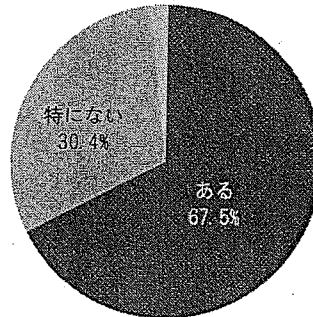
項目	回答数	%
そう思う	14	5.0%
思わない	219	78.2%
わからない	43	15.4%
無回答	4	1.4%
総計	280	



「自分の事が好きだ」「自分は家族に大事にされている」「がんばれば何でもできると思う」については「そう思う」、「自分がひとりぼっちだと思う」については「思わない」という回答が最も多くなりました。

問10 あなたには将来の夢がありますか。

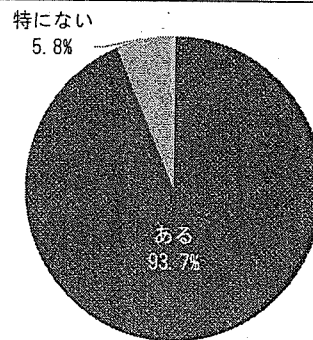
項目	回答数	%
ある	189	67.5%
特にない	85	30.4%
無効回答	1	0.4%
無回答	5	1.8%
総計	280	



約7割の方が、将来の夢を持っています。

問11 (問10で「ある」を選択した方への設問)  
その夢は自分が一生懸命努力すればかなうと思いますか。

項目	回答数	%
ある	177	93.7%
特にない	11	5.8%
無効回答	1	0.5%
総計	189	

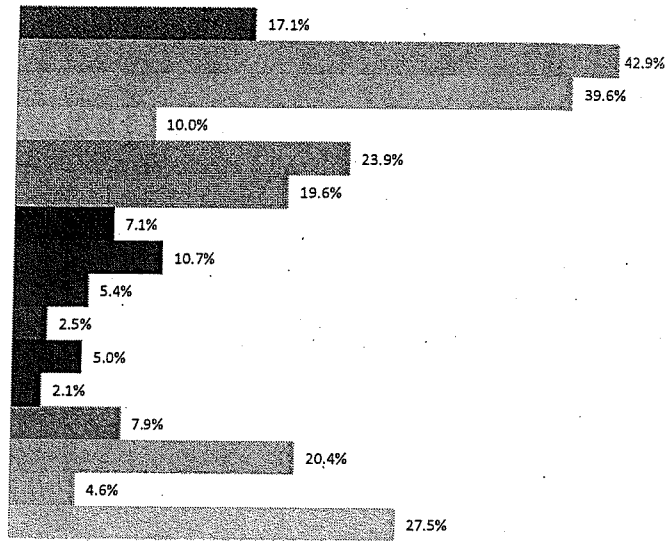


将来の夢があると回答した方のうち9割以上が、夢は自分が一生懸命努力すれば叶うと回答しました。



問12 あなたは、自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか（複数回答可）。

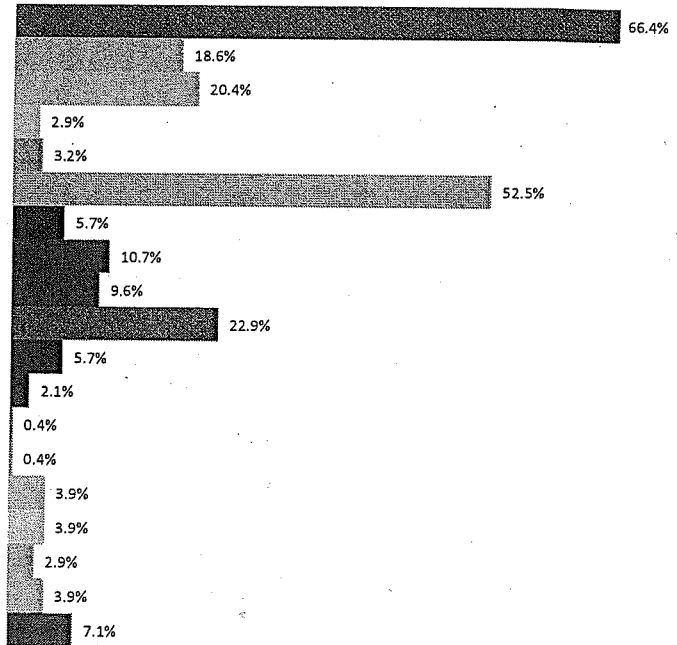
	回答数	%
友達との関係	48	17.1%
勉強のこと	120	42.9%
進学・進路のこと	111	39.6%
クラブ活動のこと	28	10.0%
自分の性格のこと	67	23.9%
自分の容姿のこと	55	19.6%
家族で楽しく過ごすことが少ないこと	20	7.1%
親が自分の気持ちをわかってくれないこと	30	10.7%
親同士の仲が良くないこと	15	5.4%
弟や妹の世話や家族の介護が大変なこと	7	2.5%
着られる服が少ないこと	14	5.0%
ご飯を十分に食べられないことがあること	6	2.1%
家の中が散らかっていること	22	7.9%
家にお金がないこと	57	20.4%
その他	13	4.6%
悩みや心配事はない	77	27.5%
総計	690	



悩みや心配な事については、「勉強のこと」、「進学・進路のこと」という回答が多くなりました。

問13 あなたは、悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか（複数回答可）。

項目	回答数	%
親	186	66.4%
きょうだい	52	18.6%
おじいさん、おばあさん	57	20.4%
親せきのおじいさん、おばあさんなど	8	2.9%
いとこ	9	3.2%
学校の友達	147	52.5%
塾や習い事の友達	16	5.7%
クラブ活動の友達	30	10.7%
その他の友達	27	9.6%
学校の先生	64	22.9%
塾や習い事の先生	16	5.7%
クラブ活動の先生	6	2.1%
近所の人	1	0.4%
子ども専用の電話相談	1	0.4%
インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人	11	3.9%
その他	11	3.9%
だれにも相談できない	8	2.9%
だれにも相談したくない	11	3.9%
わからない	20	7.1%
総計	681	



悩んでいるときは、親や友達、学校の先生に相談するという回答が多いですが、誰にも相談できない(したくない)、または「インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人」に相談するという回答もありました。

## 三重県子どもの生活実態調査 自由意見について

### (保護者の主な意見)

- ・ 保育所、学童保育について改善してほしい。  
(利用できない、預かり時間、経済的負担等)
- ・ 放課後や長期休暇中等に子どもが安心して過ごせる居場所を作ってほしい。
- ・ 病児保育を充実させてほしい。
- ・ 医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大してほしい。
- ・ 日常の家事等について支援してほしい。
- ・ ファミリー・サポート・センター利用に係る経済的負担を減らしてほしい。
- ・ 家賃の補助や公営住宅を増やすなど、住居について支援してほしい。
- ・ 児童扶養手当について改善してほしい(所得制限の見直し等)。
- ・ 児童手当の支給がなくなる高校入学以降に経済的な支援をしてほしい。
- ・ 養育費の支払いを徹底させてほしい。
- ・ 光熱水費等、生活上の必要経費を補助してほしい。
- ・ 教育(学習塾、部活動等含む)に係る負担を減らしてほしい。
- ・ 進学費用に係る負担を減らしてほしい。
- ・ 無料の学習支援教室を充実させてほしい。
- ・ 障がいのある子どもへの教育・就業等の支援を充実させてほしい。
- ・ 企業の子育て家庭に対する理解を高め、子育てしやすい職場環境づくりを進めてほしい(必要な休暇を取得できる、時間に制約があっても働ける等)。
- ・ 保護者が資格を取得する際に支援してほしい。
- ・ 窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供や相談しやすい体制づくりを進めてほしい。

### (子どもの主な意見)

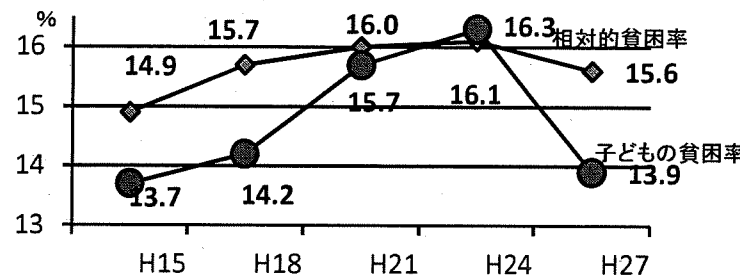
- ・ 休みの日が少ないので、もっと母親と一緒に過ごしたい。
- ・ この先も三重県に住み続けたいので、三重をもっと住みやすいところにしてほしい。
- ・ 児童虐待は今すぐやめてほしい。
- ・ 助けをもとめている子どもがいれば助けてあげてほしい。
- ・ 子どもの目の前で親たちがやってはいけないことをやらないでほしい。
- ・ 大人の勝手に子どもに辛い思いをさせる大人になりたくない。
- ・ インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人に悩みを相談するのは危ないので、防ぐ方法を考えてほしい。

基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨**  
子どもの現在および将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困の連鎖によって閉ざされることがないよう、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、策定します。
- 2 計画の位置づけ**  
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づき定める「子どもの貧困対策についての計画」です。  
(「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」と一体的に策定します。)
- 3 計画の期間**  
令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 4 子どもの貧困のとりえ**  
子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、自尊心や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的孤立、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

子どもの貧困対策の取組状況

- 無料の学習支援が利用できる市町数の増加  
(計画策定時)6市町→(平成30年度末)28市町
- 新入学児童生徒学用品費の入学前の前倒し支給を行う市町数の増加  
(平成29年3月)小学校1市、中学校5市町  
→(平成31年3月)小学校25市町、中学校27市町
- 未就学児にかかる医療費の窓口無料化  
一定の要件の下で、令和元年9月より県内全市町で実施
- 子ども食堂の増加  
(平成29年)26か所→(令和元年)40か所
- 貧困率(国民生活基礎調査)の推移



基本方針

- (1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築
- (2) 支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- (3) 市町における取組の支援
- (4) 教育の支援

具体的取組と計画目標

注)「■」は目標「□」はモニタリング指標(目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標)のこと

5つの支援の柱	目標とモニタリング指標			
	項目名	現状	令和6年度	
(1) 教育の支援 ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開 ②教育に係る経済的負担の軽減 ③生活困難世帯等への学習支援	■生活困難家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町 (R1)	29市町	
	■施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	25.9% (H30)	38.3%	
	■家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% (H30)	84.4%	
	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 (H28)	—	
	□就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100% (H29)	—	
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25市町 (H30)	—	
	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27市町 (H30)	—	
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7% (H30)	—	
	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1% (H30)	—	
	□児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	—	
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3% (H30)	—	
	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4% (H30)	—	
	□全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (H30)	—	
	□全世帯の子どもの高等学校中退者数	710名 (H30)	—	
	(2) 生活の支援 ①保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目ない生活支援 ②子どもの生活支援 ③子どもの安心できる居場所づくり ④子どもの自立支援 ⑤住宅支援	■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町 (R1)	29市町
■産婦検診・産後ケアを実施する市町数		19市町 (H30)	29市町	
□三重県母子・父子福祉センター相談件数		332件	—	
□保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数		調査中	—	
□放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数		24市町 (H30)	—	
□児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数		25人 (H30)	—	
□県内で活動する子ども食堂の数		40箇所 (R1.5時点)	—	
(3) 保護者に対する就労の支援 ①親の就労支援 ②親の学び直しの支援		■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人 (H30)	540人
		■三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9% (H30)	90%
		□ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名 (H30)	—
	□ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名 (H30)	—	
	(4) 経済的支援 ①手当の支給等による支援 ②養育費の確保に関する支援	■養育費を受給している割合	36.9% (R1)	50%
□児童扶養手当の受給者数		12,396人 (H30)	—	
(5) 身近な地域での支援体制の整備 ①行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築 ②相談機能の強化 ③県内の各地域における支援の充実と理解の促進		■ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町 (H30)	29市町
	■子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (H30)	29市町	

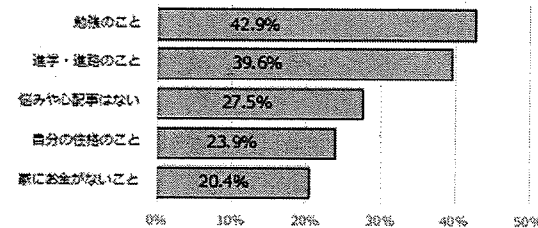
実態調査

効果的な支援のあり方を検討するため、当事者へのアンケート調査や、日頃から支援に携わる方々との意見交換、生活保護家庭及びひとり親家庭の高校生、児童養護施設・里親家庭出身者等への聴取調査を実施しました。

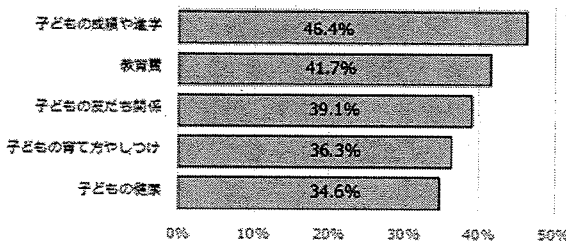
保護者および子どもへのアンケート調査

- ・教育費を不安に思う保護者の割合が高い。
- ・子育て世代が利用できる様々な支援について認知度が低い。
- ・児童扶養手当など手当の充実、子どもの病気や長期休暇の際の預け先や居場所の充実、相談窓口の充実、医療費の軽減を望む声がある。等

○自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか(子ども)  
※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



○お子さまについてどのような不安や悩みがありますか(保護者)  
※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会

- ・様々な支援制度をつなぎ、総合的にコーディネートする機能が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーのさらなる拡充が必要である。
- ・支援が届かない、届きにくい子どもや家庭への支援には、アウトリーチが重要である。等

今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの増員や地域の状況をふまえた支援を望む声があり、多様な課題を抱える子どもに対する学校を窓口とした教育相談を充実していく必要があります。
- ・高等教育機関の就学支援新制度の実施にともない、家庭の経済状況に関わらず進学のチャンスが確保されるよう、高校生世代を対象とする学習支援を充実させる必要があります。また施設や里親家庭で生活する子どもの進学支援も行う必要があります。
- ・子育てや家事の支援など生活の援助を望む声があります。必要なサービスを受けられるよう、制度の充実や利用料の助成等を拡充していく必要があります。
- ・市町における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。今後は子どもや家庭により身近な地域において、支援体制を充実させる必要があります。
- ・子どもの貧困対策について、ワンストップ窓口等の更なる充実に加え、支援を必要とする人にとってわかりやすい情報提供や、支援が届きにくい家庭の早期発見とともに、アウトリーチの取組を行う必要があります。等

第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画  
(最終案)

令和 2 (2020) 年 3 月  
三重県

# 目 次

I	計画策定の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
II	現状と課題	
1	三重県のひとり親家庭の状況	2
2	第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況	3
3	三重県子どもの生活実態調査の実施	6
4	課題	7
(1)	親への就業支援に関する課題	7
(2)	子育てと生活のための支援に関する課題	9
(3)	子どもへの学習支援に関する課題	10
(4)	経済的な安定のための支援に関する課題	11
(5)	相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題	12
(6)	父子家庭に対する支援の充実に関する課題	13
III	基本理念と具体的な取組	15
1	基本理念	15
2	具体的な取組	15
(1)	親への就業支援	15
(2)	子育てと生活のための支援	17
(3)	子どもへの学習支援	19
(4)	経済的な安定のための支援	19
(5)	相談機能の充実と各種支援制度の周知	20
(6)	父子家庭に対する支援の充実	21
IV	計画の評価及び見直し	22

## I 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立等のさまざまな課題を抱えており、総合的な支援が必要です。

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正によって設けられた制度です。

この改正を受け、国では「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

本県では、平成17(2005)年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、これまで3期15年にわたり、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

令和元年度に、現在の計画である「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度を迎えることから、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

策定にあたっては、大人ひとりで子どもを育てる世帯の貧困率が50.8%（平成28(2016)年度国民生活基礎調査）とひとり親家庭を取り巻く現状が依然として厳しいことや、「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正をふまえる必要があります。

※ 「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭と寡婦をいいます。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に規定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に即した同法第12条に定める計画です。

### 3 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間を計画期間とします。なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的な方針の見直し等、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

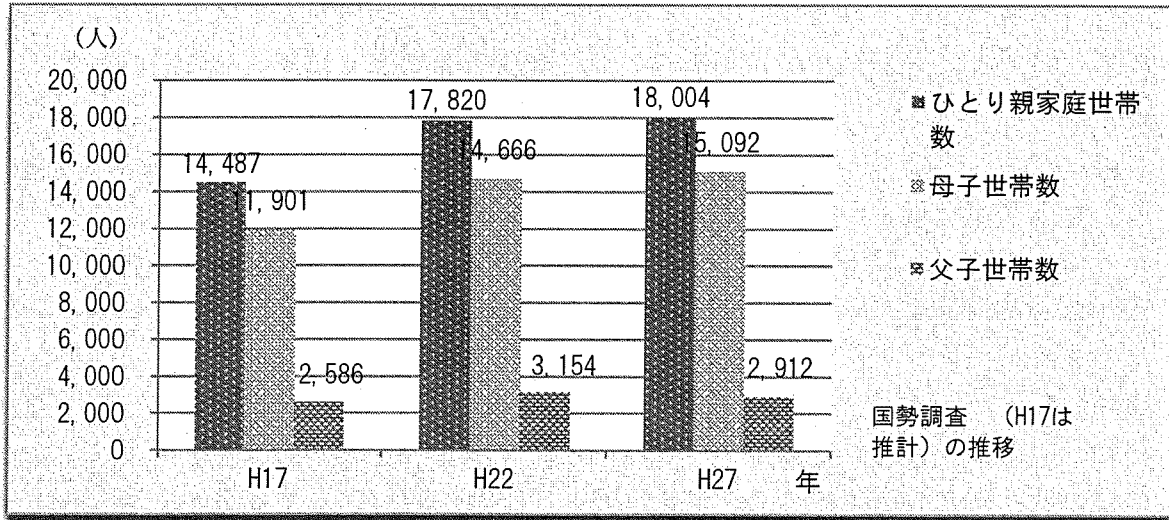
## II 現状と課題

### 1 三重県のひとり親家庭の状況

#### (1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数は、平成 27(2015)年には 18,004 世帯となっています。平成 17(2005)年から平成 27(2015)年の間で、母子世帯は 26.8%、父子世帯は 12.6%の増加となっています。

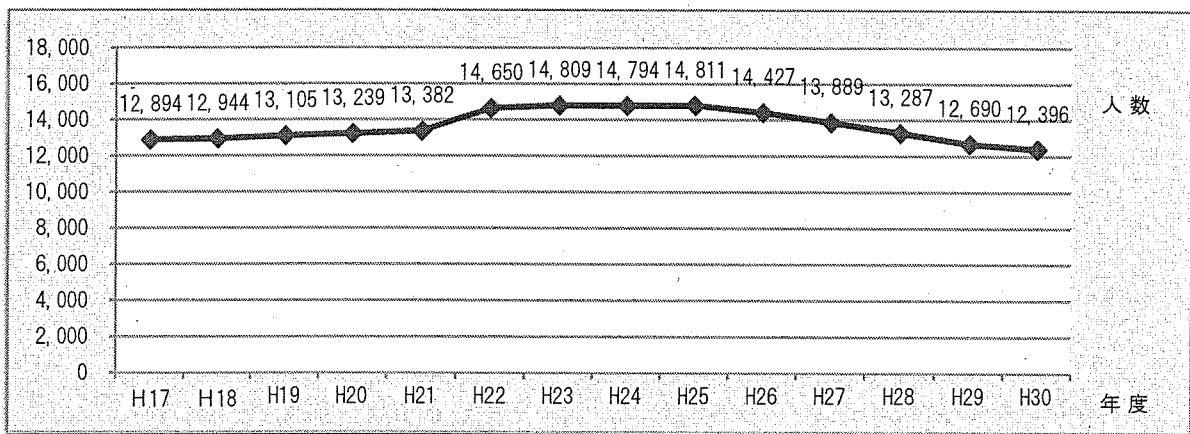
三重県ひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数



#### (2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成 22(2010)年 8 月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、一旦増加しましたが、その後減少傾向にあります。

三重県児童扶養手当受給者数



## 2. 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度）」(以下「第三期計画」という。)では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの施策を掲げて施策を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況とその実績は、次のとおりです。

### (1) 親への就業支援

#### ① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るため、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。高等職業訓練促進給付金については、給付金の支給期間の拡大や給付額の増額がなされたことを背景に増加傾向にあり、資格を取得した修了者のうち常勤雇用となった者の割合も増加しています。

高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合

年度 \ 区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
資格取得した修了者数	28	24	31	39
常勤雇用となった人数	24	20	28	36
割合 (%)	85.7	83.3	90.3	92.3

#### ② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就労・自立支援センター）を設置・運営しています。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する専門相談に応じています。

また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する就業支援講習会を開催しています。就業支援講習会参加者数は、増加しています。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
就労相談件数	193	93	161	169
生活相談件数	71	187	194	154
専門相談（弁護士相談）件数	16	13	14	9
相談件数合計	280	293	369	332
就業支援講習会参加者数	20	12	90	90



また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求職件数、就業者数ともに低い数字となっています。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
求職件数	31	12	19	13
就業者数	7	8	12	10

## (2) 子育てと生活のための支援

### ① ひとり親家庭等日常生活支援事業

市町では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービス等の援助を行う日常生活支援事業を実施しています。

実施市町数は、増加しています。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数	5	6	8	9

### ② ひとり親家庭情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行い、交流を深めるひとり親家庭情報交換会の開催を支援しています。県内5地域で開催し、いずれも寡婦がサポートしました。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
参加者数	129	210	166	170
実施箇所数	5	5	5	5

## (3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援しました。生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等と調整を行いながら、実施の拡大を図りました。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数	5	5	6	7

## (4) 経済的な安定のための支援

### ① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県（福祉事務所を設置していない町分）の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

平成 30(2018)年 8 月から全部支給に係る所得制限額が引き上げられました。

さらに、令和元(2019)年 11 月から支給回数が年 3 回から年 6 回に拡大されました。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数と総貸付額ともに、減少しています。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
貸付件数	427	384	390	322
総貸付額 (万円)	27,668	24,523	24,538	20,640

③ 養育費の確保

養育費の履行確保等を図るため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での弁護士による相談や福祉事務所での相談を行いました。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
母子家庭で養育費を受給している人の割合 (%)	44.8	44.8	44.8	60.0

※ 母子家庭で養育費の取り決めを行った人のうち、現に養育費を受給している人の割合。平成 30(2018)年度の数值は、令和元(2019)年三重県子どもの生活実態調査の結果による直近値。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、年間 8 千件程度で横ばいとなっています。

福祉事務所における相談件数

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
生活一般 (資格取得・職業訓練等)	2,778	2,844	2,571	2,336
児童(養育、教育等)	895	785	878	640
経済的支援(貸付金、手当等)	4,555	4,494	4,289	5,076
その他	68	33	38	24
計	8,296	8,156	7,776	8,076

(6) 父子家庭に対する支援の充実

三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所において父子家庭からの相談窓口を設置し、父子家庭に対する支援施策の情報提供に努めました。父子世帯は、全体の2～3%と大変少ない状況です。

福祉事務所における相談件数（父子家庭）

区分	年度			
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
生活一般 （資格取得・職業訓練等）	96	34	61	44
児童（養育、教育等）	122	24	23	38
経済的支援（貸付金、手当等）	91	110	132	159
その他	0	0	0	0
計	309	168	216	241

3 三重県子どもの生活実態調査の実施

次期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のとおり実態調査を実施しました。

令和元(2019)年8月に以下の対象者の方々に市町や関係団体を通じて調査票を配布しました。

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ひとり親学習支援事業等を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

区分	配布数	回答数	回答率
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
計	4,162	1,048	25.2%

調査結果について、就労等状況、養育費等の取り決め状況等、子どもについての悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策について本県の状況を分析し、ひとり親家庭で過ごす子どもからも聴き取り調査を行いました。

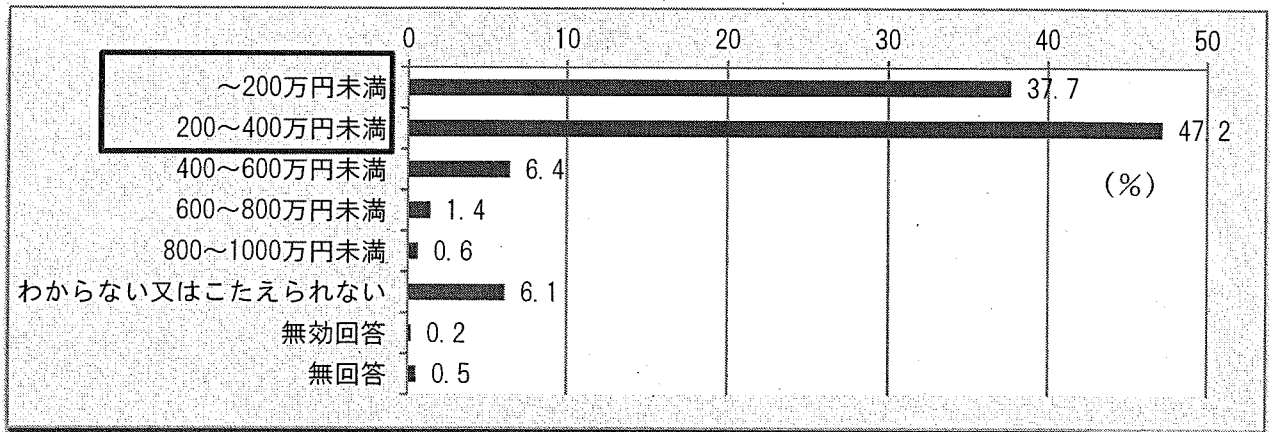
#### 4 課題

次期計画の策定に向け、第三期計画の支援施策の取組状況や令和元(2019)年8月に実施した「三重県子どもの生活実態調査」結果等からわかった課題は、次のとおりです。

##### (1) 親への就業支援に関する課題

ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約4割と高い中で、就労収入は400万円未満が約8割と依然として少ない状況です。

##### ひとり親家庭の世帯収入の状況

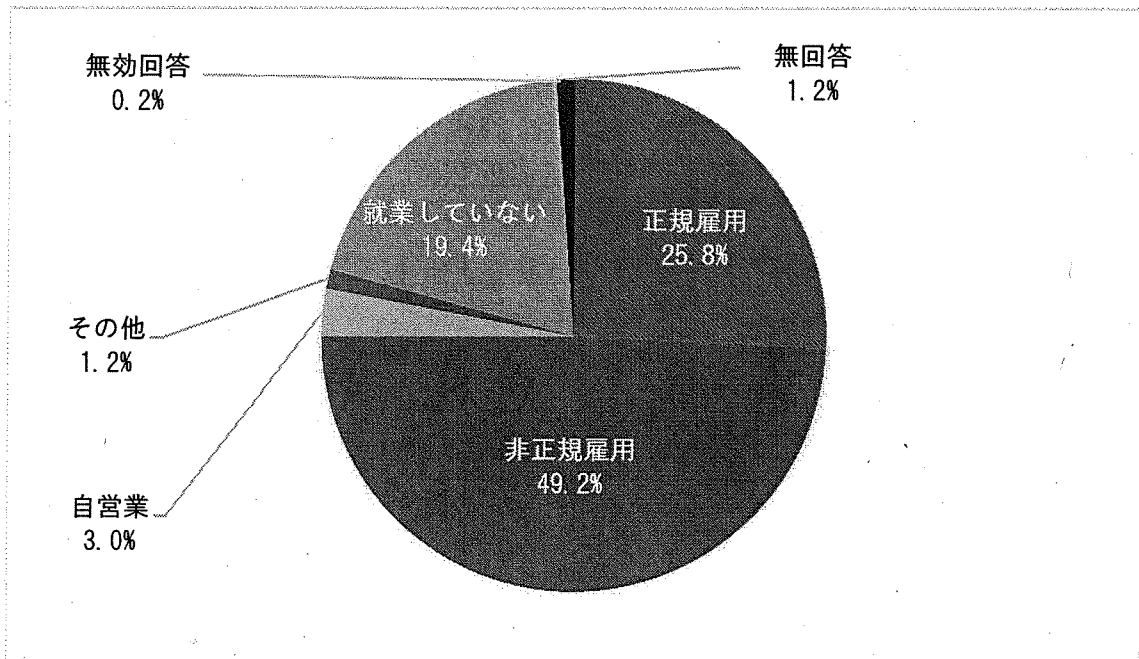


また、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）の相談件数は、年間300件程度ですが、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

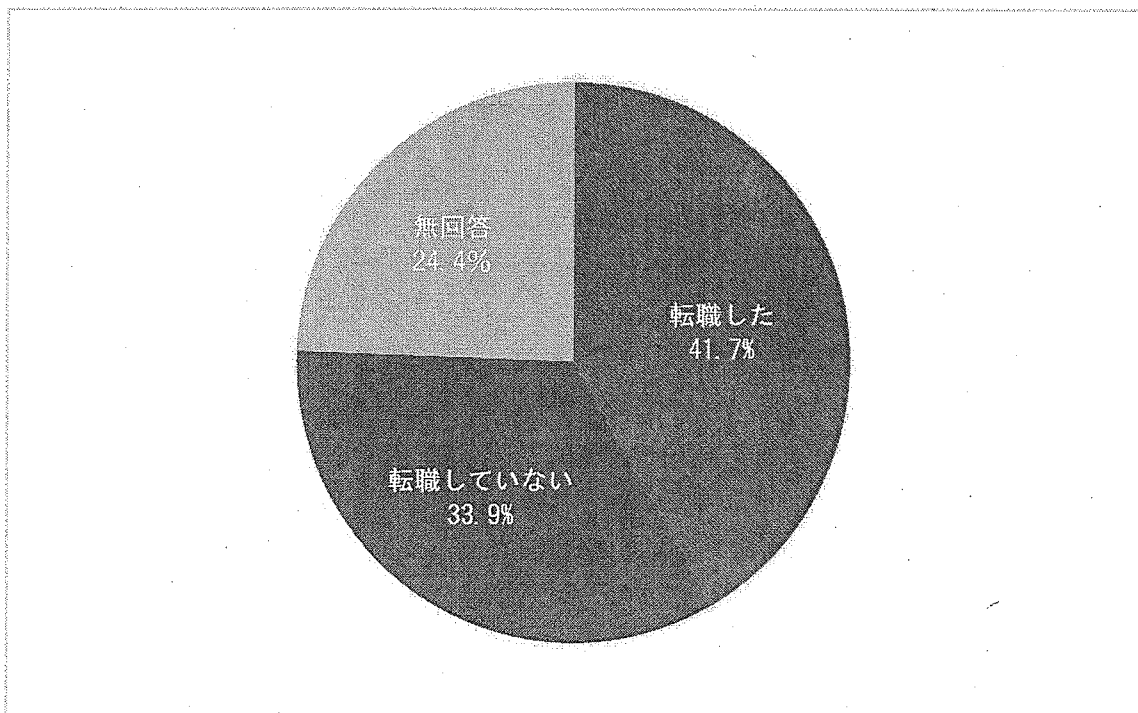
このため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、また、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

さらに、安定した就業のための能力開発の支援を行ってきましたが、高等職業訓練については、平成25(2013)年度の制度改正によって利用者が減少しました。その後、支給期間の拡大や最終修業年次における給付金の増額措置がなされましたが、より一層の制度拡充に向けた国への働きかけが必要です。

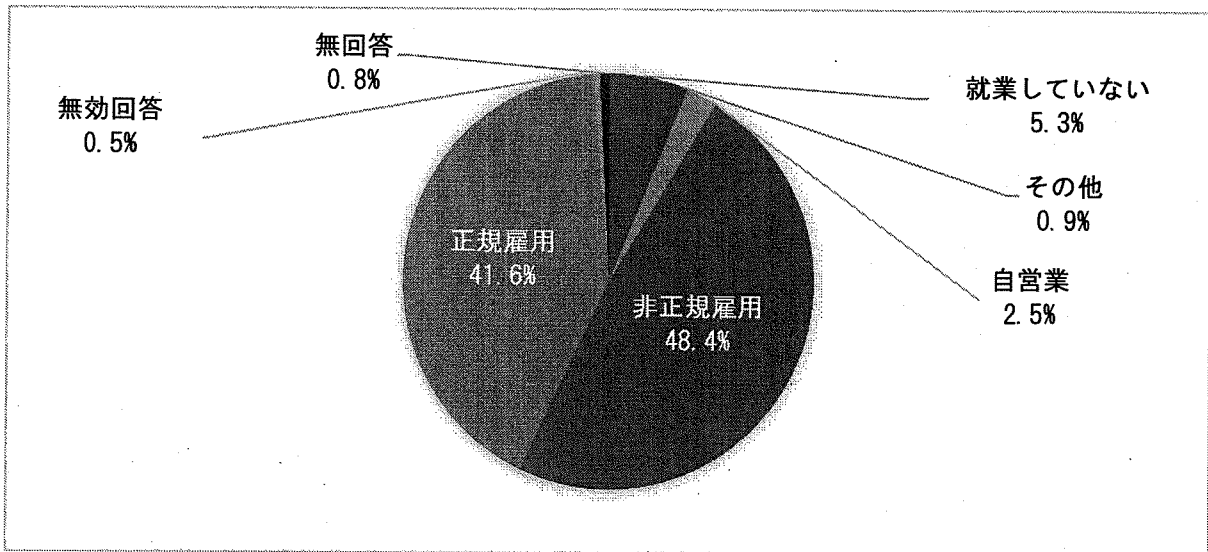
ひとり親になる前の雇用形態



ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合



## ひとり親家庭になった後の雇用形態



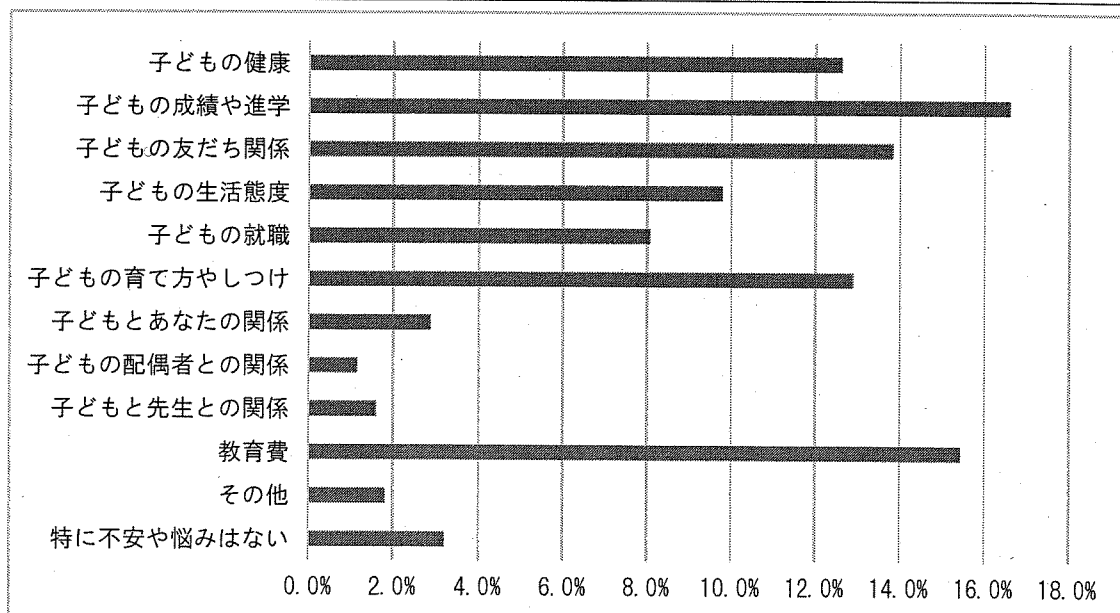
## (2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

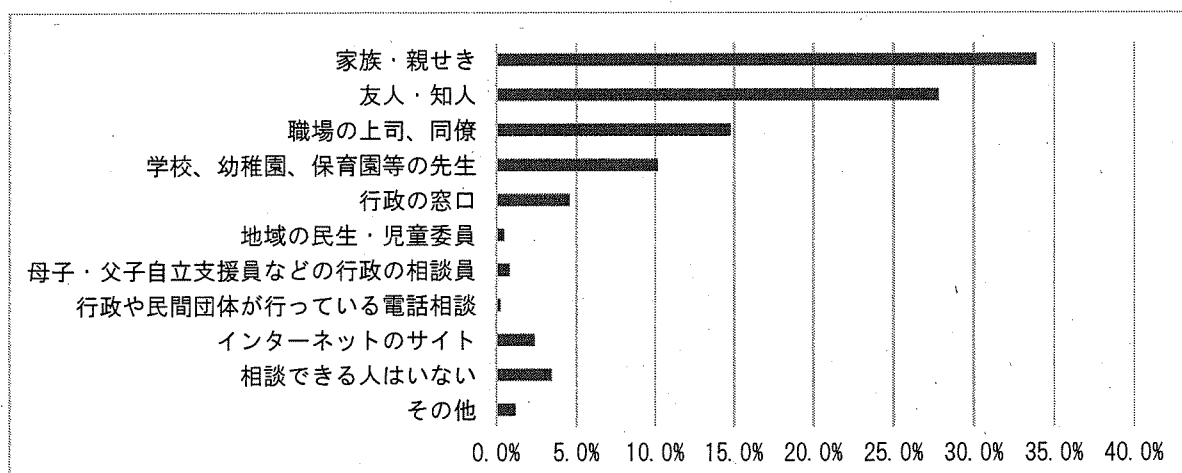
また、子どもの病気等で一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。

さらに、多くの悩みを抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

## ひとり親家庭の親の子どもについての不安や悩み (上位3項目まで複数回答可)



ひとり親家庭の親の子育てや生活で困った時に相談できる人・機関（複数回答可）



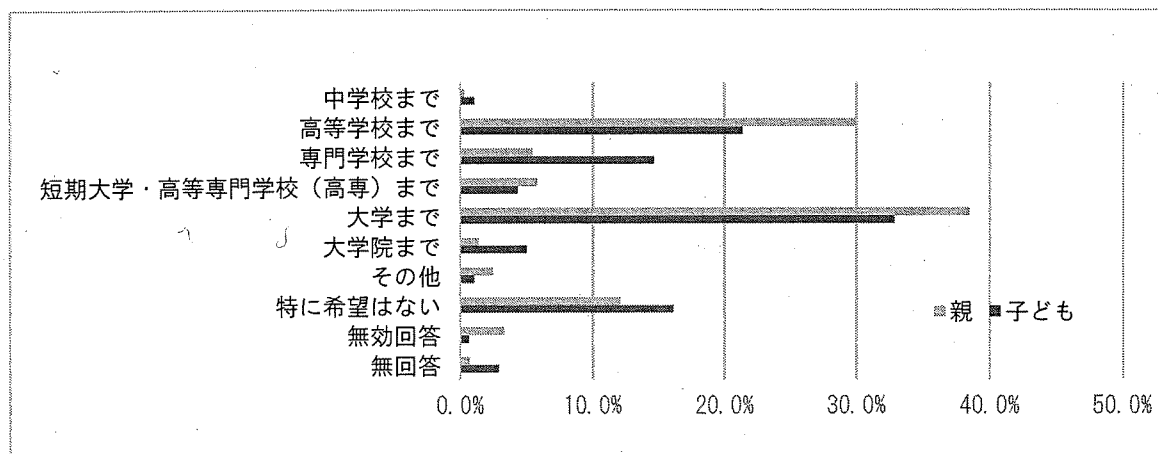
(3) 子どもへの学習支援に関する課題

子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多い一方、経済的な理由等により、進学することがかなわない場合もあり、一層の支援が求められます。

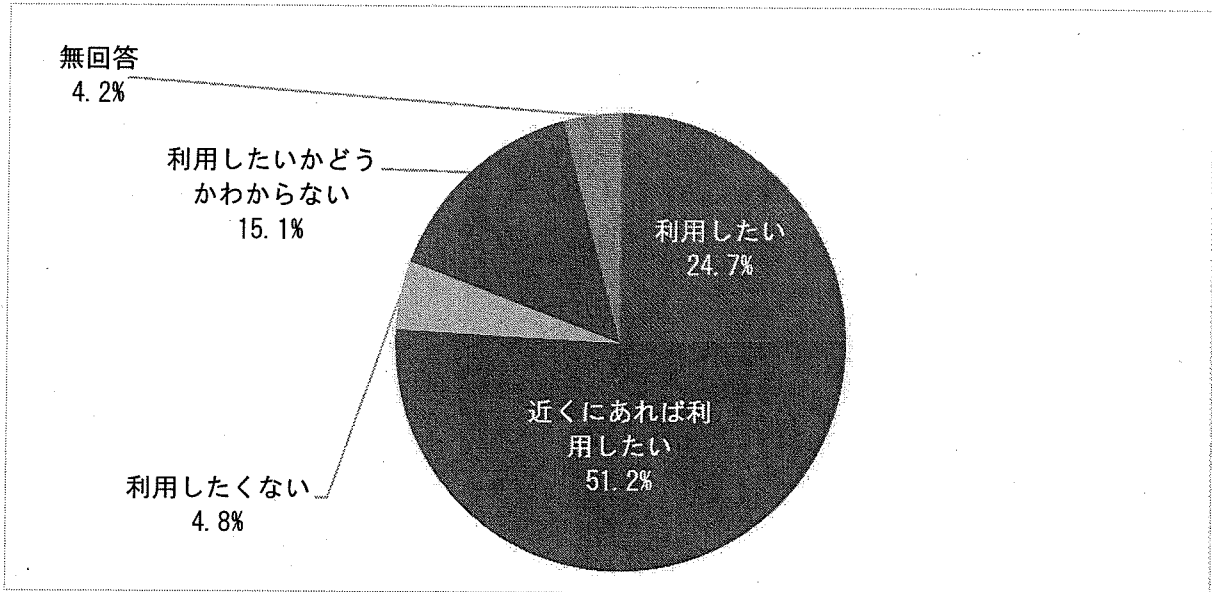
県ではひとり親家庭の学習支援事業を実施する市町を支援するとともに、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を受けられる市町を含めると全体数は 28 市町となり、実施の拡大が図られました。

また、国において高等教育の無償化が令和2(2020)年4月から実施されることやひとり親家庭の親や支援が必要な子どもが望む大学等高等教育機関の最終進学目標の割合が「全国学力・学習状況調査」の結果と比べて20%程度低い傾向がみられることから、ひとり親家庭の子どもが将来の可能性を引き出せるよう、学習支援の仕組みづくりが必要です。

ひとり親家庭の親及び支援が必要な子どもが望む最終進学目標



## ひとり親家庭の親の無料の学習教室の利用希望



## (4) 経済的な安定のための支援に関する課題

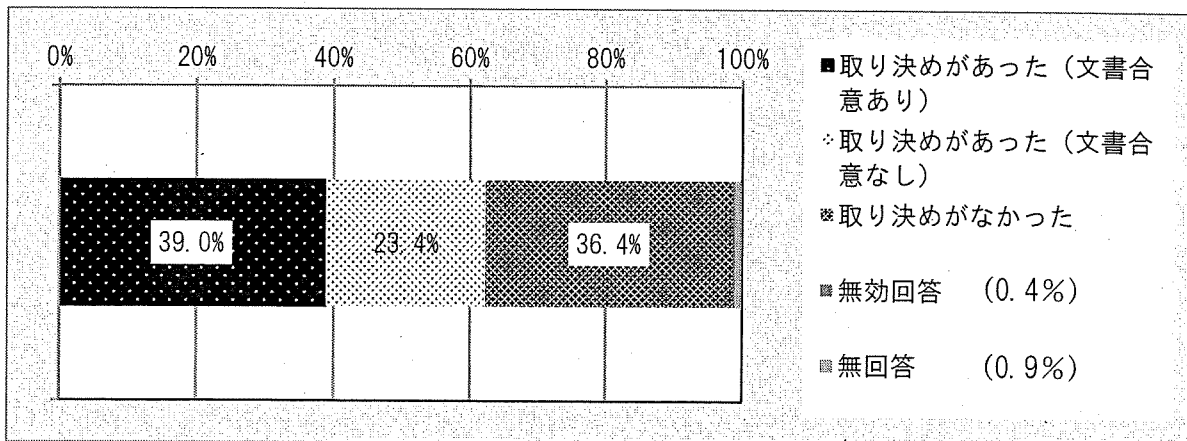
ひとり親家庭の世帯収入は、400万円未満が全体の8割を占め、ひとり親家庭の世帯収入は依然として少なく、経済的に厳しい状況です。

このため、引き続き児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費の助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

また、ひとりで仕事と子育てを両立させているひとり親家庭の父又は母にとって、保育所や放課後児童クラブの優先利用や病児保育等の支援が必要となっています。

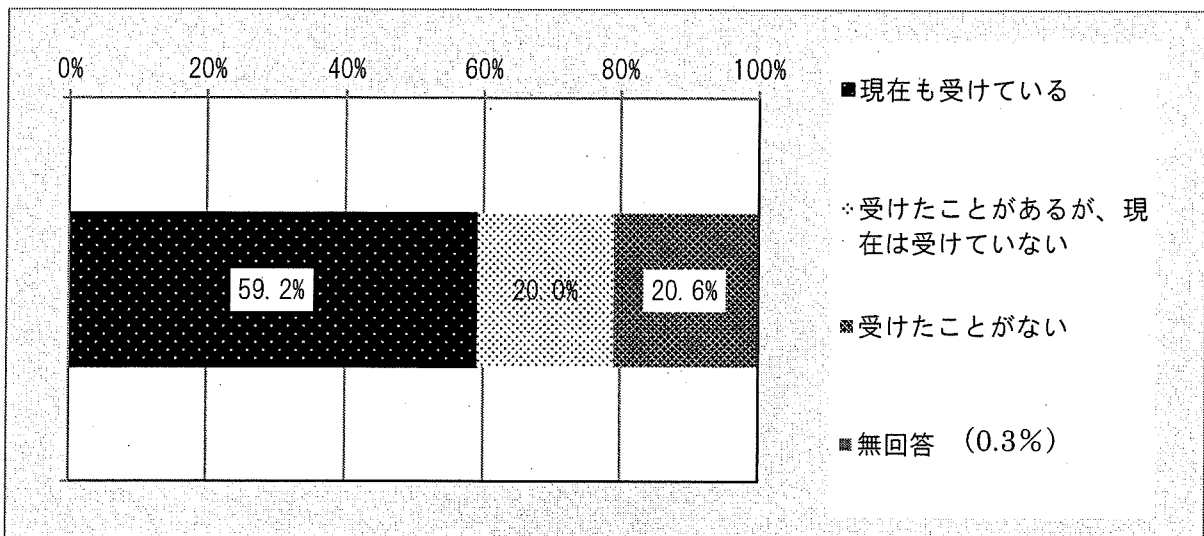
一方、養育費は、全国調査結果に比べ、比較的多く取り決められています。実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

## 養育費の取り決め率





### 養育費の取り決めがあった方の養育費の受給状況



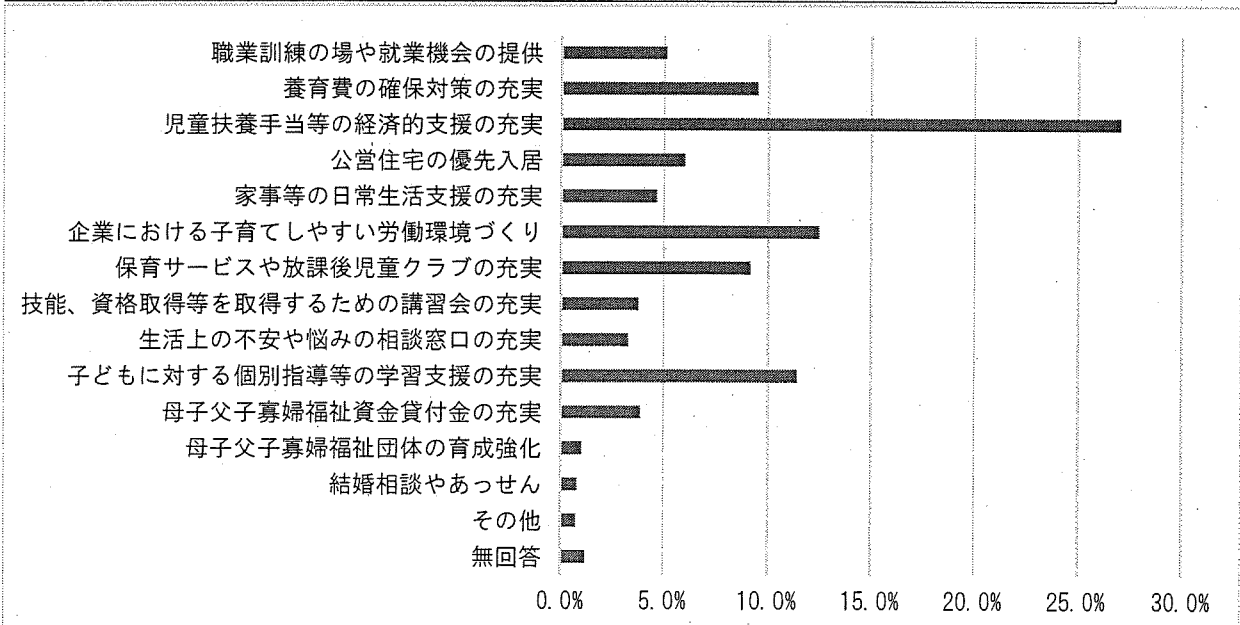
### (5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたります。このため、福祉事務所や三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）等での相談機能が充実するよう、相談員への研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、民生委員や児童委員、NPO団体等の関係団体との連携も必要です。

さらに、支援を必要とする人にとってわかりやすい情報提供や、支援が届きにくい家庭の早期発見とともに、アウトリーチの取組を行う必要があります。

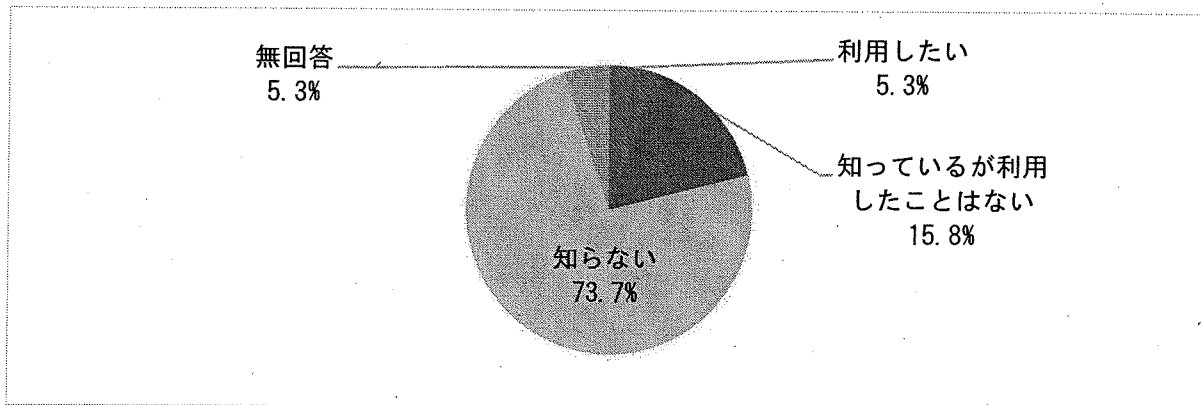
### ひとり親家庭における今後充実が望まれる施策（上位3項目まで複数回答可）



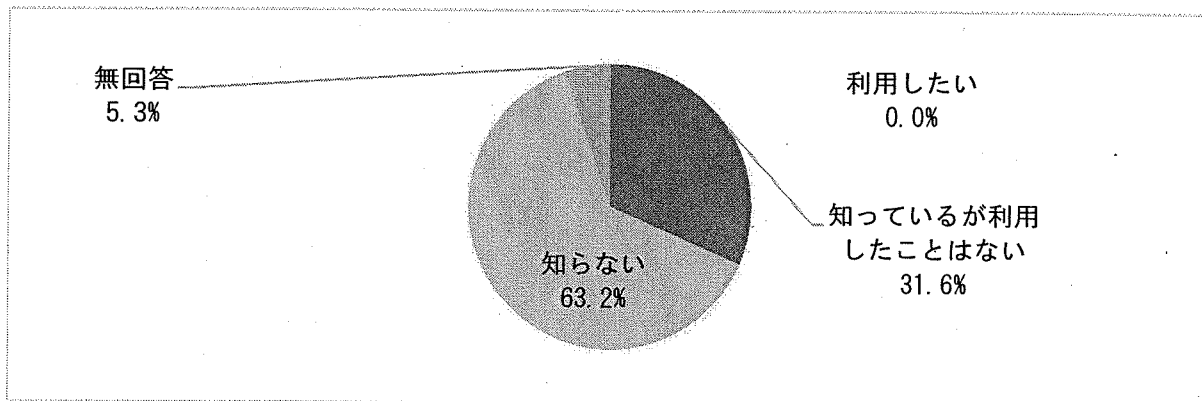
## (6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題

父子家庭に認知されていない実態があることから、父子家庭をはじめ、ひとり親家庭全般に対して、各種支援制度の周知及び充実を図っていくこと等が必要です。

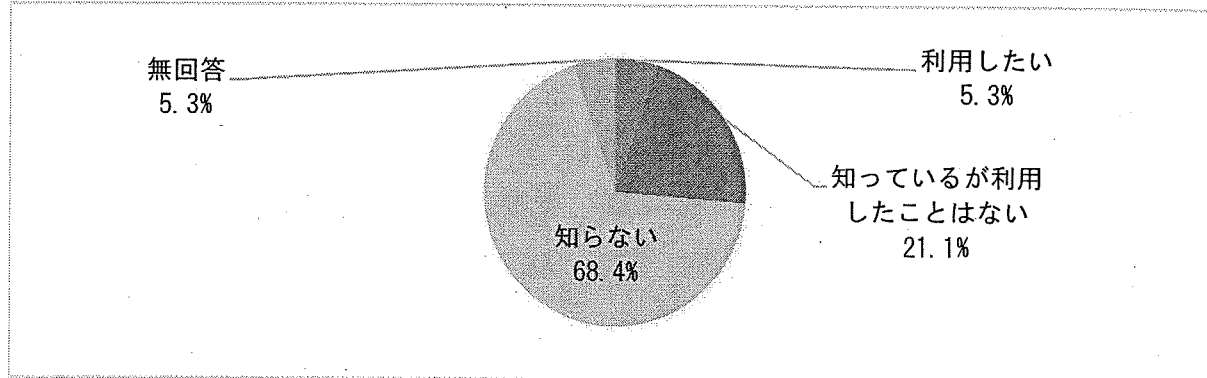
### 父子家庭における地域で行う無料の学習教室の認知度



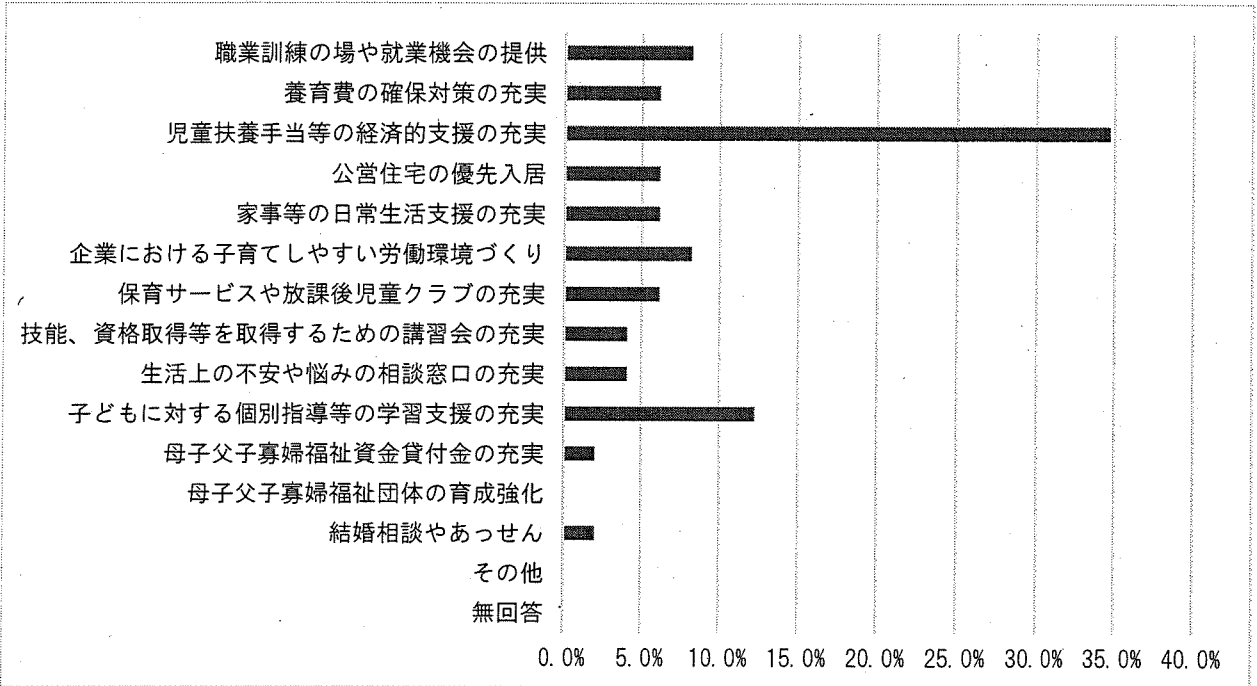
### 父子家庭における母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度



### 父子家庭における母子・父子福祉センターの認知度



父子家庭における今後充実が望まれる施策（上位3項目まで複数回答可）



### Ⅲ 基本理念と具体的な取組

#### 1 基本理念

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題をふまえ、次のとおり基本理念を定めます。

『全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢と希望を持って成長できる三重をめざします。』

#### 2 具体的な取組

第三期計画においては、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、令和元(2019)年8月に実施した三重県子どもの生活実態調査の結果によると、世帯収入400万円未満の方が約8割となっているなど、依然として厳しい状況が続いています。

また、子育てに関する悩みは、「教育・進学」が一番多く、子どもの進学がかなわないこともあります。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正もふまつつ、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡大が図られましたが、父子家庭からの相談件数が依然として少ない実態があることから、きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に引き続き、これら6つの取組の柱のさらなる充実に向け、その全てに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を行っていきます。

##### (1) 親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介等を実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

##### 【具体的な取組】

###### ① 相談・職業紹介

(母子・父子福祉センターによる雇用促進)

- ・ 県が設置する三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターでの休日の相談対応が可能となるように努めるとともに、

同センターで県の非常勤職員の求人情報の提供を行うなど、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭への雇用拡大の推進)

- ・ 企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「格差の改善」を図ります。(子ども・福祉部)

- ・ ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」及び「キャリアアップ助成金の加算」の周知を三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において進めています。(子ども・福祉部)

(母子福祉団体等受注機会拡大)

- ・ 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)

(母子・父子自立支援プログラムの策定)

- ・ 各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県福祉事務所で実施するとともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。(子ども・福祉部)

## ② 資格や技術取得の支援

(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給)

- ・ 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。(子ども・福祉部)

(就業支援講習会の実施)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)で就業に必要なパソコン等の研修を実施します。(子ども・福祉部)

(職業訓練に係る支援)

- ・ 就労経験がない又は就労経験の乏しいひとり親家庭の父母を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練を専修学校等に委託して実施します。(雇用経済部)

- ・ 子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間の変更を行うとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。

(雇用経済部)

- ・ 離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースのうち、パソコンCAD科・オフィスビジネス科については、総訓練時間を短縮化し、訓練開始時間を通常より遅くした就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。

(雇用経済部)

(女性の就労支援)

- ・ 就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。(雇用経済部)

(若者の就労支援)

- ・ 国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

(就職氷河期世代の就労支援)

- ・ 就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。(雇用経済部)

③ 学び直しの支援

(高等学校卒業程度認定試験合格への支援)

- ・ 学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心として就業につなげていくため高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録をした人の就業率(※)	76.9%	90%

※ 現状値は、平成30(2018)年度の三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)における求職があった件数を就業した人数で除した割合。現状値を1割程度増やして9割とすることを目標として設定しています。

(2) 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施等による子どもの居場所づくりの推進、病気の時等に家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援等により、安心して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

【具体的な取組】

(幼児教育・保育サービスの充実)

- ・ 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。(子ども・福祉部)

- ・ 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳の全ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図ります。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成の実施の拡充)

- ・ ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時等に家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免、助成についても、市町と連携しながら拡充を図ります。

(子ども・福祉部)

(子ども食堂の推進)

- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO団体、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂の設置を推進します。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭情報交換会の実施)

- ・ 孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭情報交換会」の実施について、関係団体と連携して取り組みます。

(子ども・福祉部)

(保育所・放課後児童クラブ優先入所、病児保育への対応)

- ・ 子育てと仕事との両立支援を図るため、市町に対して保育所や放課後児童クラブの優先入所を働きかけるとともに、病児保育への取組を支援します。

(子ども・福祉部)

(乳幼児支援)

- ・ 市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。

(子ども・福祉部)

(公営住宅の優先入居)

- ・ ひとり親家庭のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることにより、居住の安定を支援します。

(県土整備部)

(住宅確保のための支援)

- ・ 住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。

(県土整備部)

(母子生活支援施設の活用)

- ・ 経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17	29

※ 現状値は、令和元(2019)年度における実施市町数。全市町での事業実施を目標として設定しています。

### (3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況に置かれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多いと言われています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭の子どもへの学習環境を整えることにより、子どもの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望を持てる社会をめざします。

#### 【具体的な取組】

##### (学習支援)

- ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)
- ・ 放課後子ども教室において、子どもに対する学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7	15

※ 現状値は、令和元(2019)年度における実施市町数。福祉事務所単位で取り組む生活困窮者学習支援事業等と調整を図りながら、実施する市町数を全市町数の過半数とすることを目標として設定しています。

### (4) 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

#### 【具体的な取組】

##### (児童扶養手当の支給)

- ・ 生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。

(子ども・福祉部)



(母子父子寡婦福祉資金の貸付)

- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父及び寡婦に対して行います。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等医療費助成)

- 令和元年(2019)9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。引き続き、ひとり親家庭等の医療費の自己負担額を助成する市町を支援します。

(医療保健部)

(放課後児童クラブ利用料助成)

- ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町を支援します。

(子ども・福祉部)

(養育費の確保)

- 養育費の履行確保等に対応するため、三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)での弁護士相談や福祉事務所での相談を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
養育費を受給している割合	36.9%	50%

※ 現状値は、令和元(2019)年三重県子どもの生活実態調査において、養育費の取り決めをし、現に受給している人の割合。現状値を1割程度増やして半数とすることを目標として設定しています。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

【具体的な取組】

(母子・父子福祉センターでの相談対応の強化)

- 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口を設置します。

(子ども・福祉部)

(福祉事務所での相談対応の強化)

- 福祉事務所の母子・父子自立支援員等が就労、生活等の支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、設置されている相談窓口と連携を図ります。

(子ども・福祉部)

(情報提供の充実)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）のホームページ、携帯電話サイト、市町等の広報誌、SNS等を活用して、情報が必要な方に届くようPRをします。（子ども・福祉部）
- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービスを確実に利用できるよう取り組みます。（子ども・福祉部）

(関係団体との連携等)

- ・ 民生委員・児童委員やNPO団体等が連携して相談対応できるよう、市町とともに取り組みます。（子ども・福祉部）
- ・ 「三重県生活相談支援センター」に新たにアウトリーチ支援員を配置し、生きづらさを抱えている人等の複合的な課題にも幅広く対応するなど、関係機関と連携し、訪問支援等の相談支援体制を強化します。（子ども・福祉部）
- ・ 「みえ外国人相談サポートセンター」（愛称MieCo）を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。

（環境生活部）

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立センター）相談件数	332件 ※1	400件
福祉事務所相談件数	8,076件 ※2	10,000件

※1 現状値は、平成30(2018)年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。  
※2 現状値は、平成30(2018)年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

(6) 父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性をふまえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

【具体的な取組】

(父子家庭に対する相談対応の強化)

- ・ 父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。

（子ども・福祉部）

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口を設置します。（子ども・福祉部）

（父子家庭に対する情報提供の強化）

- ・ 父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。（子ども・福祉部）

（情報交換会への父子家庭の参加）

- ・ 多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。（子ども・福祉部）

数値目標	現状値	令和6年度目標値
福祉事務所における父子家庭相談件数	241件	500件

※ 現状値は、平成30(2018)年度の父子家庭からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2倍程度にすることを目標として設定しています。

#### IV 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画→実行→評価→改善（PDCA）」のプロセスにより、効果的に取組を推進します。

実績報告等によって数値目標等の進捗状況を把握するとともに、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。

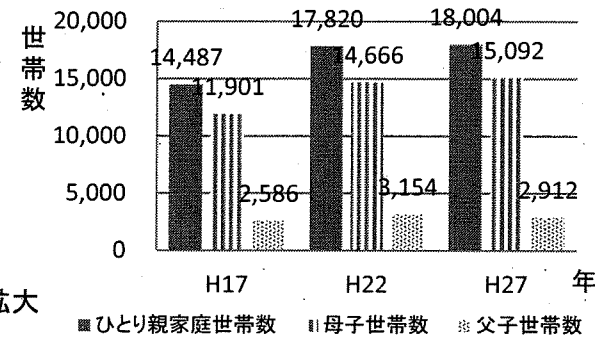
# 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（最終案）の概要

## 計画の基本理念

『全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。』

## 三重県の現状

○ひとり親家庭の世帯数  
平成27(2015)年には18,004世帯  
平成17(2005)年～平成27(2015)年の間で、  
母子世帯は26.8%、父子世帯は12.6%の増

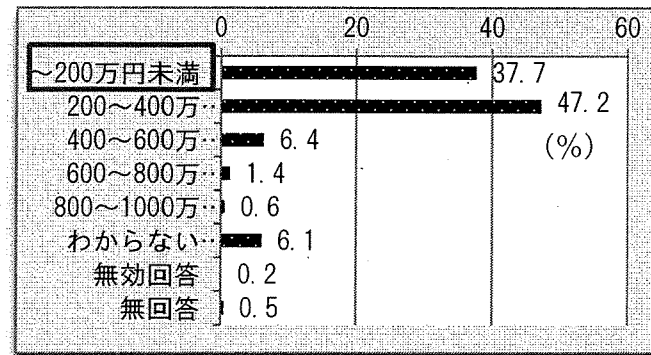


○児童扶養手当の受給者数  
平成22(2010)年8月から支給対象が父子家庭にも拡大  
令和元(2019)年支給回数が6回から12回に増加

## 生活実態調査

児童扶養手当受給者、ひとり親家庭学習支援事業等を利用する保護者等に生活実態を調査(644人回答)  
○調査結果

◆ひとり親家庭の世帯収入の状況  
200万円未満が全体の約4割  
400万円未満が全体の約8割



◆ひとり親家庭の雇用形態  
ひとり親家庭の約9割が就業  
うち非正規雇用が約5割  
正規雇用が約4割

◆養育費の受給状況

・何らかの取り決めをしている割合は全体の約6割

何らかの取り決めがあった	62.4%
取り決めはなかった	36.4%

・取り決めをしているうち、現在も受給している割合は約6割

現在も受けている	59.2%
受けたことがあるが、現在は受けていない	20.0%
受けたことがない	20.6%

## 6つの取組の柱

第三期計画では、「親への就業支援」「子育てと生活のための支援」「子どもへの学習支援」「経済的な安定のための支援」「相談機能の充実と各種支援制度の周知」「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきました。

第四期計画においても、6つの取組の柱を基本として引き続き取組を進めます。

## 具体的な取組

### ① 親への就業支援

(就業相談・職業紹介)

○三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)による雇用促進 ○ひとり親家庭への雇用拡大の推進 ○母子・父子福祉団体等受注機会拡大 ○母子・父子自立支援プログラムの策定

(資格や技術取得の支援)

○高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給  
○就業支援講習会の実施 ○職業訓練に係る支援 ○女性の就労支援 ○若者の就労支援 ○就職氷河期世代の就労支援(学び直しの支援)  
○高等学校卒業程度認定試験合格への支援

### ② 子育てと生活のための支援

○幼児教育・保育サービスの充実 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成の実施の拡大 ○子ども食堂の推進 ○ひとり親家庭情報交換会の実施 ○保育所・放課後児童クラブ優先入所、病児保育への対応 ○乳幼児支援 ○公営住宅の優先入居 ○住宅確保のための支援 ○母子生活支援施設の活用

### ③ 子どもへの学習支援

○ひとり親家庭の子どもに対する学習支援

### ④ 経済的な安定のための支援

○児童扶養手当の支給 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付  
○ひとり親家庭等医療費助成 ○放課後児童クラブ利用料助成 ○養育費の確保

### ⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

○母子・父子福祉センターでの相談対応の強化 ○福祉事務所での相談対応の強化 ○情報提供の充実 ○関係団体との連携等

### ⑥ 父子家庭に対する支援の充実

○父子家庭に対する相談対応の強化 ○父子家庭に対する情報提供の強化 ○情報交換会への父子家庭の参加

## 計画目標

母子・父子福祉センターに求職登録した人の就業率

現状値 76.9% → 令和6年度 90%

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町

現状値 17市町 → 令和6年度 全市町

ひとり親家庭等学習支援が実施された市町

現状値 7市 → 令和6年度 15市町

養育費を受給している割合

現状値 36.9% → 令和6年度 50%

母子・父子福祉センター相談件数

現状値 332件 → 令和6年度 400件

福祉事務相談件数

現状値 8,076件 → 令和6年度 10,000件

福祉事務所父子家庭相談件数

現状値 241件 → 令和6年度 500件

三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画  
第6次計画  
(最終案)

令和2(2020)年3月

三 重 県

## 目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の体系変更	3
4	計画改定のポイント	4
5	計画期間	4
II	本県におけるDVの現状	5
1	相談件数等の推移	5
2	県民の意識	7
3	第5次計画における取組状況	12
III	計画の基本的事項	13
1	計画における基本的な考え方・視点	13
2	計画の構成	14
3	計画の体系	16
IV	計画の内容	19
1	DVが「起こらない」社会	19
2	DV被害に「気づく」ことができる社会	22
3	DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会	24
4	DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会	29
5	DV被害者の「子どもが守られる」社会	32
6	DVに対して「多様な主体が取り組む」社会	34
V	計画の総合的な推進と進捗の評価	37
	DV被害者支援フローチャート	38

# Ⅰ 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、配偶者からの暴力（DV※1）を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であるとして、平成13（2001）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者暴力相談支援センター※2の設置や保護命令制度の創設により、被害者保護・支援の方策が定められました。

平成16（2004）年には、「DV防止法」が改正され、DVの定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）、保護命令制度の拡充（子どもへの接近禁止命令等）とともに、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされ、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたことにより、三重県では、平成18（2006）年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、その推進に取り組んできました。

平成20（2008）年のDV防止法改正においては、保護命令制度の拡充（対象に生命又は身体に対する脅迫行為を追加、親族等への接近禁止命令の追加等）とともに、市町村における基本計画の策定努力、配偶者暴力相談支援センターの設置努力など住民に身近な市町村の取組の強化が示されました。

さらに、平成25（2013）年のDV防止法改正においては、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とするという改正が行われ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

県では、こうした法改正の内容も踏まえながら、DV防止等について若年層に対する対策強化などの取組項目の追加や、目標項目の整理を行うなど、県基本計画を見直しながら施策の推進に取り組んできたところです。

こうした中、令和2（2020）年4月から施行される、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等を改正する法律には、DV防止法も含まれており、これまで以上に、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化が求められています。

今回、第5次である現計画期間が令和元（2019）年度をもって終了することから、DV被害の現状、これまでの取組の成果と課題を整理したうえで、現在の社会情勢等を鑑み、あらためて県基本計画を見直し、より一層DVの防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

※1 DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力を指します。

DV防止法では、条文中にDVという表記はありませんが、「配偶者からの暴力」の定義については、「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力を含む）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実

上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとしています。

※2 配偶者暴力相談支援センター：被害者の相談、保護、自立のために必要な情報提供、その他の援助を関係機関と連携して行うところです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、三重県のDVを防止するための施策を着実に実施するため、関係機関と協働して取組を展開することができるよう、その方向性と目標を定めたものです。

また、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）」、「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」及び「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」に示すめざすべき姿の実現に向けた計画として位置付けています。

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）」（関係部分抜粋）

施策 212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進

【県民の皆さんとめざす姿】

あらゆる分野における女性の参画・活躍が拡大するとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず、その個性や能力を発揮し、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会づくりが進んでいます。また、性別をはじめ年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、県民の皆さんの主体的な行動が広がっています。

<基本事業1 男女共同参画の推進>

【主な取組内容】

DVや性犯罪・性暴力を防止するための啓発を行うとともに、関係機関と連携し、それらの被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（関係部分抜粋）

基本施策Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

1. めざす姿

【地域・社会】

- ・ 配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透しています。特に被害の多くを占める女性に対する暴力について、その防止に向けた相談・支援体制が確立されています。
- ・ 男女間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、若年層における交際相手からの暴力のない社会づくりが進められています。

【家庭】

- ・ 配偶者等や親からの暴力が根絶され、家族が互いにその人格を尊重しあって生活できる環境が実現しています。



「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」（関係部分抜粋）

【めざす姿】

性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透し、女性に対するあらゆる暴力が根絶されています。また、被害者に対する相談・支援体制が整備され、女性が暴力から守られています。

【基本方針】

- DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等の身体的、性的、心理的な女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、相談、保護、自立対策の支援体制を一層充実させるとともに、関係機関との連携体制を整備し、女性の人権を擁護・尊重する幅広い取組を行います。

また、平成 31 (2019) 年 3 月には、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。

さらに、令和元(2019)年12月には、この条例の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針及び具体的施策について定める「三重県犯罪被害者等支援推進計画」が策定されました。その中で「DV被害にかかる相談対応」や「DV被害者や被虐待児童等の一時保護」が施策として位置付けられています。

そのため、関連するこれらの計画等と相互に調和を図りながら、県内におけるDVを防止するための施策を推進していくこととします。

### 3 計画の体系変更

第5次計画において掲げた体系である「めざすべき社会像」の構成を基本としながら、令和2(2020)年4月に施行されるDV防止法において、これまで以上にDV対策と児童虐待防止対策との連携強化が求められていることをふまえ、一部体系を変更し、新たに「DV被害者の『子どもが守られる』社会」を「めざすべき社会像」に加えます。

- 1 DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会（啓発対策）
- 3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 5 DV被害者の「子どもが守られる」社会（支援体制構築対策）
- 6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会（多様な主体との協働）

#### 4 計画改定のポイント

県基本計画の改定のポイントは次のとおりです。

- ① 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等（DV防止法を含む）の改正をふまえたDV対策と児童虐待防止対策の連携強化
- ② 平成31(2019)年3月制定の三重県犯罪被害者等支援条例及び令和元(2019)年12月策定の三重県犯罪被害者等支援推進計画による犯罪被害者支援及び性暴力被害者支援との連携強化
- ③ 多様な相談に対応するための体制の充実（外国人、若年者、男性、LGBT等当事者）

#### 5 計画期間

この計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的方針の見直し等、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

## II 本県におけるDVの現状

### 1 相談件数等の推移

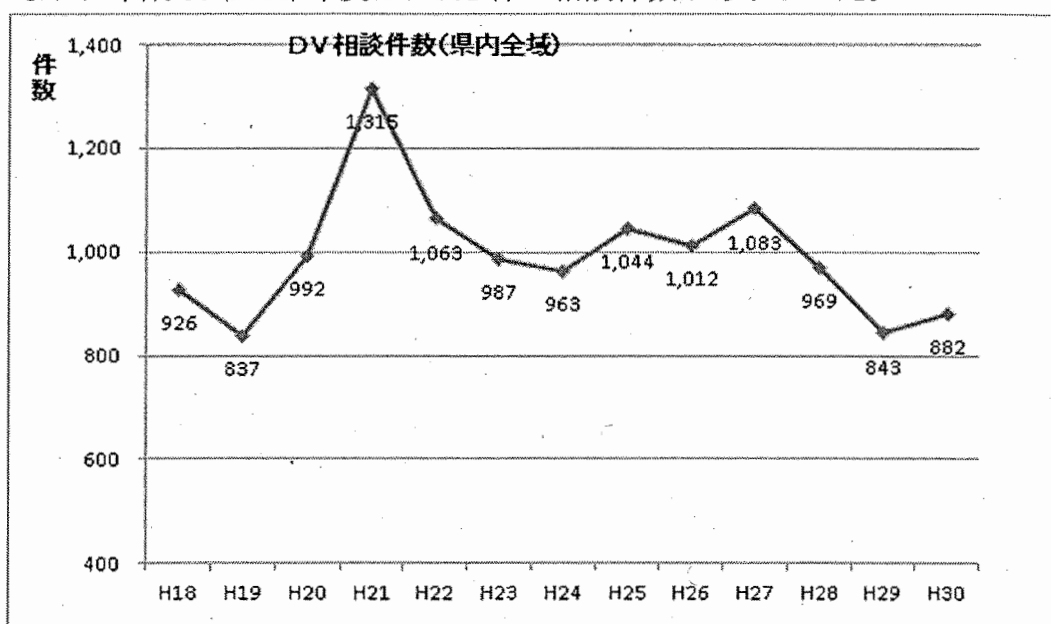
#### (1) DV相談等の現状

##### ① 県内全域におけるDV相談

平成13(2001)年4月のDV防止法制定に伴い、平成14(2002)年4月、本県では三重県女性相談所を配偶者暴力相談支援センターに位置付け、DV防止法第3条第3項に定める業務を行っています。

現在、配偶者暴力相談支援センターのほか、県福祉事務所及び市町福祉事務所において、女性(婦人)相談員等を配置したDV被害者相談窓口を設置し対応しています。

なお、平成30(2018)年度は、882件の相談件数がありました。



【三重県子育て支援課調べ】

※ 女性相談所及び県内の女性(婦人)相談員等が受理した相談のうち、主訴が「夫等からの暴力」の相談件数。厚生労働省が示した基準の統計処理による。

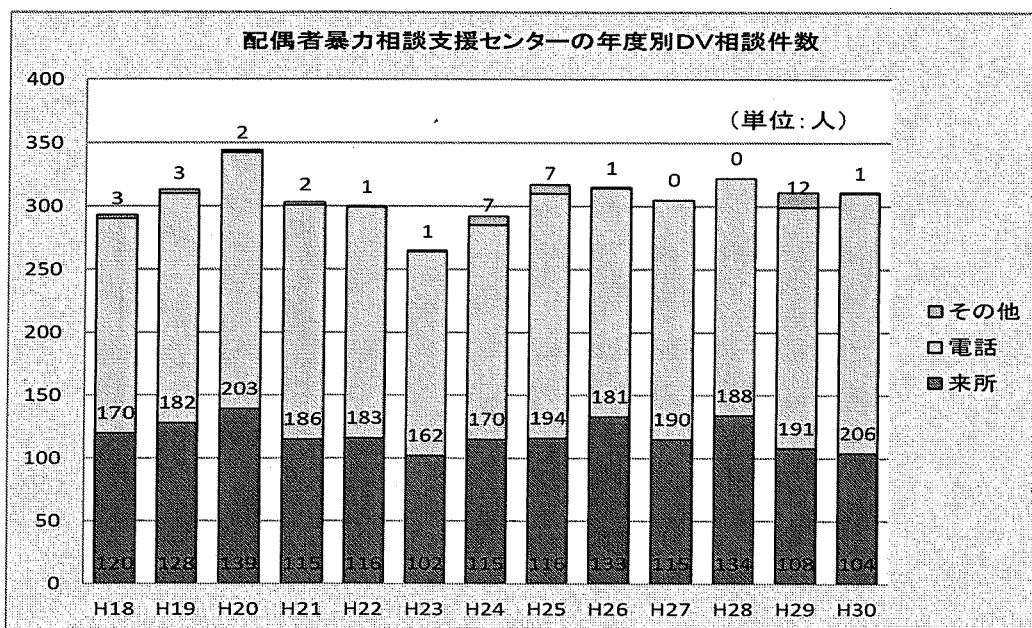
##### ② 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談

配偶者暴力相談支援センターにおける被害者本人からの相談は、毎年約300件程度で推移しています。(単位:人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
来所	120	128	139	115	116	102	115	116	133	115	134	108	104
電話	170	182	203	186	183	162	170	194	181	190	188	191	206
その他	3	3	2	2	1	1	7	7	1	0	0	12	1
合計	293	313	344	303	300	265	292	317	315	305	322	311	311

【三重県子育て支援課調べ】

※ 配偶者暴力相談支援センターにおいて受理した、主訴がDVもしくはDVを背景とする被害者本人からの相談件数。内閣府が示した基準の統計処理による。



③ 一時保護人数

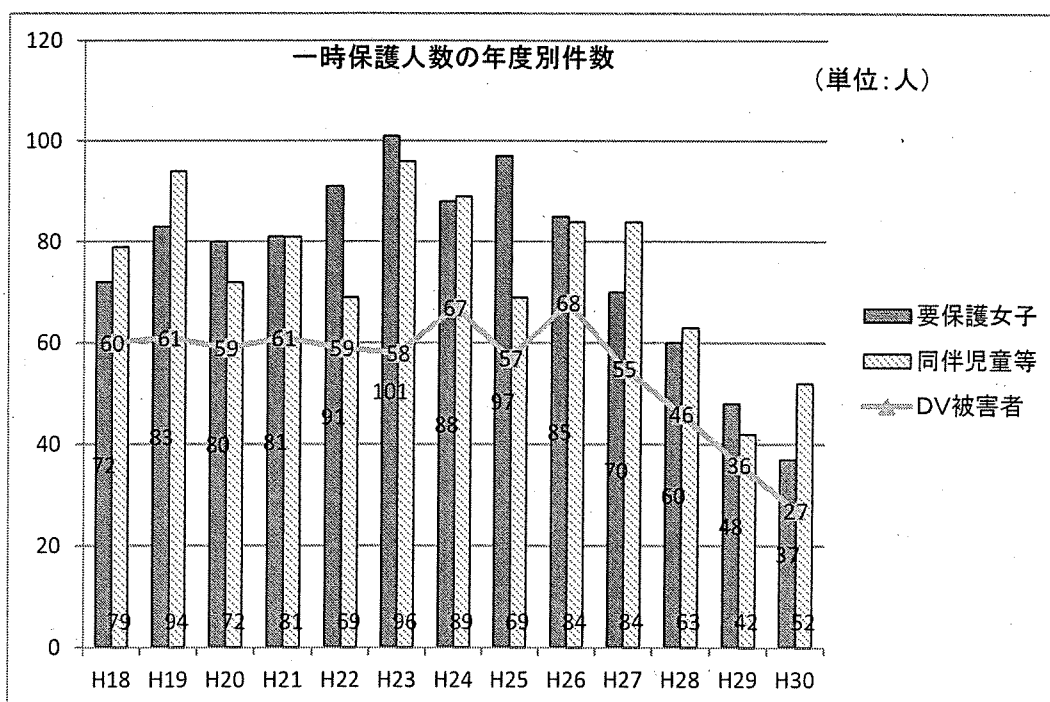
一時保護を行った人数は、平成 18 (2006) 年度以降 10 年間の平均で 85 人でしたが、平成 28 (2016) 年以降は減少傾向にあります。また、要保護女子のうち、DV被害による一時保護人数は平成 27 (2015) 年度までは 50 人を超えていましたが、平成 28 (2016) 年度以降は減少傾向にあります。平成 18 (2006) 年度以降平均して一時保護人数 (要保護女子) の 7 割程度を占めています。

(単位:人)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要保護女子	72	83	80	81	91	101	88	97	85	70	60	48	37
同伴児童等	79	94	72	81	69	96	89	69	84	84	63	42	52
DV被害者	60	61	59	61	59	58	67	57	68	55	46	36	27

※ DV被害者の人数は、要保護女子の内数

【三重県子育て支援課調べ】



## (2) 警察における配偶者からの暴力相談対応状況

配偶者からの暴力相談対応件数は、近年 2,000 件台で推移しています。

(単位：件)

ア. 警察での相談状況	概要	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談受理件数		546	548	628	683	676	704	742	672
イ. 警察での措置状況	概要	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
保護命令違反の検挙		1	5	4	2	1	2	1	0
刑法犯などの検挙	傷害罪等	22	35	26	34	46	54	82	97
DV防止法による援助の実施		135	178	266	446	412	349	348	282
被害者に対する防犯指導	対処方法の教示等	466	478	587	708	811	717	698	657
加害者に対する指導・警告		171	158	195	288	336	325	435	394
他機関への連絡	一時保護の要請等	209	198	241	268	290	172	145	95
その他の措置	保護命令制度の説明等	570	547	655	661	760	711	710	549
計		1,574	1,599	1,974	2,407	2,656	2,330	2,419	2,074

【三重県警察本部調べ】

## (3) 三重県男女共同参画センターにおける相談等対応状況

三重県男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）に寄せられるDVに関する相談は、300件前後で推移しています。その中には、相談の主訴がDVではないケースでも、夫婦問題や男女問題の背景にDVが深く影響していることがあります。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	331	370	242	257	334	384	289	296

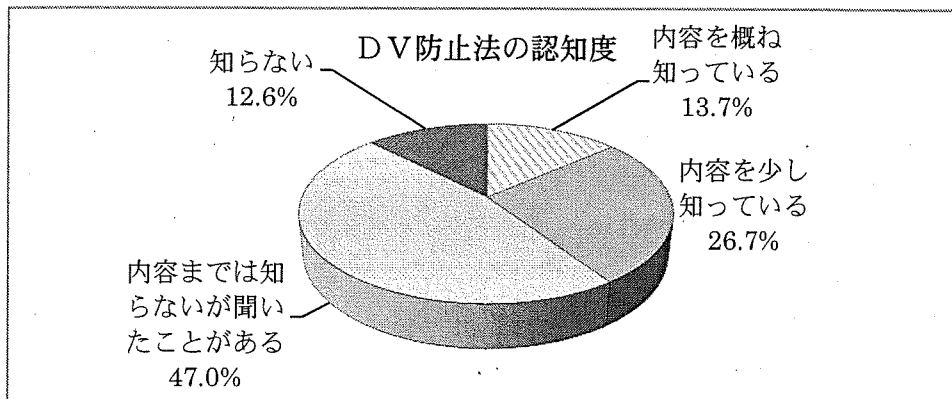
【三重県男女共同参画センター調べ】

## 2 県民の意識

### (1) DV防止法の認知度

県民アンケート（e-モニター）により、DV防止法を知っているか聞いたところ、「内容を概ね知っている」と「内容を少し知っている」と回答した人を合わせた割合は40.4%でした。（対象者数 1,073名 回答者数 761名）

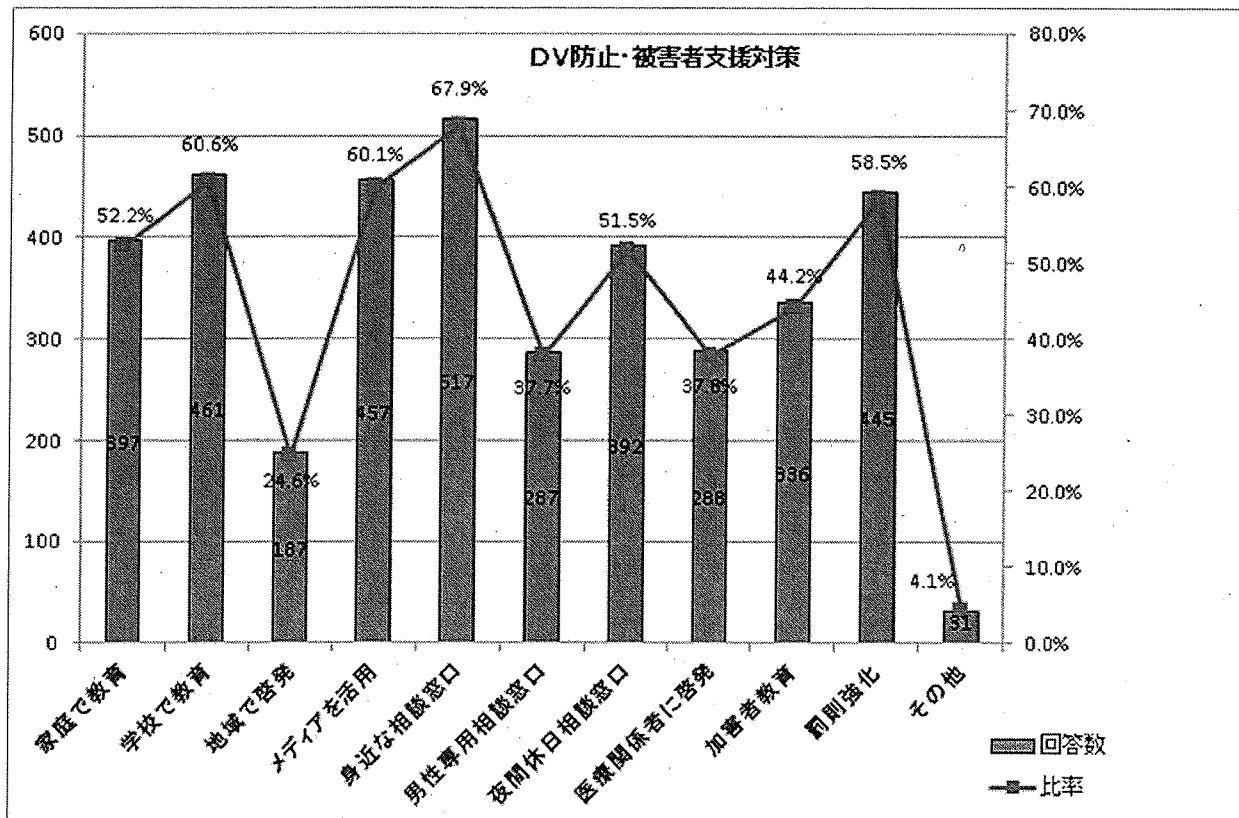
※ e-モニター： 三重県が各種の行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う、電子アンケートシステムのことをいいます。



【県民アンケート（e-モニター）令和元（2019）年調査】

## (2) DV防止・被害者支援対策について

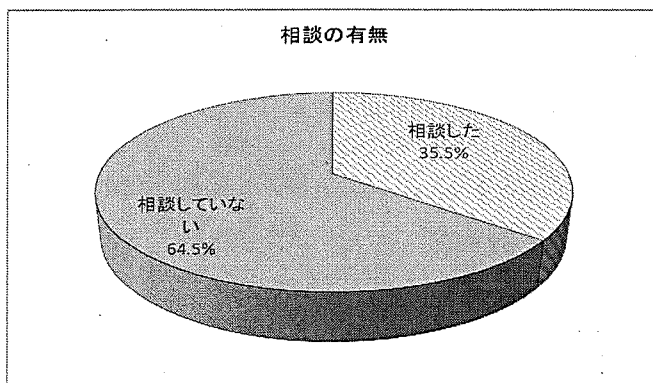
配偶者（恋人）からの暴力を防止するために、どのような対策が必要か聞いたところ、「身近な相談窓口を増やす」の割合が67.9%と最も多く、次いで「学校で児童・生徒へ教育」の割合が60.6%でした。



【県民アンケート（e-モニター）令和元（2019）年調査】 ※複数回答

## (3) DVを受けた時の相談の有無

DVを受けた時に、そのことを、どこか（誰か）に相談したか聞いたところ、「相談した」人の割合は35.5%でした。

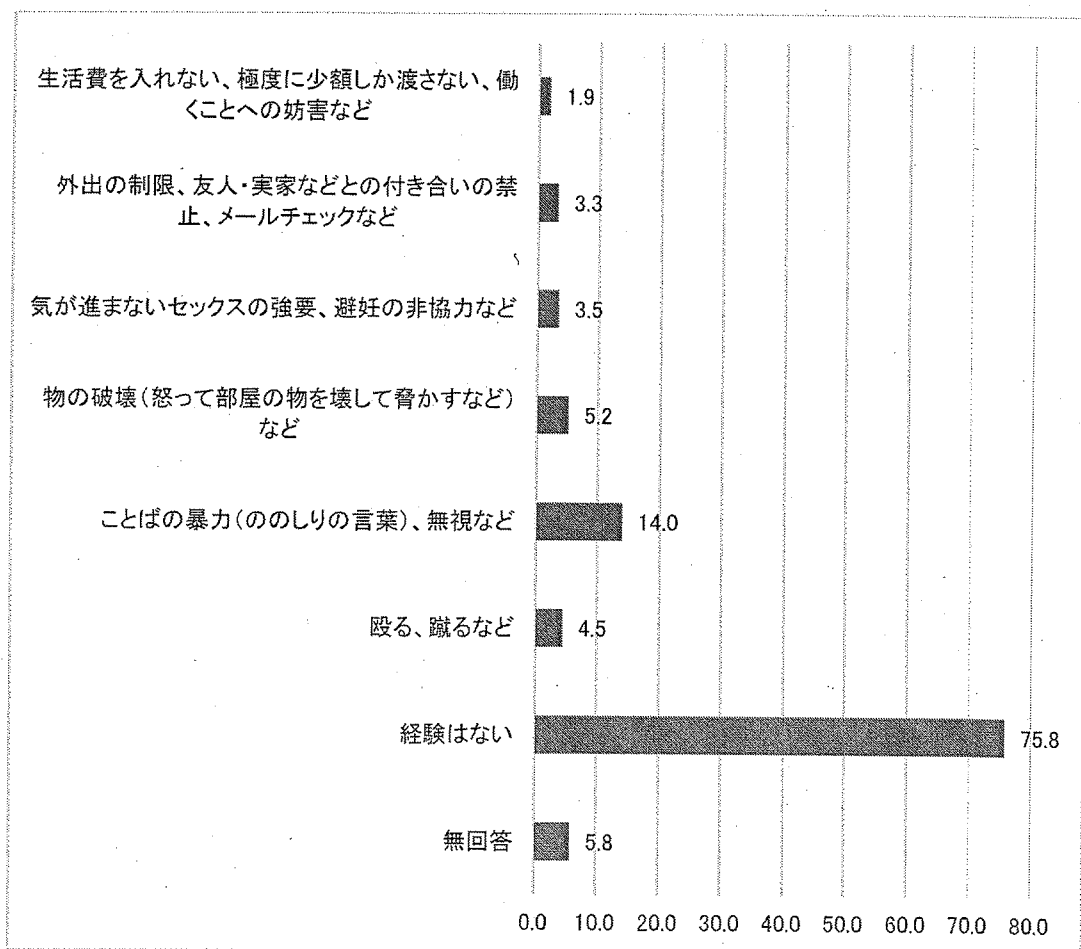


【県民アンケート（e-モニター）令和元（2019）年調査】

#### (4) DV被害の内容

男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査によると、配偶者や恋人からどのような暴力を受けたことがあるか聞いたところ、「ことばの暴力（ののしりの言葉）、無視など」の割合が14.0%、「物の破壊（怒って部屋の物を壊して脅かすなど）など」の割合が5.2%の順に高くなっています。

#### ◆配偶者や恋人から、どのような暴力を受けたことがあるか



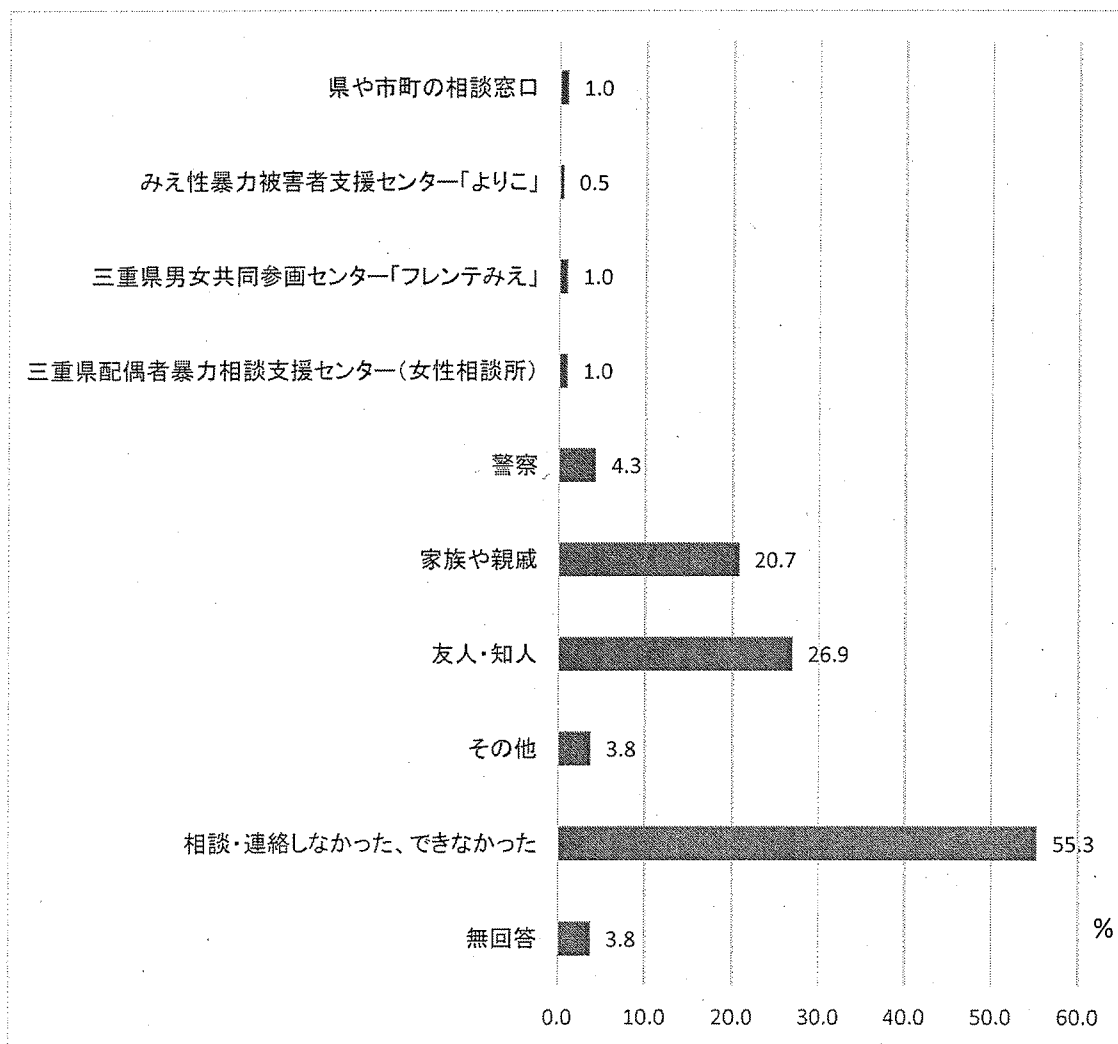
【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（令和元（2019）年調査・速報値）】

### (5) 相談の有無と相談先

暴力を受けた時に、誰に、どこに相談・連絡したか聞いたところ、全体では「相談・連絡しなかった、できなかった」の割合が55.3%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が26.9%、「家族や親戚」が20.7%となっています。

公的な機関への相談は、「警察」が4.3%、「三重県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)」等は1.0%と低い割合です。

#### ◆配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談した相手・機関



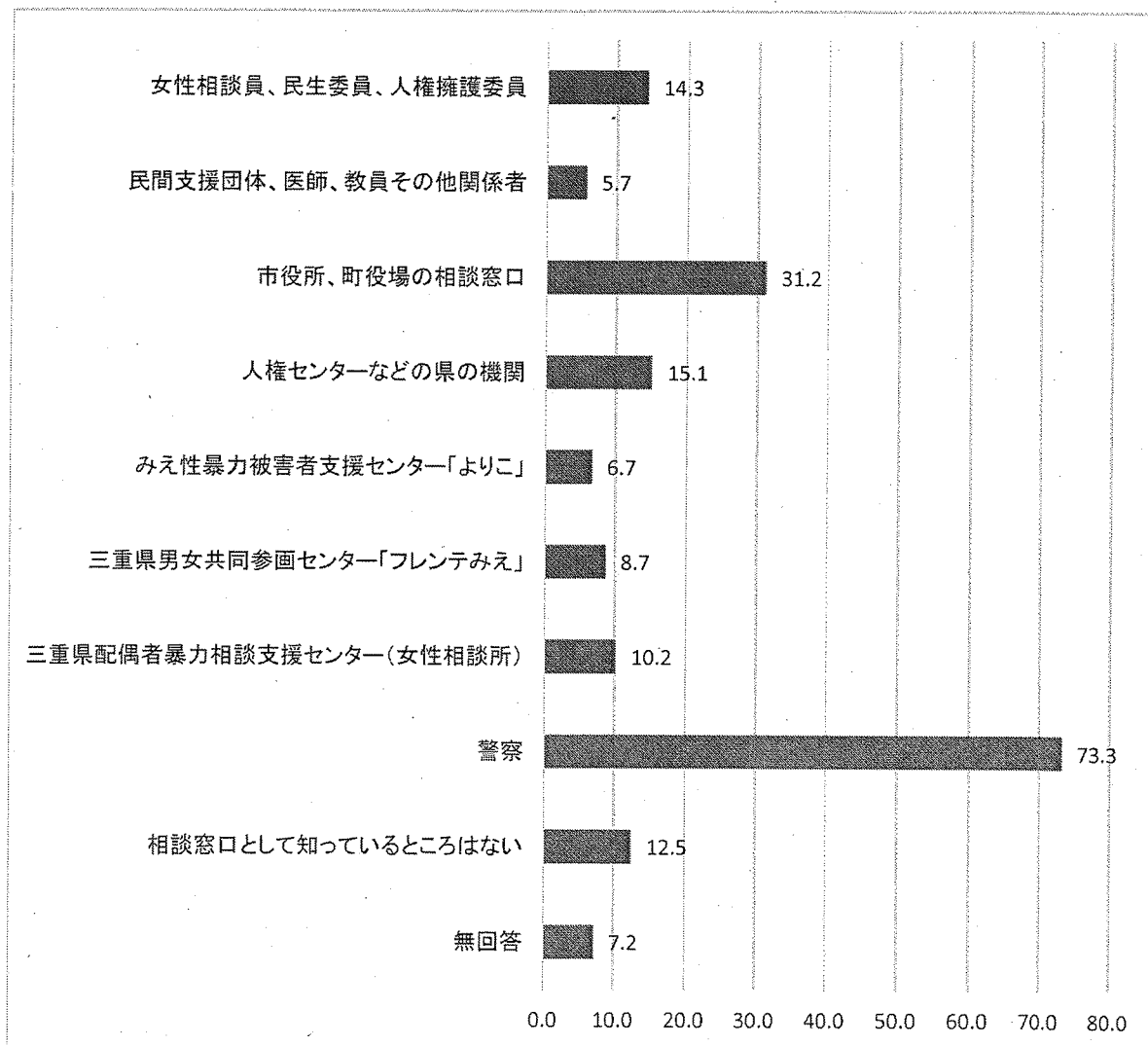
【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査(令和元(2019)年調査・速報値)】



## (6) 相談窓口の認識

配偶者や恋人からの暴力を受けた時に相談できる機関や関係者のうち、知っているものについて聞いたところ、「警察」の割合が73.3%、「市役所、町役場の相談窓口」の割合が31.2%の順に高くなっています。

### ◆配偶者や恋人から暴力を受けた時に、相談できる機関・関係者



【県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（令和元(2019)年調査・速報値）】

## (7) 子どもとDVについて（面前DVの認知度）

県民アンケート（e-モニター）によると、子どもがDVを目にすること（面前DV）が子どもに対する心理的な虐待になることを認識している割合は60.1%であり、その認知度は比較的高いことがわかりました。

### 3 第5次計画における取組状況

	目 標 項 目	28年度 実績	R元年度 目標	30年度 実績
<b>1 「DVが起こらない社会」(未然防止対策)</b>				
主指標	DV防止法を知っている人の割合 (県民アンケート)	46.3%	67.0%	40.3%
副指標	「女性に対する暴力をなくす運動期間」中に 啓発を行う地域数	25か所	27か所	29か所
<b>2 「DV被害に『気づく』ことができる社会」(啓発対策)</b>				
主指標	DV被害をうけた経験のある人のうち、どこ(だれ) かに相談したことがある人の割合(県民アンケート)	25.9%	50.0%	35.5%
副指標	県ホームページや県広報、子育て情報誌への掲載等 による情報発信の回数(年間)	7回	10回	3回
	医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可 能性のある関係機関への啓発活動(研修等の回数)	0回	3回	1回
<b>3 「DV被害者の『安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる』社会」 (支援体制構築対策)</b>				
主指標	一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入 所や地域における自立生活につながった人の割合	84.0%	100%	81.0%
副指標	配偶者暴力相談支援センターを設置する市町数	0市町	3市町	0市町
<b>4 「DVに対して『多様な主体が取り組む』社会」(多様な主体との協働)</b>				
主指標	市町基本計画を策定した市町数	13市町	29市町	20市町
副指標	県・地域DV防止会議開催数	年6回	年6回	年6回

県基本計画に基づき、DVに関する啓発活動、情報発信、関係機関との連携強化を図るためのDV防止会議等に取り組んできました。

各指標の達成状況をみると、女性に対する暴力をなくす運動期間中において、街頭啓発活動を実施する地域数は増加しており、「DV被害をうけた経験のある人のうちどこかに相談したことがある人の割合」は、目標値を達成できなかったものの増加しています。その一方で、「DV防止法の内容を知っている人の割合」が40.3%と、目標値を達成することはできませんでした。

地道な啓発活動は継続する必要があるものの、その効果的な実施方法等については改善に向けて検討する必要があります。

また、多様な主体が連携して被害者の支援に取り組むためには、市町等の実情に応じたDVを防止するための施策の充実に向けて必要な支援を行うとともに、これまでに構築してきた関係機関とのネットワークを効果的に活用していく必要があります。

### Ⅲ 計画の基本的事項

#### 1 計画における基本的な考え方・視点

本計画の基本的な考え方・視点は、次のとおりです。

- 1 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持つとともに、DVの被害者に女性が多い背景には、社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があるという認識を持ち、この問題を単に被害者と加害者間の問題としてではなく、社会全体で受け止め、DVが起こらない社会の実現に向けて対応します。
- 2 DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保を図り、被害者自らの意思が尊重され、自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。
- 3 DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるようにします。
- 4 市町をはじめとする関係行政機関との連携を図りつつ、県がその担うべき役割をしっかりと果たすとともに、地域住民、団体と協働して取り組みます。
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の一層の推進を図るため、国の示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成26(2014)年10月1日一部改正）」をふまえたうえで、県の実情に即しつつ、市町における取組が促進されるよう、県の取組の方向性、その具体的な内容などをこの計画に記載します。

## 2 計画の構成

### (1) めざすべき社会像

基本的な考え方・視点をふまえ、「県基本計画」がめざす姿を6つの社会像に分けて掲げています。

#### めざすべき社会像

- 1 DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会（啓発対策）
- 3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 5 DV被害者の「子どもが守られる」社会（支援体制構築対策）
- 6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会（多様な主体との協働）

### (2) 数値目標

めざすべき社会像を実現するため、計画期間において達成すべき数値目標を掲げます。

成果指標（施策、事業の実施により得られる成果、効果を示す指標）を設定したうえで、成果指標の目標達成のため、取組指標により各取組の進捗状況を検証します。また、目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標を参考指標とします。

#### 【成果指標】

目 標 項 目	現状値	R6 年度 目標
DV相談窓口を知っている人の割合（県民アンケート）	80.2%	90%
DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合（県民アンケート）	35.5%	50%
一時保護されたDV被害者が母子生活支援施設・婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合	81%	100%
要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数	13市町	29市町

※現状値については、平成30(2018)年度末で把握した数値、または令和元(2019)年度調査結果を記載しています。

【取組指標】

項目	現状値	R6年度目標
「女性に対する暴力をなくす運動※」期間中に啓発を行う地域数	29 か所	40 か所
県ホームページ・県広報や情報誌への掲載、啓発イベントの実施等による情報発信の回数	3回 (啓発イベントを除く)	10回
医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動の回数(研修等の回数)	8回	10回

※ 女性に対する暴力をなくす運動：内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

【参考指標】

項目	現状値
DV相談件数 (女性相談所、福祉事務所等、男女共同参画センター、警察本部)	1,850件
夫等の暴力を原因とする一時保護件数	27件
基本計画策定市町数	20市町
配偶者暴力相談支援センター設置市町数	0市町

(3) 実効性のある計画の推進に向けた重点課題

数値目標を達成し、めざすべき社会像を実現するために特に重点的に取り組むべき内容を「IV 計画の内容」の「今後の取組」に反映させています。(既存の取組も含む)

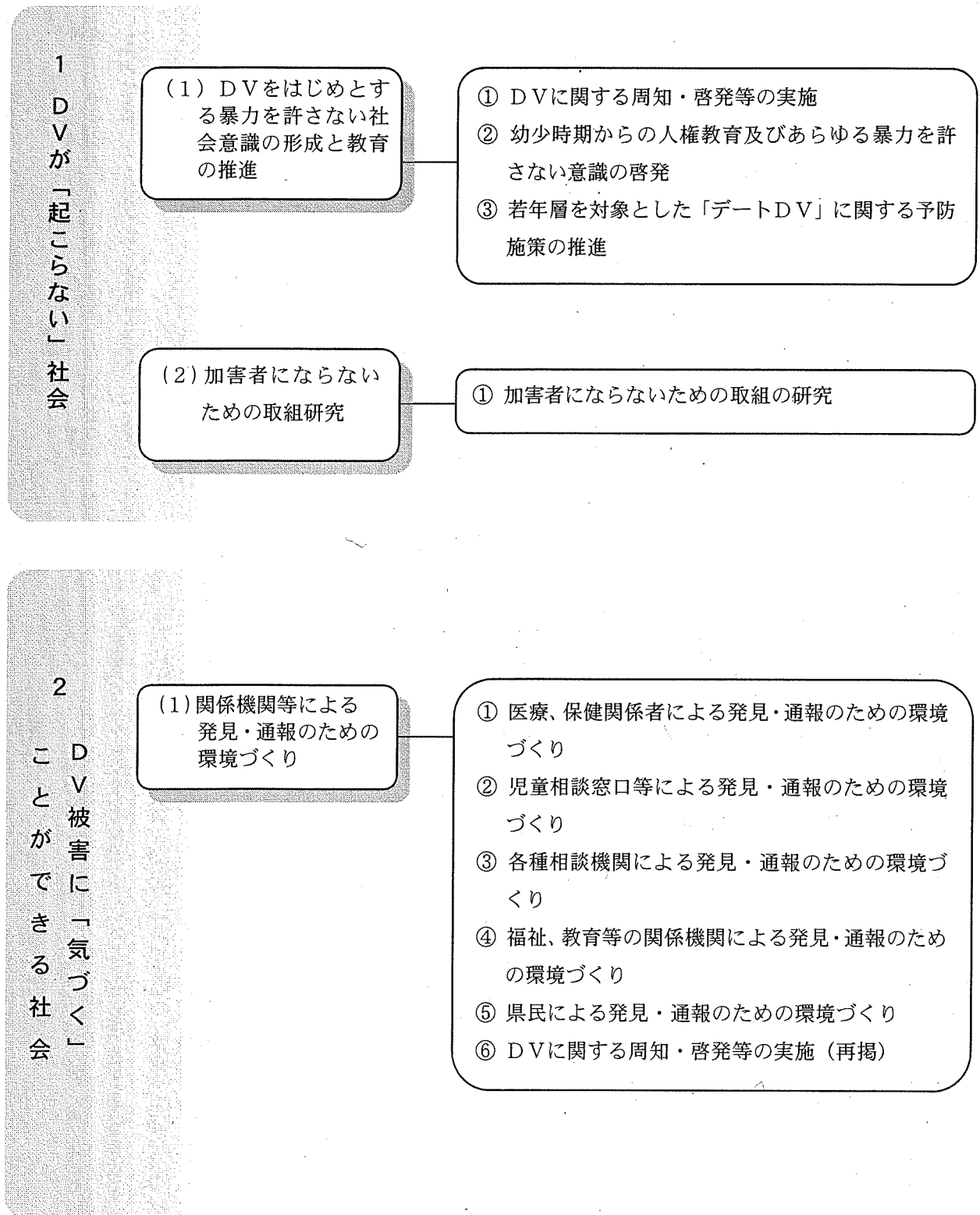
- ① 多様な相談に対応する体制の整備・充実
  - ・ SNS等を活用した相談窓口(より相談しやすい環境整備)の検討
  - ・ 通訳体制の充実に向けた検討
- ② DV対策と児童虐待防止対策の連携
  - ・ 市町要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等の組織的な一体化を促進
- ③ 被害者に対する支援の充実に向けた市町等多様な主体との連携
  - ・ 婦人保護施設や母子生活支援施設との連携強化
  - ・ 母子保健との連携強化(妊娠期からの切れ目のない支援)

### 3 計画の体系

【めざすべき社会像】

【方向性】

【具体的な取組】



3 DV被害者の「安全・安心が確保される」社会  
相談・保護への支援が受けられる

(1) 総合的な調整機能の強化

① 配偶者暴力相談支援センターの充実強化

(2) 相談体制の整備

- ① 相談しやすい環境の整備
- ② 県内相談体制の充実
- ③ 弁護士による専門相談の充実

(3) 保護体制及び加害者対策の強化

- ① 迅速に保護を行える体制づくり
- ② 警察による被害者保護及び加害者への対応
- ③ 保護命令に対する適切な対応
- ④ 配偶者暴力相談支援センター等における安全の確保・充実

(4) 関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と被害者等の個人情報保護の徹底

- ① 危機管理意識の向上及び二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実
- ② 支援者に対する心理的サポート体制の整備
- ③ 被害者の個人情報の保護

4 DV被害者の「安全・安心が確保される」社会  
自立への支援が受けられる

(1) 自立支援のための体制づくり

- ① 被害者への心理的支援
- ② 被害者の置かれている状況に即した各種自立支援施策の適切な運用
- ③ 関係機関との連携による就業支援
- ④ 住居の確保
- ⑤ 市町におけるDV対応一元化の促進支援
- ⑥ 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用
- ⑦ 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進

(2) 外国人、障がい者、高齢者等への対応

- ① 啓発資料等の多言語化の実施
- ② 通訳体制の充実
- ③ 障がいに配慮した情報提供の検討
- ④ 外国人、障がい者、高齢者、男性、LGBT等当事者の状況に応じた安全・安心の確保にかかる支援の充実

5 DV被害者の「子どもが守られる」社会

(1) 子どもへの支援のための体制づくり

- ① 子どもの権利を守るための支援（子どもの権利擁護）
- ② DVの子どもに与える影響に関する理解促進（面前DVの防止）
- ③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実

(2) 多様な主体との連携強化

- ① 児童相談所との連携
- ② 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実
- ③ 母子保健対策との連携

6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

(1) DV防止ネットワークの構築と強化

- ① 広域的なDV対応・連携の促進
- ② 要保護児童対策協議会における子どもへの支援の充実（再掲）

(2) 保護及び自立支援における関係機関の連携強化

- ① 配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化
- ② 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進（再掲）

(3) 市町におけるDV対策の促進支援

- ① 市町基本計画の策定支援
- ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

- ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進



## IV 計画の内容

### <めざすべき社会像>

#### 1 DVが「起こらない」社会

##### 【現状と課題】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

被害者の割合は女性が多く、その背景として、社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題、男性優位な社会となっていることなどが指摘されています。

DVが「起こらない」社会を構築していくためには、男女が性別に関わりなくお互いを尊重し、認めあって対等な立場で参画し、力によって相手を支配する人間関係をつくることのないよう、幼少時代からの家庭や地域、学校における取組などにより、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識を形成することが求められます。

また、被害者自身がDVについての理解や支援機関の情報を十分に得られるような社会環境を整備することが必要であるとともに、暴力をふるわないという意識啓発や相談対応など、加害者に対する積極的な取組の推進が求められています。

##### これまでの主な取組

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における県内各地での街頭啓発
- ・「女性に対する暴力防止セミナー」等の啓発事業

##### 【今後の取組】

#### (1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進

DVが「起こらない」社会を構築するには、DVをはじめ、あらゆる暴力を許さない社会を実現することが必要です。そのためには、DVの起こる背景や、DV防止法などについて周知・啓発を推進し、夫婦や恋人の間柄であっても、どんな場合でも暴力は許されないという社会的認識を浸透させることが不可欠です。

DVは個人的な問題のようにみえても、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況や、過去からの女性差別の意識の残存に根ざした構造的問題が大きく関係していると言われています。

また、現在の社会においては、児童等が家庭やテレビ等のマスメディアなどを通して、さまざまな暴力を目にし、暴力による解決法に抵抗を感じなくなってしまうことがあると懸念されています。このため、家庭・地域・学校において、幼少時期から個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育や、暴力によらない関係づくりの教育を推進する必要があります。

さらに、県内の高校生や大学生を対象とした「デートDVに関するアンケート調査」（平成25(2013)年3月男女共同参画センター実施）によると、交際経験のある女性の31.0%、男性の17.1%が、交際相手から身体的暴行等を受けたことがあったと回答（同報告書P38）するなど、恋人などの交際相手からふるわれる暴力「デートDV」が、若年層に起こっていることから、関係機関と連携しつつ、思春期からのDV防止や男女共同参画についての教育、啓発を推進し、若年層の暴力を防止するとともに、若年者への教育に携わる者を対象としたDV防止に関する啓発を実施することで、若年者が安心して相談できる環境を整備することが重要です。

### 具体的な取組

- ① DVに関する周知・啓発等の実施 (子ども・福祉部、環境生活部)
  - ・ ホームページや県広報等を積極的に活用した周知・啓発等の実施
  - ・ 職場、地域の団体等におけるDVや男女共同参画に関する研修の支援
  - ・ 女性に対する暴力をなくす運動期間中において、県内各地域における啓発の実施
  - ・ DV相談先カードの配付による相談・支援機関の周知
  
- ② 幼少時期からの人権教育及びあらゆる暴力を許さない意識の啓発 (子ども・福祉部、教育委員会)
  - ・ 家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育の推進
  - ・ 児童虐待、いじめ、性犯罪などあらゆる暴力を許さない意識の啓発の実施
  
- ③ 若年層を対象とした「デートDV」に関する予防施策の推進 (子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会)
  - ・ 男女共同参画やデートDVに関する啓発等の推進
  - ・ 福祉、学校関係者等に対する「デートDV」に関する啓発の実施

### **(2) 加害者にならないための取組研究**

DV加害者が再び暴力を起こさないための取組として、「加害者更生のための指導方法（以下「更生プログラム」という。）等を調査研究する。」とDV防止法にも規定されていますが、更生プログラムの有効性が未解明であり、DV被害者に対するリスクも高いことから、本格的な実施に至らず、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策に関する基本的な方針」においても継続して研究をしていくとしてきました。

令和元(2019)年8月に取りまとめられた「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業報告書」では、地域において加害者プログラムの取組を促進するには、今後、国において加害者プロ

グラムを被害者支援の一環として明確に位置付け、加害者プログラムの取組状況や課題等を検証し、その結果をふまえてプログラムの実施基準等の策定や人材育成に取り組んでいくことが望ましいとされました。

そのため、県としては、引き続き国の動向を注視・把握するとともに、他県及び民間機関における取組状況等を調査していきます。

さらに、DVが起こらない社会の実現のため、初期の段階で加害者がジェンダーバイアス（社会的・文化的性差別あるいは性的偏見）やDV加害の重大さに気づくための取組についても、研究をしていく必要があります。

### 具体的な取組

- ① 加害者にならないための取組の研究 (子ども・福祉部)
  - ・暴力に依存しがちな人への対応など、未然防止の施策を研究
  - ・加害者更生プログラムの調査研究状況等の把握

## <めざすべき社会像>

### 2 DV被害に「気づく」ことができる社会

#### 【現状と課題】

配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センターなどの相談機関における配偶者等からの暴力に関する相談内容は、複雑かつ深刻化しています。

被害者は、社会的に作られた男女のあり方に縛られ相談できなかつたり、子どものことや経済的な理由から我慢を重ねたり、恐怖感・無力感により助けを求めることを諦めてしまう場合があります。加えて外部からも問題が見えにくいいため、被害が深刻化していくケースが多々あります。このようなDVの特質をふまえると、周囲の関係者がDV被害に「気づき」、被害者に相談支援窓口の情報を知らせること、及び被害者の意思を尊重しつつ、被害者支援窓口に通報することのできる環境を整備することが重要です。

県民アンケート（e-モニター）によると、DV被害を受けた時に、被害者支援の相談機関をはじめ、家族、友人など「どこ（だれ）かに相談したことがある」と回答した人の割合は35.5%となっており、多くの被害者が自ら助けを求めることができなかった状況が浮き彫りになっています。

#### これまでの主な取組

- ・ホームページ掲載、DV相談先カードの配布等による相談窓口の周知
- ・主任児童委員へのブロック会議（研修）におけるDV施策等の説明

#### 【今後の取組】

##### （1）関係機関等による発見・通報のための環境づくり

被害者が暴力を受け、医療機関で治療を受けたり、子どもに関する相談を行う機関を利用した際に、対応を行った関係者がDVの被害者を発見し、気づくことがあると考えられます。そのような機会に、DVを発見しやすい立場にある関係機関がDV被害に気づき、被害者の意思を尊重しつつ被害者支援窓口に通報を行うことは、社会的な支援につなげるために非常に重要であり、発見・通報が適切に行われるよう関係機関に働きかけることが必要です。

医療関係者においては、DV防止法に通報の努力義務が明記されていることから、緊急性や心身の状況、被害者の意思に応じて、適切に対応することが求められます。また、子どもに関する相談に対応する機関においては、DVと児童虐待が密接に関連することをふまえ、DVに関する視点を併せた相談対応を行うことにより、親のDV被害を早期に発見することが求められます。

#### 具体的な取組

- ① 医療・保健関係者による発見・通報のための環境づくり（子ども・福祉部）

- ・医療・保健関係者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び研修
- ② 児童相談窓口等による発見・通報のための環境づくり（子ども・福祉部）
  - ・市町の児童相談窓口、児童相談所から適切な発見・通報が行われるための情報提供、研修
  - ・要保護児童対策地域協議会における関係者からの情報提供や学習機会の確保
- ③ 各種相談機関による発見・通報のための環境づくり  
(環境生活部、子ども・福祉部)
  - ・「男女共同参画センター」や「女性の人権ホットライン」、「みえ性暴力被害者支援センター」等の相談機関への相談から判明したDVを支援機関に通報し、適切に支援につなげるための情報提供及び研修
- ④ 福祉、教育等の関係機関による発見・通報のための環境づくり  
(子ども・福祉部、教育委員会)
  - ・民生委員・児童委員等、地域住民から身近な相談を受ける立場にある支援者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び研修
  - ・保育所、幼稚園、学校等の保育・教育関係者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び市町の研修促進
- ⑤ 県民による発見・通報のための環境づくり (子ども・福祉部)
  - ・被害者の家族、友人など、身近に相談を受ける機会のある方々から、適切な発見・通報が行われるための啓発
- ⑥ DVに関する周知・啓発等の実施（再掲）（子ども・福祉部、環境生活部）
  - ・ホームページや県広報等を積極的に活用した周知・啓発等の実施
  - ・職場、地域の団体等におけるDVや男女共同参画に関する研修の支援
  - ・女性に対する暴力をなくす運動期間中において、県内各地域における啓発の実施
  - ・DV相談先カードの配付による相談・支援機関の周知

## <めざすべき社会像>

### 3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会

#### 【現状と課題】

県民アンケート（e-モニター）やデートDVに関するアンケートによると、DV被害について関係機関に相談をしたことのある人は、ほとんどなく、相談相手の多くは友人、知人、親などの近親者となっています。

DV被害は、外部から発見されにくいという特性があり、家庭内の問題とみなされる傾向にあるため、まだまだ潜在化していると考えられます。逃げ出した時に安全に受け入れてもらえる場所があるかといった不安や、逃げ出した後の生活を明確に描けないために逃げる決断ができないことも要因の一つであるため、DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会の構築が必要となります。

そのためには、被害者からの相談等に対し、迅速に保護を行い、安全を確保することが最も重要です。また、被害者が本来の自分の力を取り戻すための心の回復が必要であり、相談、保護、自立支援といった各段階において、常に被害者に、誰からも暴力を受けずに安心して生きる権利があることを伝え、被害者が安心して支援が受けられる体制整備が求められています。

このためにも、被害者の支援を行ううえで中心的な役割を果たす施設である配偶者暴力相談支援センター機能の一層の充実が必要になるとともに、女性（婦人）相談員等職務関係者に対する専門性を高める研修と相談員へのサポート体制を併せて整備する必要があります。

また、一時保護体制についても、安全の確保とともに被害者の心身の回復を図り、自立支援に向けた場となるよう一層の充実を図る必要があります。

#### これまでの主な取組

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける法律相談の拡充（月2回から3回へ増加）
- ・ 関係機関、職務関係者の資質向上に向けた研修の実施

#### 【今後の取組】

##### （1）総合的な調整機能の強化

DV被害者の相談、保護、自立を支援していくためには、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関との連携・調整が必要となりますが、その中核的な役割を担うのが県女性相談所に設置する配偶者暴力相談支援センターです。

配偶者暴力相談支援センターがDV被害者支援の中核として、自所の相談員や心理ケア担当職員への専門研修の実施による相談スキル等の向上を図るとともに、外部専門家によるスーパーバイズ※の実施と、市町に対するスーパーバイズ

の実施により、処遇困難な事案への対応や専門的・広域的な対応を行うなど、総合的な調整機能を強化する必要があります。

※ スーパーバイズ：高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うことです。

### 具体的な取組

- ① 配偶者暴力相談支援センターの充実強化 (子ども・福祉部)
- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける市町に対するスーパーバイズや困難事例のコーディネートが行える体制整備
  - ・ 市町及び県域を越えた広域的な連携を図る機能の充実強化

### **(2) 相談体制の整備**

配偶者暴力相談支援センターや県福祉事務所のほか県内14市においても女性(婦人)相談員等が配置され、DV被害者からの相談対応をしていますが、その認知度も高くないことから、さらなる周知を行うことが必要です。

また、夜間休日の相談窓口の充実、男性被害者からの専用相談窓口の設置や若者からのデートDV相談など、被害者が相談しやすいような工夫や環境整備が求められています。

さらに、配偶者暴力相談支援センターで実施している弁護士による専門相談についても、県内の複数個所で実施するなど、三重弁護士会等と連携して充実させていく必要があります。

### 具体的な取組

- ① 相談しやすい環境の整備 (子ども・福祉部、環境生活部)
- ・ 昼間相談できない被害者のための夜間における相談の実施
  - ・ 休日における相談体制の検討
  - ・ デートDV被害者が相談しやすい環境の検討
  - ・ 男性被害者が相談しやすい環境の検討
  - ・ SNS等を活用した相談窓口の検討 <重点取組>
  - ・ 外国人、障がい者、高齢者及び男性、LGBT等当事者からの相談への適切な対応
- ② 県内相談体制の充実 (子ども・福祉部)
- ・ 配偶者暴力相談支援センター機能を含めた県内相談体制の検討
- ③ 弁護士による専門相談の充実 (子ども・福祉部)
- ・ 配偶者暴力相談支援センター等における弁護士による専門相談の充実
  - ・ 日本司法支援センター(法テラス)三重地方事務所における弁護士相談等との連携

### (3) 保護体制及び加害者対策の強化

DVが起こった場合の最重要課題は被害者の安全確保です。

被害者が加害者の元から逃げ出した際は、迅速に保護を行える体制を整備し、保護した被害者に安全で安心できる環境を提供することが重要です。併せて、執拗に被害者を探し回る加害者への対策を強化することも必要です。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令※制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関等への連絡等を行っていますが、保護命令制度の拡充が図られており、さらに、一層の制度周知に努める必要があります。

※ 保護命令：配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者等に対して発する命令です。

(1) 被害者への接近禁止命令、(2) 被害者への電話等禁止命令 (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令、(4) 被害者の親族等への接近禁止命令、(5) 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型。罰則としては「保護命令」に違反した者には1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が課せられることが規定されています。

#### 具体的な取組

- ① 迅速に保護を行える体制づくり (子ども・福祉部)
  - ・ 配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の関係機関の協力による避難場所の提供や一時保護所への同行支援など、緊急時における安全確保のための連携の強化
  - ・ 夜間緊急時の避難先確保のための関係機関との調整
  - ・ 男性被害者の保護体制の検討
  
- ② 警察による被害者保護及び加害者への対応 (警察本部)
  - ・ 被害者の意思をふまえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置の実施
  - ・ 相談のあった被害者を福祉事務所等の女性(婦人)相談員に確実につなげるなど、途切れのない保護支援情報提供の徹底
  
- ③ 保護命令に対する適切な対応 (子ども・福祉部)
  - ・ 被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう情報提供及び助言
  - ・ 保護命令発令時において適切な対応が行われるよう、学校・保育所等に対する指導、助言の実施
  - ・ 制度利用にあたって警察との連携強化



- ④ 配偶者暴力相談支援センターにおける安全の確保・充実（子ども・福祉部）  
・配偶者暴力相談支援センターにおける警備体制の確保

#### **（４）関係機関、職務関係者への研修やサポートの充実と被害者等の個人情報保護の徹底**

DV被害者は、加害者からの暴力という危険な状況の中で生活しており、DV対応は常に危険と隣り合わせといえます。

そのため、不適切な対応は、DV被害者にさらなる暴力を受ける危険を生じさせる恐れがあります。女性（婦人）相談員等の職務関係者は、これを回避するため、個人情報保護等の危機管理意識を身につけることが重要であり、その向上に向けた取組（研修）を充実強化する必要があります。

また、DVに対して一丸となって取り組むためには、関係機関・職務関係者の資質向上が必要不可欠です。DVに関する理解が不十分なまま被害者に対応すると、窓口での対応や相談業務にて被害者をさらに傷つけるという二次被害※1が生じる恐れがあります。二次被害を防止するためにも、関係機関・職務関係者に対する研修を充実強化する必要があります。

さらに、被害者からの相談等に対して、直接支援する立場にある女性（婦人）相談員等自身が代理受傷※2を体験したり、バーンアウト※3（燃え尽き）状態に陥る可能性があるため、女性（婦人）相談員等自身の心理的サポート体制を整備することが必要です。

- ※1 二次被害：相談機関等において、基本的な理解の不足や偏見により、心ない対応を受けることで、被害者が再び傷つくことをいいます。
- ※2 代理受傷：被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ることをいいます。
- ※3 バーンアウト：納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じることをいいます。

#### 具体的な取組

- ① 技術や知識の習得と危機管理意識の向上及び二次被害の防止に向けた職務関係者に対する研修の充実（子ども・福祉部）  
・女性（婦人）相談員などの職務関係者や関係機関の職員に対する専門研修の実施
- ② 女性（婦人）相談員等に対する心理的サポート体制の整備（子ども・福祉部）  
・女性（婦人）相談員等に対するスーパーバイズ等の実施

③ 被害者の個人情報の保護

(子ども・福祉部)

- ・住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続きの実施のための市町等への支援
- ・年金事務・医療保険にかかる支援措置にかかる年金事務所等との連携
- ・被害者に関する秘密の保持や個人情報の管理の徹底に向けた市町等への支援

## 〈めざすべき社会像〉

### 4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会

#### 【現状と課題】

被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、就業の促進、住宅の確保のほか、様々な支援制度の活用等が必要であり、このような制度の情報収集や関係機関との連携が適切に行われる必要があります。

そのために、DV被害者の子ども、外国人、障がい者のほか、男性被害者やデートDVの被害者など、すべてのDV被害者が適切な支援を受けられるような環境を整えることも重要な課題となります。

また、相談、保護、自立支援といった各段階においても、身近な行政機関として市町の役割は大きく、支援体制の整備や施策の充実に向け、市町の取組を支援していく必要があります。

#### これまでの主な取組

- ・緊急に保護が必要な女性の一時保護（被害者の安全確保や心身の休養、自立支援）

#### 【今後の取組】

##### （1）自立支援のための体制づくり

被害者が一旦身の安全を確保した後に、自立に向けた生活設計をする必要があります。実際に社会生活を営んでいくうえでは、住まいの問題や心理的回復をはじめとした様々な困難があるため、これらに対して適切な支援を行うことが重要です。

#### 具体的な取組

- ① 被害者への心理的支援 (子ども・福祉部)
  - ・女性相談所における被害者及び児童に対する心理療法等の実施
  - ・居宅の被害者及びその子どもに対するメンタルケアの支援
- ② 被害者の置かれている状況に即した各種自立支援施策の適切な運用 (子ども・福祉部)
  - ・生活保護制度や福祉貸付金等の各種自立支援施策のDV被害者の置かれている状況に即した適切な運用
- ③ 関係機関との連携による就業支援 (子ども・福祉部)
  - ・被害者自立支援策として、ハローワーク、母子・父子福祉センター等関係機関

と連携した就業支援

- ・母子生活支援施設や婦人保護施設を退所する被害者の就職時における身元保証制度の普及

④ 住居の確保 (子ども・福祉部、県土整備部)

- ・県営住宅への優先入居による支援
- ・市町の所管する公営住宅への被害者の優先入居実施の働きかけ
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける住宅の確保に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の支援の実施
- ・母子生活支援施設を退所する被害者のアパート等の賃貸時における身元保証制度の普及

⑤ 市町におけるDV対応一元化の促進支援 (子ども・福祉部)

- ・医療保険や年金及び就学手続き等、市町において関係部局が連携し、DV被害者の自立支援が一元的に対応(ワンストップ・サービス)できる体制整備の促進支援

⑥ 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用 (子ども・福祉部)

- ・一時保護後の入所、自立等への支援 《重点取組》
- ・母子生活支援施設の心理療法担当職員による支援

⑦ 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進 (子ども・福祉部)

- ・民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会など各種民間団体と連携するための情報提供や研修等の実施
- ・民間団体との協働による被害者支援の実施

## (2) 外国人、障がい者、高齢者等への対応

外国人、障がい者、高齢者、男性、LGBT等当事者の被害者にとっても、安全・安心が確保され適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携のうえ、相談等がしやすい体制を整備する必要があります。

### 具体的な取組

① 啓発資料等の多言語化の実施 (子ども・福祉部、環境生活部)

- ・相談窓口等の広報資料の多言語化の実施

② 通訳体制の充実 (子ども・福祉部、環境生活部)

- ・外国人被害者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実  
    (「子どもと女性の24時間多言語電話通訳事業」の実施や「みえ外国人相談サポートセンターMieCo」との連携の検討) 《重点取組》

- ③ 障がいに関心した情報提供の検討 (子ども・福祉部)
- ・ 関係団体等と連携し、様々な障がいに関心した情報提供や手話通訳者による情報保障などを実施
- ④ 外国人、障がい者、高齢者、男性、LGBT等当事者の状況に応じた安全・安心の確保にかかる支援の充実 (子ども・福祉部、環境生活部)
- ・ 生活習慣や障がいの状況に応じ、委託先における一時保護の実施
  - ・ 地域包括支援センター等と連携した高齢者支援の充実
  - ・ 男性やLGBT等当事者に対する対応や支援の充実

## <めざすべき社会像>

### 5 DV被害者の「子どもが守られる」社会

#### 【現状と課題】

DVが子どもに与える影響は深刻です。児童虐待の防止等に関する法律において、児童がDVを目にすること(面前DV)は心理的な児童虐待であると定義されており、DVを目のあたりにすることで、心理的に多大な影響を受け、子どもの健やかな成長を妨げると考えられています。DVが起こっている家庭の子どもは、心理的外傷を通して児童虐待を受けているという認識を浸透させるとともに、被害者の子どもに対する支援を充実させていくことが必要です。

#### これまでの主な取組

- ・子どもを伴うDV被害者の一時保護を行う際の市町家庭児童相談部門や児童相談所との連携や、一時保護されたDV被害者の子どもに対する児童支援員による保育及び心理判定による心理療法等の実施

#### 【今後の取組】

##### (1) 子どもへの支援のための体制づくり

DV被害者の子どものこころのケアや一時保護された子どもに対する支援を充実させていくことが必要です。

また、被害者の子どもが、親の経済的困窮が原因で十分な教育が受けられず、就職や進学などで将来不利益となる、いわゆる貧困の連鎖とならないよう、学習や就業などの支援を行うことが必要です。

#### 具体的な取組

- ① 子どもの権利を守るための支援(子どもの権利擁護) (子ども・福祉部)
  - ・アドボカシー研修への女性(婦人)相談員の参加
  - ・子どもの権利擁護に関する研修等について区市町職員、民生委員等関係者の参加の働きかけ
- ② DVが子どもに与える影響に関する理解促進 (子ども・福祉部)
  - ・DVが子どもに多大な影響を与えることの理解促進のための周知啓発の実施
- ③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実 (子ども・福祉部)
  - ・同伴する子どもに対する児童指導員による保育、学習指導等の支援の充実
  - ・個人情報の保護、転校手続きなどの就学支援、安全確保についての各市町等教育委員会への周知
  - ・学習を受けられない子どもへの学習支援や保護者の自立支援施策等との連携

## (2) 多様な主体との連携強化

DVの特性と児童虐待の特性や、相互に重複して発生する可能性をふまえて、関係機関においては、これまで以上に連携を強化しながら防止対策や被害に対する支援を行う必要があります。

### 具体的な取組

- ① 児童相談所との連携 (子ども・福祉部)
  - ・ 相談の際に把握した内容を情報提供するなど児童虐待部門とDV対策部門との連携
  - ・ 職員研修等の機会を活用した課題の共有や連携に関する意見交換の実施
  
- ② 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実(子ども・福祉部)
  - ・ 要保護児童対策地域協議会における子どもがいるDV家庭の把握、支援の実施
  - ・ 要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会の一体化の促進 <<重点取組>>
  
- ③ 母子保健対策との連携(妊娠期からの切れ目のない支援)(子ども・福祉部)
  - ・ 母子保健コーディネーターに対する情報提供や研修の実施 <<重点取組>>

## <めざすべき社会像>

### 6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

#### 【現状と課題】

DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援を行っていくうえでは、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関が密接に連携・協働することが重要となります。また、民間団体等による被害者に対する様々な支援の提供も進んでおり、これらの団体等とも連携・協働し、DVに対して「多様な主体が取り組む」社会をめざします。

#### これまでの主な取組

- ・ 県、地域DV防止会議を開催し、関係機関によるDV防止ネットワークを構築
- ・ 市町基本計画を策定に向けた市町への働きかけ

#### 【今後の取組】

##### (1) DV防止ネットワークの構築と強化

地域における関係機関の連携を図るためには、市町行政機関、医療関係者、民生委員・児童委員、警察署、教育機関、裁判所、人権擁護委員、福祉関係機関等で構築されたDV防止ネットワークを通じて、情報を共有し共通認識を持つことが重要です。

市町をまたぐ広域的なDV対応・連携については、配偶者からの暴力防止等連絡会議（県DV防止会議）及び県福祉事務所が所管する県地域DV防止会議において情報提供、意見交換等を行っており、目的、事案に応じて、機能的に各種のネットワークの活用を図ることが重要です。

また、市町に設置している要保護児童対策地域協議会における児童虐待被害とDV被害対策の連携がより一層進むよう、市町への助言等により支援する必要があります。

今後、相談内容の多様化、複合的な課題を抱えた事例への支援の複雑化、幅広い関係法令の改正への対応など、関係機関がDVに対する理解を深め、適切な対応ができるよう、連携・協力体制を一層強化していく必要があります。

#### 具体的な取組

- ① 広域的なDV対応・連携の促進 (子ども・福祉部)
  - ・ 裁判所等の司法機関や医師会等を含めた関係機関で構成する県DV防止会議などを通じての一層の連携強化
  - ・ 県地域DV防止会議の機能的な活用
  - ・ DV法律相談実施等における関係機関相互との一層の連携の強化



## ② 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実（再掲）

（子ども・福祉部）

- ・ 要保護児童対策地域協議会における子どもがいるDV家庭の把握、支援の実施
- ・ 要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会の一体化の促進 《重点取組》

## （2）保護及び自立支援における関係機関との連携強化

被害者の保護、自立支援などを適正に実施していくためには、関係機関が相互に連携を図りながら協力していくことが重要です。

国内では、被害者に対して、個人や民間団体が被害者の立場に立った支援を自主的に行っている事例が数多くあります。本県でもDV被害者支援を行っているNPO団体において、被害者の母子に対する心理回復プログラムの実施や自立に向けた同行支援などが実施されており、また民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会など各種民間団体において、被害者の立場にたった支援を行っています。

今後は、被害者に対する支援として、県の行うべき役割を明確にするとともに、被害者支援策の多様性を確保し、選択の幅を広げるためにも、民間団体等の自主性・自立性に配慮しつつ、民間団体の被害者自助グループの活動などとの連携を充実させていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 配偶者暴力相談支援センター等における関係機関との連携強化

（子ども・福祉部）

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける福祉事務所、警察、男女共同参画センター、母子生活支援施設、婦人保護施設、性暴力被害者支援センターよりこ、民間団体等との連携強化 《重点取組》
- ・ 県福祉事務所における被害者支援に携わる市町実務担当者との連携強化

#### ② 民間団体等による保護、自立支援に向けた取組の促進（再掲）

- ・ 民間団体等との協働による被害者支援の実施

## （3）市町におけるDV対策の促進支援

DV防止法では、市町村が被害者に最も身近な行政主体として、地域の実情にあわせ、切れ目のない支援を行うことが重要であるとして、法第2条の3第3項において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の施策の実施に関する基本計画「市町村基本計画」を定めるよう努めなければならない。」、また、同法第3条第2項において、「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるも

のとする。」と明記され、DV対策を行ううえで市町の役割はますます重要になってきます。

市町においては、保健・福祉の相談現場等において被害者に気づくことが期待されるとともに、支援の過程において様々な手続き（住民票、国民健康保険、保育・学校等）に関わり、細やかに対応することが望まれます。特に、住民基本台帳の閲覧制限など、被害者の安全確保に十分配慮し、住民票に記載がなされていない場合であっても、居住している市町において受けることができる支援などについての情報を関係部署が共有することが重要です。

県として、各種会議等の場において、当該基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置も含めたDV対策の充実を働きかけるとともに、必要な情報やノウハウの積極的な提供と研修等を実施するなど、市町の取組を支援することが必要です。

### 具体的な取組

- ① 市町基本計画の策定支援 (子ども・福祉部)
  - ・市町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施のため、市町基本計画の策定を支援
  
- ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進 (子ども・福祉部)
  - ・女性(婦人)相談員等設置市に対する配偶者暴力相談支援センターの設置促進支援

## **(4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進**

被害者支援に携わる関係機関において、被害者から苦情の申出を受けたときは、誠実に苦情を受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望まれます。

また、関係機関において苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に即して適切かつ迅速に処理を行うことが必要です。

### 具体的な取組

- ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進 (子ども・福祉部)
  - ・関係機関における苦情の適切かつ迅速な処理の推進

## V 計画の総合的な推進と進捗の評価

DVに対応するための県の施策は、複数の部局が担当しており、計画の遂行及び成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要です。また、当計画において、市町の実施の促進支援を行うこととしているため、計画策定部局である子ども・福祉部が中心となり、各部局の実施及び市町の実施の進捗状況を把握し、県基本計画の進捗管理を行います。

進捗の評価については、福祉、医療、司法、警察、教育機関等からなる配偶者からの暴力防止等連絡会議（県DV防止会議）において毎年度ごとに行い、「計画→実行→評価→改善（PDCA）」といったプロセスにより、計画を着実に推進し、5年後の改定につなげていきます。

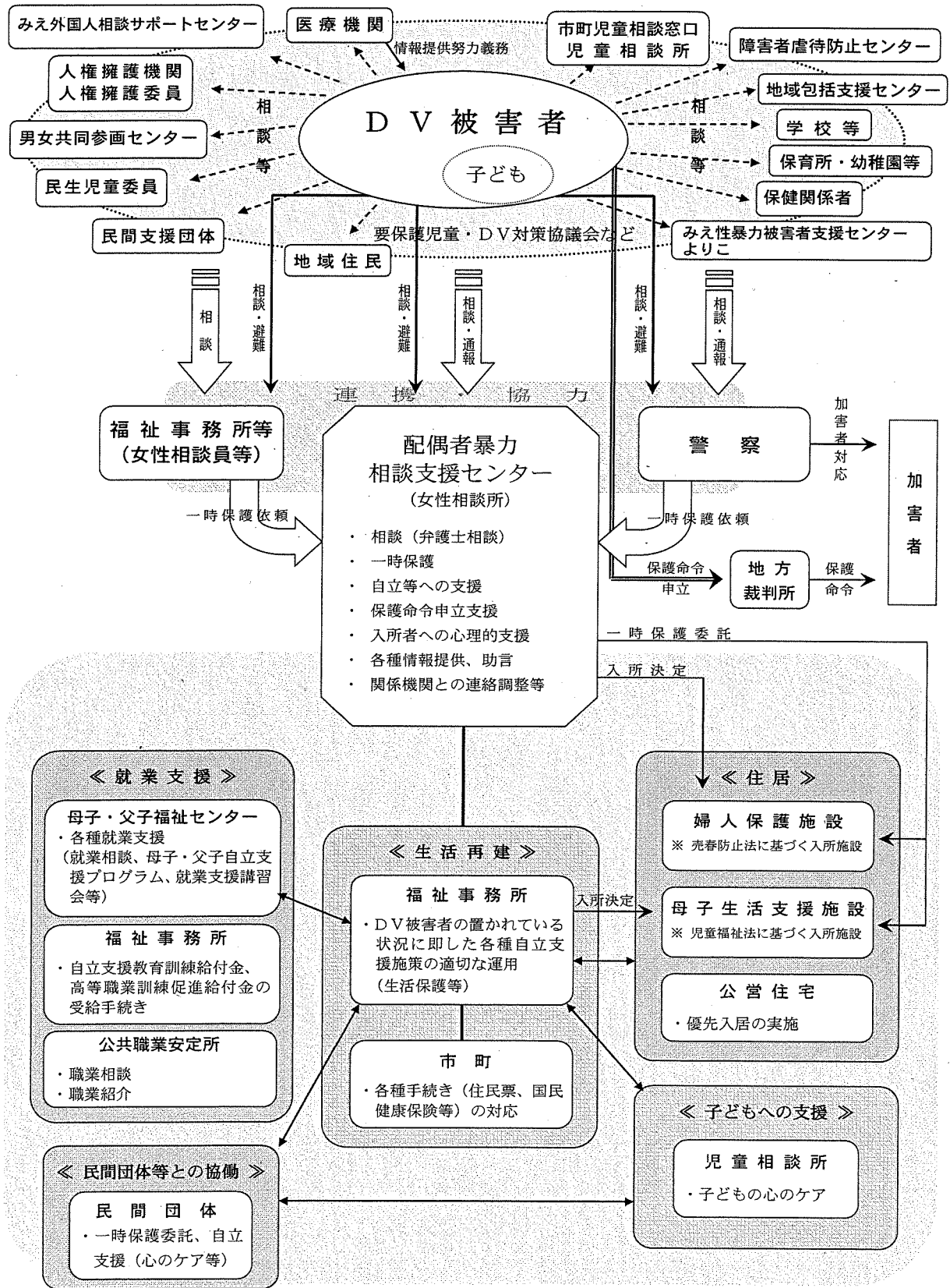
◆ DV被害者支援フローチャート

【早期発見】

【相談・通報】

【保護】

【自立等への支援】



# 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画（最終案）の概要

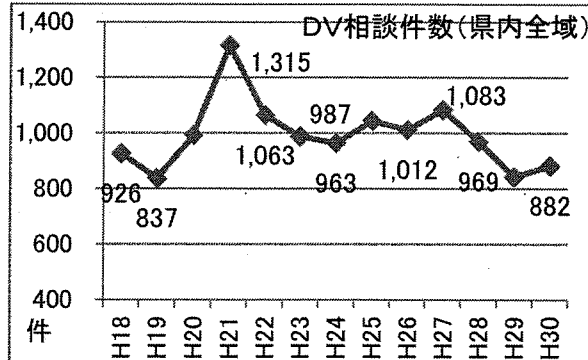
## 計画の基本的な考え方・視点

- 1 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持つとともに、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があるという認識を持ち、DVを社会全体で受け止め、DVが起らない社会の実現に向けて対応します。
- 2 DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保を図り、被害者自らの意思が尊重され、自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。
- 3 DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるよう努めます。
- 4 関係行政機関との連携を図りつつ、県がその担うべき役割を果たすとともに、地域住民、団体と協働して取り組みます。
- 5 国の示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」をふまえたうえで、県の実情に即しつつ、市町における取組が促進されるよう、県の取組の方向性、その具体的な内容などを記載します。

## 現状と課題

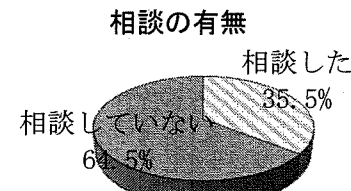
### ◆DV相談件数

配偶者暴力相談支援センター、県市町福祉事務所の相談件数は依然として多い。



### ◆DV被害を受けた時の相談の有無

・「相談しなかった」割合が多い。  
⇒安心して相談できる体制づくりが必要



### ◆DV被害者の相談先

・知っている相談先では「警察」(73.3%)が多く、「配偶者暴力相談支援センター」(10.2%)や「市町相談窓口」(31.2%)はあまり知られていない。  
⇒相談窓口の周知・啓発が必要

## 重点課題

- ①多様な相談に対応する体制の整備・充実
  - ・SNS等を活用した相談窓口の検討
  - ・通訳体制の充実に向けた検討
- ②DV対策と児童虐待防止対策の連携
  - ・市町要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等の組織的な一体化を促進
- ③被害者に対する支援の充実に向けた市町等多様な主体との連携
  - ・婦人保護施設や母子生活支援施設との連携強化
  - ・母子保健との連携強化（妊娠期からの切れ目のない支援）

## めざすべき社会像

- 1 DVが「起らない」社会
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会
- 3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会
- 4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会
- 5 DV被害者の「子どもが守られる」社会
- 6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

## 取組内容

<b>1 DVが「起らない」社会</b>
(1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進
DVに関する周知・啓発等の実施 ほか
(2)加害者にならないための取組研究
加害者にならないための取組の研究
<b>2 DV被害に「気づく」ことができる社会</b>
(1)関係機関等による発見・通報のための環境づくり
・医療、保健関係者による発見・通報のための環境づくり
・児童相談窓口等による発見・通報のための環境づくり ほか
<b>3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会</b>
(1)総合的な調整機能の強化
配偶者暴力相談支援センターの充実強化
(2)相談体制の整備
相談しやすい環境の整備 ほか
(3)保護体制及び加害者対策の強化
迅速に保護を行える体制づくり ほか
(4)関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と被害者等の個人情報保護の徹底
危機管理意識の向上及び二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実 ほか
<b>4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会</b>
(1)自立支援のための体制づくり
・被害者への心理的支援
・母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用 ほか
(2)外国人、障がい者、高齢者等への対応
・啓発資料等の多言語化の実施
・外国人、障がい者、高齢者、男性、LGBT等当事者の状況に応じた安全・安心の確保にかかる支援の充実 ほか
<b>5 DV被害者の「子どもが守られる」社会</b>
(1)子どもへの支援のための体制づくり
子どもの権利を守るための支援(子どもの権利擁護) ほか
(2)多様な主体との連携強化
・児童相談所との連携 ほか
<b>6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会</b>
(1)DV防止ネットワークの構築と強化
・広域的なDV対応・連携の促進 ほか
(2)保護及び自立支援における関係機関の連携強化
・配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化 ほか
(3)市町におけるDV対策の促進支援
・市町基本計画の策定支援 ほか
(4)苦情の適切かつ迅速な処理の推進
苦情の適切かつ迅速な処理の推進

## 数値目標

### 成果指標

- ◆DV相談窓口を知っている人の割合  
現状値 80.2%⇒令和6年度目標 90%
- ◆DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ(だれ)かに相談したことがある人の割合  
現状値 35.5%⇒令和6年度目標 50%
- ◆一時保護されたDV被害者が母子生活支援施設・婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合  
現状値 81%⇒令和6年度目標 100%
- ◆要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数  
現状値 13市町⇒令和6年度目標 全市町

### 取組指標

- ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う地域数  
現状値 29か所⇒令和6年度目標 40か所
- ◆県ホームページ・県広報や情報誌への掲載、啓発イベントの実施等による情報発信の回数  
現状値 3回⇒令和6年度目標 10回
- ◆医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動の回数  
現状値 8回⇒令和6年度目標 10回

### 参考指標

- ◆DV相談件数(女性相談所、福祉事務所等、男女共同参画センター、警察本部)  
現状値 1,850件
- ◆夫等の暴力を原因とする一時保護件数  
現状値 27件
- ◆基本計画策定市町数  
現状値 20市町
- ◆配偶者暴力相談支援センター設置市町数  
現状値 0市町